

入管と縁を切りたい!

——日本国籍確認の斗い——

目	次
・ さらに、日本と日本人へ問いかける	1
・ 金鐘甲さんの裁判「日本国籍確認訴訟」判決出る	5
・ 資料1 判決	6
・ 資料2 原告最終準備書面	11
・ 資料3 原告第十四準備書面	14
・ 資料4 犬養光博証人証言	15
・ 資料5 シェファー・ウーリッヒ証人証言	25
・ 資料6 原告証言(その1)	37
・ 資料7 " (その2)	45
・ 資料8 " (その3)	52
・ 資料9 チオエチヤンホア 崔昌華 証人証言	56
・ 資料10 被告最終準備書面	74
・ 資料11 原告提出証拠書類一覧	76
・ 新聞切抜き	79
・ 原告写真	85
・ 「入管と縁を切りたい」バックナンバー一覧	86
・ あとがき	89

1985.2

キム チョン カヴ

金鐘甲さんの裁判をすすめる会

さらに日本と日本人へ問いかける

判決の日（一九八四年九月二八日）

九年間通った福岡地裁への道だった。これが最後だろうと、僕は思っていた。

前日まで、金さんは「もう体がきつくて、とても裁判所まで行けません。」と言っていた。この一年間は、二、三ヶ月おきに肺炎様の発熱をくりかえし、金さんの体力の衰えは明らかだった。そんな状態を皆、気づいていたのだろう。十三年前の学生であった頃から、この問題に取り組んでいた彼、彼女はもう皆、一人前のおじさん、おばさんとなって、遠く千葉、鹿児島、奄岐、島根などから、それぞれ、この日に集ってきた。

東京からは在日朝鮮人として初めて、日本国籍確認訴訟を京都地裁に起し、今は退去強制—仮放免の身となって東京へ足止めされている宋斗会さんも、白髪まじりの仙人のようにひょうひょうとやってこられた。

「これが最後かもしれない。」ということ、警備員の執ような妨害にもまけず、横断幕に、「金鍾甲^{キム・ジョンガ}さんの日本国籍を確認せよ」と大書して、裁判所構内で三十人位で集会を始めた。この裁判を日本国籍確認訴訟として起すことを金さんに決意させた崔昌華^{チュウ・チャウワ}楠佐人があいさつし、そのあと僕や犬養さんが話した。その時、車

イスの金さんの肩がふるえ、涙が頬を落ちるのに気がついた。強制連行され、今、遠く故郷をはなれ、無念にもこの日本の地で、生涯の終わりを迎えようとしている今、この判決の日に、金さんの胸の中を満たしたものは何だろうか。

法廷の中は、いつものようにひんやりと寒々しい空気がただよっていた。三人の裁判官は、黒い法衣で、無表情に、「原告の請求はいづれも棄却する。」と口早に述べると、さっと立ち去っていった。

その瞬間が金さんに控訴を決意させたのだろう。この日を前に、僕は金さんにいつていたのだから。「残念ながら金さんの勝訴ができることはないでしょう。たとえ敗訴しても、金さんの主張がどれだけ認められるか、それが問題ですよ。」あとの集会で、報道の記者たちを前に、「控訴します。」と、もう一度、はっきり、金さんはそう言った。

生きている限り、日本国へ強制連行の責任を問い続けようというのだ。

金さんがこの裁判でなげかけた問題

一九一〇年「日韓併合」によって日本の植民地とされた朝鮮において、朝鮮人の両親のもとで、一九二〇年金さんは生まれた。

即ち、出生によって日本国民、当時の言葉で言えば「皇国臣民」となった。日本国民として戦争中の国家総動員法の体制にしばられた、朝鮮より千島列島、つづいて当時の「内地」に強制連行され、強制労働を強いられた。それ以来、日本に住むことをよぎなくされたが、戦後、一九五二年サンフランシスコ平和条約が結ばれ、日本が主権回復した時、日本国は在日朝鮮人の日本国籍を一方的に剥奪したため、外国人として扱われ、そのためささいな刑事事件で一年二ヶ月の実刑を受け出入国管理法の退去強制処分を受け、大村収容所に約四年間、強制収容された。大村収容所を出所した後、特別在留許可、退去強制、仮放免などという不安定な在留資格を強いられ、居住さえ保証されない不安な日々を送った。このように日本国が金さんの一生に強制したこの耐えがたい苦しみについて、このパンフの資料6、7、8の原告証言で、飾らぬことばで金さんは述べている。

十三年前、初めて、私たちが金さんに出会った時、彼は病床で、「死ぬ前に自分がなめた苦しみを何んとかして日本国へぶつきたい。」と話した。そこから、この裁判への道は始まった。

強制連行、強制労働による損害を直接、法的に問う道は閉ざされているため、強制連行によって、今もなお日本に居住することをよぎなくされながら、日本に居住している住民が等しく享受できるはずの基本的人権の数々を、「外国人」としての扱いによって享受できない状態に置かれていることを問題にすることによって、即ち、金さんの日本国籍確認を求め、あわせて強制連行と戦後の日本国籍

剥奪によって蒙った損害に対して、三千万円の損害賠償を求めるという形で、一九七五年八月、日本国を相手に裁判を挑むことになった。

原告の金さんは法律的なことは全くわからないため、早くから在日朝鮮人・韓国人の人権と国籍の関係について研究を続けてきた崔昌華^{チャウ・ハ}補佐人を中心に、素人の私たちが弁護士なしの原告訴訟で、先行している京都地裁での宋斗会さんや東京地裁での林景明さんの日本国籍確認訴訟を参考にしながら、九年間、この訴訟を続けてきた。

私たちが法廷で述べた主張は原告最終準備書面（資料2）に要約されているが、金さんの思いをどれだけ表現しているか、心もななく思う。一方、被告日本国はその最終準備書面（資料11）で、過去の非をいさかも思うことなく、日本国がとってきた処置の正当性を憶面もなく主張している。この日本国の主張をつきずさんと、数人の証人を申請したが、その中から三人が採用された。

資料4の大養証人は金さんの身元保証人であり、また日本人として在日朝鮮人・韓国人の人権問題にとりくんできた経過の中で、金さんの問題への関わりを証言してもらった。

資料5のシェーファー・ウーリッヒさんの証言では、ドイツ人から見た日本と日本人の在日朝鮮人・韓国人に対する差別について述べてもらった。また、第二次大戦後、西ドイツに居住していたオーストリア人の人権の保証のため、本人の宣言によりドイツ国籍が回復するようドイツは立法化したことを、日本と対比して、語ってもらった。

資料9の崔昌華補佐人の証言では、在日韓国人として人権問題を問

い続け、その中で国籍問題が要^{かなら}としての重要性をもつことを早くより主張してきた崔さんに、国籍、民族差別、同化などについて、具体例をひいて多方面より話してもらった。

日本国を相手に、いわば巨象に挑むアリといった様の私たちが勝訴できるなどは、もとより思っていないが、今回の判決は敗訴のことより、その内容の低さに驚かされた。(資料1) この問題について独自の検討を怠り、最高裁判例をひきうつした裁判官の不勉強と怠慢が印象づけられた。

日常生活の中の金さん

病院の窓から、車イスにもたれて、いつまでも一人海を見ている金さんの姿を見ることがある。僕はそんな時は声をかけずに通り過ぎる。

ベッドで、ひどくふさぎこんで、むりに話かけても、むつつりととりつくしまもないといった時がある。とめどなくタバコの煙をたなびかせながら、ポツリと「もう死んでしまいたい。」と言う。僕は何も言えず、病室から出ていく。

13年前、門司労災病院へ入院してきた頃は大変だった。そんな日は、金さんは半身マヒの体で車イスのまま、よく酒を飲み一人だけでかけた。べろべろに酔って帰って、そんな時は酔いがさめるまでと思って、僕の部屋につれていった。しかし、金さんは、うつろながらも、はてもなく強制連行・強制労働の思い出をぶちまけ、酔いはますますまわっていった。あくる日はきまって、病院では飲

酒のため金さんの強制退院が問題になり、僕はまったく頭をかかえこんだものだ。門司港で沖仲士をして元気に暮していた頃は、金本八郎、通称ハッチャンで浜にとおり、体力にものをいわせて、仕事でも、ケンカでもひけはとらなかったといつか話してくれたことがあるが、今はもう、酒をのみに行く程の体力もなくなってしまった。金さんの頭も白髪まじりとなって、ハラボジってそろそろ呼んでもいいのかなと思ったりする。

病院にやってくる見知らぬ子供を呼びとめて、アイスクリームなど買ってやっている金さんの姿をみかけることがある。金さんの目がにこやかに笑っている。そんな時も、僕は知らないふりして通りすぎる。

金さんが強制連行される前、ちょうど縁談の話があったこと、また戦後、東北の小さな町で、金さんにいささか遅い春が訪れていたことなど聞いたことがある、けれども大村収容所への強制収容によって終りとなったこと、そんなことを思い出しながら、僕は通りすぎる。

金さんは日本語も朝鮮語も読めないしかけないと僕に言ってきた。しかし、最近気がついたのだが、金さんはハングルだけ、つまり漢字まじりでなければよめるのだ。僕の知っている乏しいハングルの単語を指さしたずねると、目で笑いながら、その単語の意味を話してくれた。「でも、ここではハングルを知っていても、何んの役にも立たんよ。」と金さんはさびしそうに話した。

おわりに

この裁判を始めて判決まで九年がたち、今十年目に控訴審をさらに迎えようとしている。この裁判を始めた頃は、「在日朝鮮人が、日本国籍の確認を主張するなんて」と、在日朝鮮人韓国人からも日本人からも、冷笑のまなざしで見られることが多かった。

しかし、10年の歩みの中で、人々の考えが少しづつ変りつつあることに気づく。宋斗会さん、金鐘甲さんの裁判が問題提起となって、この方面の学問的研究も、急速に拓かれつつある。書証一覧の中から(1、2、3、5、6、9、10、24、35、36、53、56など)その一端を知ることができる。しかし、何よりも大きな変化を作り出したのは、四年前より急速にひろがりつつある在日朝鮮人韓国人の外登証の指紋捺捺拒否の運動である。在日朝鮮人韓国人が外国人とされ、外登証をもたされ、指紋を強制されるようになったのは、サンフランシスコ平和条約の締結を境とした日本国による彼らの日本国籍の剥奪にこの問題は始まるのだから。指紋捺捺拒否の運動は必然的に、宋さん、金さんが問題提起した日本国籍確認の問題へと、源へと、のぼりつめていくだろう。状況は変化しつつある。しかし、控訴審で金さんが勝訴できるなどとは、僕は考えていない。

日本国が自らつくり出した状態を、根本からあらためる程、今の日本が民主的会社とは残念ながら思えないし、裁判所が日本国の行政の誤りをきっぱりと指摘できる程、司法権は独立もしていないし、

毅然^{きんげん}ともしていないと思っているから。しかし、この裁判で金さんが問題提起していることは、私たちの社会にとって、とても大切なことだと思う。この裁判で問われている核心は次のように言うことができる。

この地に定住する彼が何人であれ、彼がこの土地やそこに住む人々と具体的なきずなを結んで生きている事実に対して、国家はこれを否認することはできず、その彼の生存のきずなを事実を確認し、この地に生きる人々が享受できる諸権利を、等しく彼に対して保証しなければならない。この諸権利の保証の具体的形式が国籍である。彼、金鐘甲がこの地に定住するにいたったのは日本国の責任であるのだから。ましてや、この主張は当然である。

今、金さんは身よりもなく、半身不随の病身でこの控訴審にとりくんでいる。控訴審の判決がでるまで、彼の余命が残されているかどうか僕は不安に思う。しかし、偶然にも僕の身近に生きる一人の人間が、日本国からかくも無惨に一生を踏みにじられ、今、必死の思いで、日本国の非を問い続けている時、同じくこの地に生きる一人の人間として、僕は彼の思いに共感せずにはおれない。ましてや、一人の朝鮮人である彼を踏みつけて、今もなおその責任をいささかも認めようとしないう日本国のごう慢さを可能にしているのは、暗黙にも、積極的にもそのような日本国のやり方を、僕ら日本人一人一人が支えているためののだから。今、さらに、この裁判を最後まで金さんと共にすすめていこうと僕は思う。

キム チョン カワ

金鐘甲さんの裁判

「日本国籍確認訴訟」判決出る

9月28日金、午前10時少し前、判決を前に小さな集会が福岡地方裁判所の正面前で開かれた。補佐人の崔昌華氏チオエチンホと兼崎暉氏ヒカルがそれぞれ、その決意を述べられた。思えば提訴以来九年余りの歳月が流れている。ぼくは十数年前に「金鐘甲キムチヨンガさんの身元保証人になつて欲しい」と頼まれてなつた。それがどんな意味をもつのか深く問うこともなく引き受けてしまった。

以来、月に一度の割りで門司労災病院に金さんを尋ね、気分の良い時にはタバコをスパスパやりながら色んな話をされるのを聞いた。気分のすぐれない時は、いかにも大儀そうに、ベッドに体を起し黙つてタバコを吸われるのにつきあつた。

何回か「オレ、モウ死ンダホウガ、マシダヨ」とつぶやかれる。公判の度に車椅子で法廷に出られ、金さんは繰り広げられた様々な法的な論議を、どんな風に聞いておられただろうか。

金さんの思いは、「日本国が勝手に強制連行してきて、牛馬のように使つておいて、今なぜ入管にしなければならぬのか。」という思いである。それが法律的には「日本国籍確認訴訟」ということで争われた。

判決は、「原告の請求はいずれも棄却する」、で終り。後に持たれた会で、金さんは上告を決意された。

この金さんの裁判と「指紋押捺拒否裁判」の関係は、両方共、戦後の日本国の在日韓国人朝鮮人に対する処遇の誤りを追求していることだと思ふ。サンフランシスコ条約によつて、在日朝鮮人韓国人は（一人一人の意志が問われることなく）、「外国人」になつた、と、国は主張する。そして、最高裁でも、それを良しとする判決がすでに出ている。今回もそれをくずすことができなかった。

後の会で、宋斗会さんが、へたな鉄砲でも数うてば当るのだから、何回でも同じことを主張する以外にない。」と言つておられたが、本当に、そんな虚しさに耐えなければ、こんな裁判はできない。九年に渡る裁判の記録を読んでもらえば、国がいかに誤っているかは明白なのだが。その明白なことを裁判所が認め、国が認めるためには何年戦わなければならないのだろうか。

（大養光博）

資料
1

判決

昭和五〇年(今)第三号日本国籍確認等
請求事件

判決

北九州市門司区浜町三番二三号
門司労災病院四〇六号室

原告

金鐘甲

右輔佐人

崔昌華

同

兼崎暉

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被告

右代表者法務大臣

住
榮
作

右指定代理人

堀江憲二

同

光山一實

主
文

一 原告の請求をいずれも棄却する。

二 訴訟費用は原告の負担とする。

事实

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

(一) 原告が日本国籍を有することを
確認する。

(二) 被告は、原告に対し、三〇〇〇

万円及びこれに対する昭和五〇年九月四日から完済まで年五分の割合による金員を支払え。

(二) 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに(一)につき仮執行の宜
旨。

二 請求の趣旨に対する答弁

主文と同旨の判決並びに被告敗訴の場合には担保を条件とする仮執行免脱の宣言。

第二 当事者の主張

一 請求原因

(一) 原告は、一九二〇年（大正九年）

二月二十五日、当時日本領土であった朝鮮慶尚北道金泉郡において、日本国民である父金日文、同母某の長男として出生し、日本国籍を取得した。

(二) 被告は、一九五二年（昭和二七

年）四月一九日、「朝鮮及び台湾は平和条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めて、すべて日本の国籍を喪失する。」旨の法務府民事局長通達（民事甲四三八号、以下「本件通達」という）を出して、原告が出生により取得した日本国籍を喪失したものと取り扱っている。

(三) しかしながら、本件通達は何ら正当な根拠に基づかない違法、無効なものであり、原告は、この通

達により不法に日本国籍を剝奪され、出入国管理令の適用を受ける身となり、ささいな刑事事件を理由として朝鮮への強制送還の目的で一九五三年一月から一九五七年春まで大村収容所に強制収容され、出所後は居住場所を当時の門司市に制限され、移動の自由を奪われたばかりか、外国人登録証の繁雑な在留期間更新のため、仕事や生活に支障をきたした。そのうえ、特別在留許可、退去強制、仮放免、特別在留許可などともまぐるしく変わる在留資格による居住の不安定、参政権をはじめ日本国民として当然受くべき諸権利を享有できず、実生活において多大の精神的苦痛、生活上の困難を強いられてきたものであるが、原告が戦前より日本に強制連行されて強制労働に服せしめられた事実をも参酌すれば、右苦痛、困難に対する慰藉料は三〇〇万円を下らない。

(四) よって、原告は、原告が日本国籍を有することの確認を求めるとともに、被告に対し、国家賠償法一条一項に基づき、右慰籍料三〇〇〇万円及びこれに対する本件訴状送達日の翌日である昭和

五〇年九月四日から完済まで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

二 請求原因に対する認否

(一) 請求原因(一)のうち、原告が出生とともに日本国籍を取得したことは認める。

(二) 同(二)の事実認め、同(三)の事実は争う。

三 抗弁

(一) 朝鮮は、明治四三年八月二九日に公布された「日韓併合ニ関スル条約」によって、その統治権を日本に譲与し、その結果、朝鮮人全部が日本国籍を取得し、爾来、朝鮮人が日本国民となり、日本国民(朝鮮籍)である父母の子として出生した原告は、日本国民(朝鮮籍)となったものである。しかし、原告は、朝鮮戸籍令の適用を受け、朝鮮戸籍に登録される扱いであり、戸籍法の適用を受ける本来の日本人である内地人とは法的地位を異にしていた。

(二) 原告は、第二次大戦後日本が連合国と締結した「日本国との平和条約」(昭和二十七年四月二八日条約五号、同日発効、以下「対日平和条約」という)の発効により、日本国籍を確定的に喪失した。

即ち、対日平和条約二条(a)項は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」と規定しているが、これに伴う朝鮮人の国籍の変動については、右条約は明文をもって規定していない。しかし、領土変更に伴って国籍に変動のあることは確立した国際慣習法であるから、日本がすべての朝鮮の国籍を取得すべき者の範囲の決定については、右条約の合理的な解釈に委ねられるべきものである。しかるところ、右条約は、一九四三年一月二七日のカイロ宣言により「三大国は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する。」との連合国の決意が表明され、一九四五年七月二六日のポツダム宣言八項において「カイロ宣言の条項は履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。」と右カイロ宣言の趣旨が再確認され、日本の戦後処理に関する連合国の方針が明らかにされていたことを

受けて締結されたものであるから、右(a)項の「朝鮮の独立を承認して」とは、朝鮮の領土及び住民の日本国からの分離独立を承認すること、また「朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」とは、朝鮮の領土及び住民に対する日本国の主権による支配の放棄を、それぞれ意味するものであり、結局、右条項には、日本国が朝鮮人に付与していた日本国籍の放棄も含まれると解さざるを得ない。したがって、朝鮮地域に現住する朝鮮人のみでなく、もし朝鮮が日本に併合されなかったならば引き続き朝鮮国籍を保有し、また原告のように新たに同国籍を取得したであろうと認められる者は、すべて朝鮮国家の構成員となり、同時に日本国籍を喪失したものといふべきである。

(三) 本件通達は、その頭書にもあるように「平和条約に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の取扱」についての通達、つまり対日平和条約の発効によって朝鮮人等の日本国籍が当然に喪失され、との前記解釈を前提として、国籍事務や戸籍事務に携わる関係に混乱を生じないように、各法務局

長・地方事務局長宛に出された通達に過ぎないものであるから、何ら違法の問題は生じない。

(四) 仮に、原告が国家公務員の不法行為によって損害を被ったといえるとしても、その不法行為が国の公権力の行使にあたる公務員の職務についてのものであることは、

原告においてその損害発生時点、即ち不法行為の時点で知ったはずであるから、本訴提起の三年前の日である昭和四七年八月一〇日以前の不法行為による損害賠償請求権は時効により消滅しているといふべきである。被告は本訴において右時効を援用する。なお、昭和三〇年八月一〇日以前の不法行為については、二〇年の除斥期間が経過している。

四 抗弁に対する認否及び反論

(一) 抗弁(一)のうち前段の事実を認める。

(二) 同(二)のうち対日平和条約が発効した事実は認めるが、これにより原告が日本国籍を喪失したことは否認する。

(三) 人間はその土地に定住することによって、居住している土地及び人との「きずな」が形成され、それが人間の生存を支えている。国

籍はこの「きずな」が存在することを国家が認めたものである。国家はこの個人の生存を支えている「きずな」が存在することを国籍という形で認めるだけであり、国籍は国家が恩恵的に付与したり、剝奪したりすることのできるものではない。

(四) 被告は、原告が対日平和条約の発効により日本国籍を喪失したと主張するが、次の理由により失当といふべきである。

1. 対日平和条約は日本と連合国間の条約であって、朝鮮の主権を代表するいかなる国家も調印に参加していないし、右連合国も朝鮮の主権を代表すべく委任を受けていないから、右条約は朝鮮に適用されず、同条約に基づいて在日朝鮮人の国籍は変動しない。

2. 対日平和条約二条(a)項は領土条項であるところ、国際法規範に照らせば、領土変更に伴う国籍の変動は領土変更のあった地域住民についてのみ生ずるのであるから、右条項により領土変更のあった朝鮮地域に居住する者の国籍は日本から朝鮮に変動するけれども、領土変更のなか

った日本本来の領土に定住している者については、大和民族、朝鮮民族のいずれであるかを問わず、その国籍には何らの変動を生じないといふべきである。

3. 対日平和条約の前文では、「日本国としては、国際連合への加盟を申請し、且つ、あらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を實現するために努力し……」と述べられているし、世界人権宣言一五条には、「人はすべて国籍をもつ権利を有する。何人も専断的に国籍を奪われたり、その国籍を変更する権利を否認されたりすることはない。」と規定されているから、被告としては、個人の人権を尊重する立場から在日朝鮮人の主體的な決定による国籍選択の途を拓くべきである。かかる措置を講ずることなく、在日朝鮮人の日本国籍を一方的に集団剝奪するような被告の解釈は、右条約の前文の精神に著しく反し許されない。

第三 証拠関係

本件記録中の舊証目録及び証人等目録に記載のとおりであるから、これを引用する。

理 由

一 成立に争いのない乙第七、八号証、原告本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、原告は、大正一〇年二月二五日、当時日本領土であった朝鮮慶尙北道金泉郡において、日本国民（朝鮮籍）である父金日文、同母某の子として出生して日本国籍を取得し、朝鮮戸籍に登録されていた者であることが認められ、請求原因（一）の事実が当事者間に争いが無い。

二 被告は、原告が対日平和条約の発効により日本国籍を喪失した旨主張するので、以下この点につき判断する。

（一）明治四三年八月二九日に公布された「日韓併合ニ関スル条約」により、韓国（同年勅令三一八号により「朝鮮」と改称、以下「朝鮮」という）の全領土は日本の領土となり、朝鮮人は同条約上当然に日本国籍を取得した。原告の前記日本国籍も右条約に由来するものである。

（二）しかし、朝鮮は右併合後も日本内地と法制を異にする異法地域であり、朝鮮人は、朝鮮民事令の適用を受け、朝鮮戸籍令施行前は民籍法により民籍に、同令施行後は朝鮮戸籍に各登載されたのに対し、

日本内地人は、民法、戸籍法の適用を受け、内地戸籍に登録された。

（三）第二次大戦の敗戦とともに、日本は朝鮮に対する統治権を事実上喪失したが、昭和二七年四月二八日に発効した対日平和条約二条(a)項は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」と規定している。この規定の解釈について、最高裁判所大法廷昭和三六年四月五日判決（民集一五巻四号六五七頁）は、「この規定は、朝鮮に属すべき領土に対する主権（いわゆる領土主権）を放棄すると同時に、朝鮮に属すべき人に対する主権（いわゆる対人主権）も放棄することは疑いをいれない。国家は、人、領土及び政府を存立の要素とするもので、これらの一つを缺いても国家として存立しない。朝鮮の独立を承認するということは、朝鮮を独立の国家として承認することで、朝鮮がそれに属する人、領土及び政府をもつことを承認することにはかならない。したがって、平和条約によって、日本は朝鮮に属すべき人に対する主権を放棄したことになる。この

ことは、朝鮮に属すべき人について、日本の国籍を喪失させることを意味する。ある国に属する人は、その国の国籍をもつ人であり、その国の主権に服する。逆にいえば、ある国の国籍をもつ人は、その国の主権に服する。したがって、日本が朝鮮に属すべき人に対する主権を放棄することは、このような人について日本の国籍を喪失させることになる。朝鮮に属すべき人というのは、日本と朝鮮との併合後において、日本の国内法上で、朝鮮人としての法的地位をもった人と解するのが相当である。朝鮮人としての法的地位をもった人を受け、朝鮮戸籍に登録された人である。」と判示しており、これに続く同裁判所第二小法廷昭和四〇年六月四日判決（民集一九巻四号八九八頁）も、「朝鮮戸籍令の適用を受けて朝鮮戸籍に登録されていた者は、日本国との平和条約二条(a)項の規定により、集団的かつ当然に、日本の国籍を離脱することと、当裁判所昭和三六年四月五日大法廷判決の示すところである。」と判示し、その後右判例の変更はない。そうである以上、審級制の

訴訟制度の下においては、最高裁判所の有する判例統一機能及び法的安定性の観点からして、下級裁判所としては、最高裁判所の判例の趣旨に明らかに不合理な点があるなど特段の理由がない限り、右判例を尊重し、これに従うべきものといわなければならない。

(四) 原告は、対日平和条約には朝鮮の主権を代表するいかなる国家も調印に参加していないから、右条約は朝鮮に適用されない旨主張する。確かに、対日平和条約は連合国と日本との間の条約であるから、その効果は専ら日本と連合国との間に発生するのであって、この条約に参加していない第三国にその効果が及ぶべきでないことは理論上当然の原則であり、右条約二五条もこのことを明言している。しかしながら、右条約二一条は、この原則に対して例外を認め、「朝鮮は、この条約の二条…の利益を受ける権利を有する。」と規定しているのである。もっとも、朝鮮が右条約二条(a)項につき明示的に受益の意思を表示した事実を認めるに足りる証拠はないが、朝鮮が右条約発効前に事実上日本からの独立を達成し、右二条(a)項の利

益を享受して現在に至っていることは公知の事実であるから、朝鮮は、右条約の発効と同時に、連合国及び日本に対し、右二条(a)項につき少なくとも黙示的に受益の意思を表示したものとみるのが相当である。したがって、右二条(a)項は朝鮮との関係でもその効果を生じたものといえることができる。

次に、原告は、対日平和条約二条(a)項により領土変更のなかった日本本来の領土に定住している在日朝鮮人については、日本国籍の喪失はあり得ないとか、世界人権宣言一五条の規定に照らすと、被告が在日朝鮮人の主體的な決定による国籍選択の途を拓くことなく、日本国籍を一方的に集団剝奪するような解釈を採用することは、対日平和条約の前文の精神に著しく反し許されない旨主張する。しかしながら、対日平和条約二条(a)項は、日本の侵略主義の結果を侵略前の状態に戻し、朝鮮の独立によって再び朝鮮という民族国家を樹立する趣旨の規定であることからすれば、朝鮮人各人の住所を標準として国籍を決定するよりか、むしろ朝鮮人という民族集団を標準として国籍の帰属を定めることの

ほうが事柄の性質上妥当であり、該民族集団の識別基準としては、前記日韓併合後の経緯に照らし、朝鮮戸籍を用いるのが合理的であると考えられる。また、世界人権宣言一五条二項の定めるところも、「何人も正当な手続及び理由なくしてその国籍を奪われたり、国籍を変更する権利を否認されない。」との趣旨であって、右のような国家の独立に基づく包括的な国籍の変更までも禁止する趣旨のものではないと解すべきであり、原告の主張する国籍選択権の付与はいまだ確立された国際慣習法上の原則ではないし(成立に争いのない甲第九号証参照)、更に、日本国内に在住する者がいかなる国籍を有するかは一義的に明確であることが必要であることを考え併せれば、在日朝鮮人も朝鮮に帰属すべき人として、対日平和条約二条(a)項により一律に日本国籍を喪失したと解するのが相当であって、かかる解釈が右条約の前文の精神に反するとの原告の主張は採用し難い。

その他、本件各証拠中にみられる諸種の見解も、いまだ前記最高裁判所の判例を脱すに足りるもの

とは考えられない。

(五) そうすると、原告は、前示一項のとおり、いずれも朝鮮籍を有する日本国民である両親の間に出生し、朝鮮戸籍に登録されていた者であり、日本法制上朝鮮人としての法的地位を有していた者であるから、対日平和条約の発効とともに日本国籍を喪失したものと認めなければならぬ。

三 以上によって明らかのように、原告の本訴請求中、日本国籍の確認を求める部分は理由がなく、したがって、日本国籍の保持を前提とする損害賠償請求の部分も失当といわなければならない。

よって、原告の本訴請求をいずれも棄却すべく、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第三民事部

裁判長裁判官 谷 水 央

裁判官 橋 本 勝 利

裁判官 佐 藤 真 弘

右は正本である。

昭和五九年九月二八日

福岡地方裁判所第三民事部

裁判所書記官 後 藤 輝 昭

資料 2

原告最終準備書面

一九八四年六月二九日

一 原告の経歴

原告は一九二十年十二月二五日朝鮮慶尚北道金泉郡に生まれた。

朝鮮人の両親（父は金日文、母は二才の時亡くなり名前は憶えてない。）の長男として生まれた。朝鮮は一九一〇年「日韓併合」により、日本の植民地とされ、原告の両親も強制的に日本国民、即ち、「皇国臣民」とされ、原告も出生により、日本国民となった。

アジアへの日本の侵略戦争の拡大の中で、国家総動員法の体制が日本国民に課せられ、朝鮮人も「一視同仁」の日本国民であるが故に、労働力不足の解消のために、強制連行され強制労働に従事させられた。原告も一九四一年六月頃、「内地」に強制連行され、千島ついで宮城県多賀城にて、牛馬同然に強制労働させられた。

一九四五年、日本の敗戦により強制労働からやっと解放されたが、日本国より朝鮮へ帰還するための具体的手段の提供もえられないため、原告はひきつづき、日本に居住するに至った。

一九五二年、犯罪にて一年二ヶ月の実刑判決をうけ刑に服した。出所後、出入国管理令第二十四条により、「退去強制」処分を受け、一九五三年大村収容所に収容された。一九五七年「特別在留許可」により大村収容所を出所し、以来、北九州市門司区（当時は門司市）にて、沖仲仕などしながら生活してきた。

一九七一年十二月、脳卒中を発症し、左片マヒとなり入院加療中の身となった。一九七四年八月、法務大臣に退去強制処分取消の再審嘆願書を提出し、同年十一月「特別在留許可」となり、現在に至っている。（原告第二、第三準備書面にて詳述）

二 なぜ、この裁判を提起するに至ったか。

原告は日本に來たくて來たのではない。強制されて日本に連れて來られ、居住をよぎなくされたものである。原告は戦前は「皇国臣民」として、日本国に奉仕を強制され、戦後は日本国の都合により、一方的に「外国人」とされ、居住でさえ、「退去強制」、「仮放免」、「特別在留許可」などと脅かされてきた。このため原告の一生は、日本国により踏みにじられ、破壊され、原告は耐えがたい苦しみを味わってきた。この自分の味わってきた苦しみを、死ぬまでに一言、日本国へ

ぶつつけたい思いで、この訴訟を原告は決意したものである。

三 原告にとって国籍とは何か。

原告にとって思出深い、父や母や兄弟や故郷の朝鮮の村からひきはなされて、生涯の大部分を日本で暮らさざるをえず、今や、この地で遠からず生涯を終えることを、日本国によってよぎなくされた今、原告にとって日本国籍を有しているという意味は、まず第一に退去強制のない居住を日本国に保証させることである。

第二に、まわりの日本人たちと同じように、日本国内のあらゆる法的権利を行使でき、享受できるということである。

この二つはむりやりにこの地に生涯を送ることをよぎなくさせた日本国の原告に対する責任として、しなければならぬ最低限の義務である。

人間はその土地に定住することによって、居住している土地との「きずな」、人間との「きずな」が形成され、それが人間の生存を支えている。国籍はこの「きずな」が存在することを国家が認めたものである。国家はこの個人の生存を支えている「きずな」が存在していることの事実を、国籍という形で認めるだけであり、国籍は国家が恩恵的に付与したり、剝奪したりすることのできるものではない。

そういった意味から、日本国により、この地に定住することをよぎなくされた原告の日本国籍を確認することは、原告の生涯を無惨に踏みにじった日本国の原告に対する最低限度の償いであり、それが原告の提起した日本国籍確認の意味である。(原告第十三準備書面参照)

四 日本国による在日韓国人朝鮮人の国籍剝脱の論理と問題点

日本国は被告第一準備書面で明らかにしているように、サンフランシスコ平和条約(以下サ条約)第二条(a)項、朝鮮に対するすべての権利、権原の放棄を根拠として民事局長通達(一九五二年四月一九日民事甲第四三八号)(以下、民事局長通達)により、サ条約発効の日から、朝鮮人及び台湾人は内地に在住している者を含めて、すべて日本の国籍を喪失するとして、在日朝鮮人、台湾人の日本国籍を剝脱した。しかしサ条約第二条(a)項は、領土についての日本の主権の放棄を定めたものであり、国籍条項ではない。また、サ条約にはどこにも国籍についての明文の規定はない。日本国はサ条約第二条(a)項により、民事局長通達を出したものであり、日本国の一方的な処置といわざるをえない。また、サ条約には朝鮮の主権を代表するいかなる国家も調印に参加し

ておらず、サ条約に参加した連合国も朝鮮の主権を代表すべく委任をうけていない。なお、日本国は在日台湾人の国籍変動の根拠を、サ条約第二条(b)項の台湾についての領土主権の放棄の項を根拠とせず、日華条約に求めている。(最高裁判決一九六〇年判決刑集十六巻十二号一六六一頁)即ち、このことはサ条約が当事者性を欠落していることを示すものである。国際条約は参加していない非当事国に適用されないことは、国際法の原則であり、日本国の一方的な処置と解釈は当事者性を欠いている故、違法である。

また、日本国憲法第十条は「日本国民たる要件は法律でこれを定める。」と規定しているにもかかわらず、立法によらずして、一片の行政通達をもって在日朝鮮人の国籍を処理したことは、明らかに憲法に反するものである。その上、民事局長通達は「国籍を喪失するもの」の範囲として、戸籍法の適用を受けないもの(「内地戸籍」に登録されず、朝鮮戸籍の適用を受けるもの)としており、これは旧憲法下の共通法第三条の「家」制度にもとづくものであり、これは新憲法第二四条家族生活における個人の尊厳、両性の平等の項により、明らかに否定されたものであり、違法なものといえることができる。(原告第八準備書面、甲第三五の(6)号証、甲第五九号証に詳述)

から国籍についても、「併合」のなかった状態に現状回復するのは当然であり、原告の日本国籍は当然にも喪失したと主張している。「併合」がなかったならば、原告が日本国籍を有するはずもないのは当然だし、今この裁判で日本国籍の保有を主張する必要もないのは当然である。しかし、「併合」のなかった状態に現状回復すると言うのなら、なつかしい両親や兄弟との朝鮮の村での思い出多かった原告の暮しのすべてを現状回復して欲しい。強制連行によって負わされたいやすことのできない原告の心と肉体の痛みのすべてをなかったものとして現状回復して欲しい。今、身よりもなく一人日本で生涯を終えようとしている原告の半世紀をこえる生涯を、最初から「併合」のなかった状態でやりなおさせてもらおうではないか。ひとたびすぎさった時間はとりもどすことはできない。「併合」のなかった状態にもどすなどということは、生きている人間と自然の中でありえることではない。

この裁判によって原告の提起したことは、まず第一に、このように日本国が原告の運命をほんろうしながら、それによって起った結果について、何んら責任をとっていないことを明らかにすることであった。第二に、原告の日本国籍を確認することによって、原告にこの地に定住する

個人が等しく享受できる基本的人権の全てを可能にすることである。日本の植民地支配と強制連行強制労働が原告に背負わせた過酷な運命と、被告日本国が戦後も日本国籍を剥脱することによって原告に負わせた不当な処遇に対して、当法廷が人間の心に恥じない判決をすることを望んで、この最終準備書面を終りとする。

資料3

第十四準備書面

一九八三年十月十四日

損害賠償請求の根拠

原告金鐘甲^{キム・ジョンギョ}は被告日本国が一九五二年四月十九日に出した民事局長通達「平和条約発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する戸籍事務の取扱」(民事甲四三八号)(以下、民事局長通達)一項「朝鮮及び台湾は条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めて、すべて日本の国籍を喪失する。」により日本国籍は剥脱された。

この民事局長通達は以下の理由により違法なものと言わざるをえない。

一、日本国憲法第十条「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定しているが、原告を含む在日朝鮮人、台湾人の国籍を法律の制定によらずして、一片の行政通達により処理することは憲法に反するものといわざるをえない。

二、この民事局長通達の根拠が国内法になく、更にサンフランシスコ平和条約(以下サ条約)にもとづくものでもない。

サ条約には、領土主権の変動についての規定はみられるが、国籍の変動について何んらの規定も含まれていない。それ故、条約に根拠をおくものともいうことはできない。

三、しかし被告日本国は、この民事局長通達はサ条約第二条(a)項「日本国は朝鮮の独立を承認して済州島、巨文島、鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」の合理的な解釈によるものと主張している。しかし、第一次および第二次世界大戦の戦後処理における領土主権の変更に伴う国籍処において次は次の二つのことは国際法における慣習といっても過言ではない。

(1) 領土主権の変動のない土地に定住するものについては、国籍の変動はみられない。即ち領土主権の変動のなかった日本国内(戦前の「内地」)に定住した在日朝鮮人については、国籍の変動はないということである。

(2) もし領土主権の変動のない場合に国籍の変動がみられた場合には、個人の人権を尊重する立場より、個人による国籍の選択が採用された。

このような国際法の慣習から考えるならば、民事局長通達がサ条約の合理的な解釈にもとづくものとは到底言うことはできない。

従って、被告日本国の出した民事局長通達にもとづく原告の日本国籍剝奪の処分は違法なものであり、日本憲法十七条「何人も公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」及び国家賠償法一条「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。」に基づき、原告は被告日本国に慰謝料として三千万円を請求する。

被告日本国は第二次世界大戦中、国家総動員法に基づき、二百万人近くの朝鮮人を日本内地(当時の呼称)に強制連行し強制労働に従事させた。原告も21才頃(一九四一年頃)、朝鮮慶尚北道金泉郡より千島列島および日本内地に本人の意思に反して強制連行され、強制労働に従事し、語りつくせぬ苦痛を受けたのである。

るが、日本の敗戦により強制労働からやっと解放されたが、この間の損害や労働に対して日本国は何んらの代償を行なわなかったばかりか、原告を含む強制連行されてきた人たちの内、希望するものの朝鮮への帰還や、日本国内への定住に対して何んらの援助や補償を行っていないといわざるをえない中で、原告は多大な困難を背負いながら日本に定住するに至った。(原告第一準備書面に詳述)

このような原告のたどってきた苦難は、被告日本国によって何んら償われないままの状態の上に、被告は違法な民事局長通達によって、原告の日本国籍を剝奪したのである。このため原告は外国人として扱われ、ささいな刑事事件を理由として、朝鮮への強制送還の目的で大村収容所に四年間強制収容された。

大村収容所出所後は居住を当時の門司市に制限され、移動の自由を奪われたばかりか、外国人登録証の繁雑な在留期間更新のため、仕事や生活に支障をきたした。その上、特別在留許可、退去強制、仮放免、特別在留許可などめまぐるしくかわる在留資格による居住の不安定のため多大な精神上的苦痛、生活上の困難を強いられたものであり、到底、金銭に代えられるようなものでなく、とりかえしのつかない人生における損害をこうむったものである。(原告第二準備書面に詳述)

又、法的諸権利において、参政権をはじめ日本国民として当然受くべき権利をも享有できず、実生活においてさまざまな損害を被ったものである。
以上のような理由により、原告は被告日本国に慰謝料として三千万円を請求する。

資料 4

犬養光博証人証言

一九八一年四月二十日

尋問：補佐人 兼崎 暉

証言：証人 犬養 光博

筑豊・カネミとのかかわり

最初に、証人の年令・職業・経歴について簡単にお伺いします。

生まれは一九三九年四月二十九日の生まれです。四十一才でもうすぐ四十二才になります。生まれたのは大阪市阿倍野区阪南町東一の三四です。ずっと大阪で生活してきました。今、日本キリスト教団福音伝道所の牧師です。

現在、筑豊におられるんですが、どうして筑豊へ来られたんですか。

大阪で生まれて、ずっと大阪で生活してたわけですが、大学が同志社大学で

す。それで同志社大学の二年生の時に丁度、一九六二年だったと思うんですが、筑豊は石炭産業が斜陽化して非常にいろいろな社会問題が起っている時期でした。で、一年先輩の服部清という人が、この人のお父さんは筑豊の宮田町で教会をしておられる方ですが、その服部清さんが筑豊が非常に大変な状況にあつて、特に子供達が非常にほったらかされていると。それで私達、キャラバンを組んで、そのころ「筑豊の子供を守る会」という会を組織して、そして筑豊に十名ぐらいたったと思うんですけれども、一九六二年に最初に筑豊にやって来ました。ですから、学生の頃そういう形で筑豊には行って来たのが最初ですが、それ以後、夏休みや春休みや冬休みを利用して、ずっと休みごとに筑豊に来て筑豊の子供達といろんなことを生活しました。それから、一九六三年から六四年にかけては友人の松崎はじめ君というのと一緒に、今、僕が住んでいる場所に住み込みました。それは夏休み、春休み、冬休みのキャラバン活動だけではどうしてもいろいろな問題を荷えないということがありまして、学校へ一年休学届を出して一年、休学をして筑豊の問題、特に子供達の問題に取り組み始めました。で、六十四年に一度、同志社にかえっ

て卒業論文だけ書いて、一九六五に今度は学校を卒業すると、すぐ結婚をしてこちらへ来て、そして今までずっとそこに生活しております。

筑豊地方の具体的には、どういった場所に行かれたんですか。

今、言いますように筑豊といいますが、大手の炭鉱もありますし、今は筑豊は炭鉱が全部閉山しましたが、六〇年頃から小さい炭鉱から順番に閉山していった、非常に大きな社会問題になったわけですが、僕達が行ったところは筑豊の中でも非常に零細な炭鉱ばかりでした。いろいろな大学がそこへ学生を派遣したといいますが、行ったわけですから、僕が行ったのは鞍手郡という直方の先ですが、鞍手郡の新延という小さな炭鉱、僕らが行ってる時に閉山してしまつたわけですが、そこにまいました。

初めて筑豊の現実にふれられて、どういうふうに証人は感じられましたか。

まあ、僕自身、大阪で早く両親をなくしてそれなりに貧しい生活をして来たし、苦労して来たというふうに思っていたわけですから、とにかくその当時の筑豊に触れて、非常に変な言い方ですけども、日本にもこんな所があったんだらうかというふうな感想を持ちました。非常に極端に貧しい、今

から思っても夢のように感じるんですが、食べるものもないし、着るものもないし、住むところもないというふうな状況が、筑豊の小さな閉山炭住では蔓延していました。同じ筑豊でも、大手は閉山したといってもそれなりに裕福だったわけですが、私たちが行ったところでは、ほんとに貧しい状況がかなりだされていきました。

筑豊ではどんな活動をされたんですか。

今、言いましたように子供達のことを中心で、当時、子供達が、ほとんど学校に、僕がキャラバン隊で行ったところ自体が非常に大きな問題をかかえている閉山炭鉱であつたということがあるわけですが、多くの子供達が、いわゆる長欠児童、学校になかなか行かないわけですから、そういう子供達を学校に連れて行ったり、学校に行かない子供達と一緒にいろいろな話合いをしたりすることが、僕達の大切な仕事、最初は大変な仕事でした。ですから、子供達の問題からかかわつたわけですけども、どうして筑豊がそんな状況になつて来たかというところ、やはり石炭産業あるいは石炭産業というふうなものを国がどういう政策でやってきたか、というふうなことにわかちあひで、段々、そういう問題にもたずさわるようになりました。

今、言われましたような筑豊での活動を
されまして、具体的にどんな経験をされ
たことがありますか。

学校卒業してすぐに、こちらに來たも
のですから、ほかの場所は全然知らな
いわけですが、今、そこに住んで十年
目を迎えてるわけですが、やはり筑豊
という場所に現在日本の様々な問題が
集約されているんじゃないかなという
気持を今、持っています。たとえば筑
豊を、今、子供の問題というふうに言
いましたけれども、ほとんどの人たちは
失業してまずから生活保護をめぐる
問題であるとか、それから筑豊という
のは被差別部落の非常に多いところで
すし、強制連行によって在日朝鮮人、
韓国人が強制的に連れて來られて、そ
こで労働させられた、そういう人たちが
たくさんそこにおられて、ほんとに
そういう問題に初めて目を開かれなが
ら、しかし、そこに今まで考えてもみ
なかったような問題が集約的にあると
いうことを、段々知るようになって來
ました。

証人は、カネミ油症の問題にもかかわっ
ておられるんですが、その中でどうい
うな経験をされたことがありますか。
最初の五年ほどは、そういう筑豊の間
題ばかりにかかわっていたわけですが、
カネミ油症事件というのが北九州に起

りまして、その最初の被害者の会の会
長をしておられた紙野柳蔵さんという
人が僕の住んでいる所、山の中にある
んですが、そこまで尋ねて來られて、
カネミの問題をいろいろ語られたわけ
です。それがきっかけで、カネミ油症
事件というふうなものにもかかわるよ
うになりました。その中で筑豊の問題
とも共通すると思うんですけども、
公害の問題に、やはり目を開かれて來
たということがあります。

筑豊、カネミと在日朝鮮人、韓国人問題

特に、在日朝鮮人、韓国人の人権の問題
について証人がかわるようになったの
は、どういうきっかけでかわるようにな
ったんですか。

大学の頃も、それから筑豊に來た五年
間も在日朝鮮人、韓国人問題が、どん
な大きな問題であるかということとはほ
んど知りませんでした。で、そうい
う問題に目を開かせてくれたきっかけ
になったのは、一九七三年に大阪で開
かれた一つの会合に参加した時でした。
それはNCC、NCCと申しますのは
日本キリスト教協議会の略称なんです
が、私達の日本キリスト教団もNCC
の構成メンバーの一つなんです、N
CCが主催して都市産業伝導というふ

うに私たちは呼んでいるわけですが、
現在の都市、あるいは産業の中で起っ
ている様々な問題に対して、キリスト
教がどういうふうにかかわればいいのか
ということが研究される。ただ、それ
も本を読んだり、講演を聞いたりとい
うことじゃなくて現場の研修をするとい
う会が一九七三年の、確か二月だっ
たと思うんですが、大阪で開かれまし
た。僕もそれに参加したわけです。そ
の会は、たとえば、西陣の労働者です
ね。西陣織をつくっている零細企業の
労働者の問題や、大阪には釜ヶ崎とい
うのがありますが、釜ヶ崎の問題や被
差別部落とか、そういう現場研修をす
る事柄の中にKCC、これは在日大韓
基督教協会がつくっているキリスト会館
なんです、そこが現場研修の一つに
選ばれていました。筑豊に來て、今、
言いましたように在日朝鮮人、韓国人
の問題は、どれだけ根が深いかという
ことは知りませんでした。で、それで
にその当時、ここにおられます崔昌華
さんが、いわゆる金婚老問題事件につ
いて書かれた本も読んでおりましたし、
強制連行されてきた人たちがそこにい
るものですから、これは大変な問題だ
という意識があってKCCでの現場研
修に参加しました。KCCというのは、
町名が変わったのですが猪飼野にありま

した。崔昌華さんもいっしょでした。在日朝鮮人・韓国人は六十七万人といわれていますが、生野地区猪飼野周辺にはたくさん住んでいて、どういう問題を持っているかということを二日にわたって研修しました。二日ですからもそんなに深いことはわからんのは当り前ですが非常にショッキングな経験が次から次へと出て来たわけです。

具体的にどういう経験をされましたか。研修をしてくれた先生が表札を見てみるというわけです。表札には三種類あって、一つは日本名だけ書いてある表札です。もう一つは漢字ですけれども韓国籍・朝鮮名が書いてある表札、他の一つは日本名が書いてあるんですけれど横に小さく朝鮮名・韓国籍が書いてある表札です。そういう表札がずっと並んでいました。生野というのは僕が生まれた阿部野の隣合で十分くらいしか離れてないのですけれどそういう状況をまったく知りませんでした。在日朝鮮人、韓国人がなぜ猪飼野にたくさんいるのか、なぜそういう表札をあげなければならぬかということとは全く知らなかったわけですが、それらが過去の日本の朝鮮半島に対する政策に根をもつことを教えられまして、在日朝鮮人、韓国人問題に目を開く大きなきっかけになりました。

大阪で経験されたことで在日朝鮮人、韓国人のことに目を開かされたわけですがその後筑豊ではどういう経験をしましたか。

大阪でのことが非常にショックでしたから、田川にあった朝鮮史の研究グループに入れてもらって、朝鮮の歴史、在日韓国人、朝鮮人の歴史を学びました。丁度そのころいくつかの事件がありました。一つは筑豊高校生連合会事件です。一つは、日本人と朝鮮人が一緒にあって九州で強制連行されてきた人たちの追跡調査がありました。そういうことに直接かかわったわけではありませんが、いろいろ考えさせられました。他の一つは崔昌華さんが、筑豊中に散らばっている遺骨を収集されるということがありまして、これらが在日朝鮮人、韓国人問題に深入りしていくきっかけになったと思います。

筑豊高校生連合会事件というのはどういうことでしたか。

現象面をいえば、朝鮮高校の生徒が集団で日本人高校生を暴行するということでした。金鎗老事件と同じだと思ふのですが、なぜそうなったかという大筋は、日本人高校生が朝鮮学校を襲うという情報を察知して、朝鮮人高校生の方が予防する形で行動をしたわけなんです。筑豊や身の回りでは、朝鮮人

はいかに愚いかというささやきがあるわけですが、僕自身は日本人の高校生がやろうとしたことは何であつたのかということを考えさせられました。強制連行の調査というのはどんなことだったのですか。

韓国から強制連行されてきた人達はたくさんいるわけですが、その調査団は沖縄や北海道のそういうことを一年かけて調査したあと九州に入ってきた。それが一九七三年だったと思うんですが、炭鉱に連れてこられた人たちの証言が連日のごとく新聞にのっていました。僕自身炭鉱におりましたから聞いていたことですが、まとめて新聞に報道されると本当に大変な事柄です。強制連行された人達が一番危険なところにやられたり、生死がわからないまま埋められたり、おきざりにされたりということが日常茶飯事のようにあつた、そういうことが次々と明るみに出てきたのです。

遺骨の収集というのはどんなことだったのですか。

筑豊にはそういう形で亡くなって、今でも死体のあがらない人達がたくさんいるわけです。日本人であれば石碑が建ったりするのですが、在日朝鮮人、韓国人の場合は壺に入れられただけとか野ざらしとかいう遺骨がたくさんお

寺に眠っていることが報道され、ここにおられる崔昌華さんが大変な苦勞をして、そのお骨を集め、教会にある納骨堂に入れられるという、そういう事柄です。

証人はカネミ油症の問題にもかかわっておられたんですが、その中でも在日朝鮮人、韓国人の問題について何か経験されたことがありますか。

カネミ油症にかかわって最初になくなられたのが大川のおじいちゃんという人で、大川さん大川さんと僕達と呼んでいたんですが、丁度居合せた崔先生がきっと私たちをにらみつけながら死んだ時ぐらひは本名で葬ったらどうかというふうに言われて、はっとさせられました。

大川のおじいちゃんというふうに僕達と呼んでいた人は大川さんではなくて崔さんだったわけです。この方も田川の石灰工場ですと働き、そしてカネミ油症で亡くなりましたのですが、亡くなるときぐらひは本名で呼んだらどうかというふうに言っておられた崔昌華さんのことばが、金さんの問題にかかわる中で段々わかってきたように思います。

金さんの保証人に

証人は、現在、原告金鐘甲さんの身元保

証人なわけですが、金さんのことにかかわり始めたのはどういったことからですか。

今言いましたように、在日朝鮮人、韓国人問題に目を開かれた一九七三年だったと思うんですが、兼崎先生のほうから金さんの保証人にならないかということを言われたわけです。それまで僕は金さんについては全然知りませんでした。で、なぜ僕にそういうことを言われるのか聞いてみたのですが、丁度当時金鐘甲さんは仮放免で非常に不安定な地位にあったと記憶しています。それで金さんの問題を考えるグループの人達がこのままではいけない、裁判闘争も含めて金さんの問題を考えて行こう、というふうなことを考えておられる時期でありました。それまで在日朝鮮人の保証人がおられたわけですが、裁判闘争になれば、様々な圧力や迷惑がかかるのではないかとということで、日本人である僕にということになったわけです。それと僕は、日本キリスト教団の牧師をしておりますので、牧師というのはいくつかいいことはいんじやないかというふうに言われたわけですが、何がいいのか僕はよくわからないのですが、そういう言い方で兼崎先生の方から言われたものですから、在日朝鮮人、韓国人問題に目を開かれましたと

きなので、かわれるものにはかわらうというところで保証人を引受けました。

場所的には筑豊と門司ということですが、何かもうひとつ具体的なこともあったんですか。

本当に、筑豊と門司というのは遠いんですけれども、門司に小さな聖書の研究グループがありまして、月に一度はそこに行くことがあるということが引受けたもう一つの理由です。

尋問 補佐人 崔昌華

証人が保証人になる手続をされているのを感じたことがあれば一言。

保証人は僕はあとにもさきにもはじめてじゃないかと思うんですが、先ほど言いました在日朝鮮人の前の保証人の方と一緒に下関の入管に行って手続をしたわけです。しかしその手続というのは本当に繁雑で、何枚書類を書いたか今も思い出すことができないくらい書いて保証人になりました。その中でもひとつ忘れられないことがあります。一日でその手続が終らなくて二日かかったのですが、その理由の一つは、保証人の身元保証のために役場へ行って税金の証明書を持って来いというふうに言われたことです。僕は金田町に住んでいますから金田町に行って税金の証明書を下さいといったら、調べてい

た係官が、ない、やれんと言うわけです。どうしてですかと聞いたら、おまえは税金を納めてないから課税証明書を書かれんというわけです。非常にはずかしい目をしたわけですが、それなら身分の証明をすることができるようなものを書くということで、非課税証明書というのをもって持って行きました。その後更新のたびごとに、非課税証明書というのを取らされているわけです。あとで気付いたのですが、在日朝鮮人、韓国人の保証人になるということは、誓約書を書かされて、一切の責任を負う、特に経済的な責任を負うということが書類の一枚にあったわけです。ですから、在日朝鮮人、韓国人の保証人には金持ちしかなれないということらしいんですが、僕はそんな形で、非課税証明書を持って保証人にされたわけです。でも決意としては、金さんがどんなことを起こしたとしても、僕にできることはやろうという気持ちをもって、それを書類で書いたことを、今思い出します。

誓約書の中に、金銭的責任を負うという一言が入っていたと思うんですが、どんなことでも負う決意だったということですから、それはしっかりと認識しておられたでしょうか。

いえそんなに重たいものだという形で

は認識してませんでした。今の時点ではどうですか。

金さんの様々な問題がわかればわかるほど、入管にとって経済的に安定しているかどうかということが大きな問題になっていくということがわかってきました。ですから金さん自身の様々な法的不安定さ——仮放免とか特在とかいうことも、経済的な問題が一つの理由になっているのではないかと考えています。

仮放免の意味

今、証人が仮放免ということばを使われたんですけれども、仮放免というのはどういうことなんでしょうか。

僕は法律的なことはよくわかりません。何条のどこに書いてあるかということばかりませんが、卒直に言って、金さんにとって大村収容所に入れられているという事実と同等だと思うんです。本当は大村収容所に入れられているんだけれども、たとえば金さんの場合には、たまたま病気であったから仮放免しといてやる、いつでも大村収容所に入れられるし、退去強制ができるという、そういう意味で本当に金さんのすべてを奪うような非常に不安定なことがらが、仮放免ということばで表わさ

れていることだと思います。

すなわち文字どおり仮の放免、こういうことなんです。

そうだと思います。

特在の意味

特在というのはどういう意味なんですか。

特在——特別在留許可というのは、仮放免よりいっくらか安定した地位といわれています。しかし、金さんの経歴を考えてみましても、いつでも特在が仮放免に、仮放免が大村（収容所）へと続いているわけで、特在は六ヶ月とか一年とか、三年とか更新の期間がいくらか延びますけれども、いつでも仮放免へ連絡していくような、非常に不安定で、しかも権利ということではなく法務大臣のお情けで与えてやっているというそういう法的地位の呼称だと思います。

原告は、特別在留許可を持っていると思いますが、特在の手続を原告ができなくていつも保証人がなさっていますね、何か感じたことがあったら証言して下さい。最初下関入管、それから門司に移るわけですが、入管の雰囲気が本当にたまらない感じですか。何も悪いことをしていないのに、日本人の僕でもいつも監視され、調べられるような感じですか。

だから、在日朝鮮人、韓国人にとっては入管とはどういうところだろうかという気持ちを持ちながら、一年に一回、特在の更新に行きます。その度に、金さんがどうして出て来れないのかという質問を受けます。金さんが病気で歩いて歩くことができなかったり、様々な書類を整えるのがいかに大変か、というようなことを、入管はよく知っておりながら、いつもそういうふうに聞くわけです。ですから、代理人がそういう形で更新の手続をするということについて、入管は本当にそういうことがあってはならないという形で対処しているのが、これはいつも感じることです。

特在の手続をしてみると

特在になってから、一年に一回づつ更新の手続をするんですけども、その度に書類を整えるのは大変だと思うんですが、そのへんはどうでしょうか。

金さんは医療保護を受けてるわけですけども、いつも問題になるのはその明細を出せということです。生活保護をうけたり、生活費を使ったりしている在日朝鮮人、韓国人は退去強制の理由になるということがあるんだと思うんですが、いつもどれだけお金を使っ

たかということが問題となります。しかし、医療保護、生活保護の問題は、福祉事務所が扱っておりまして、僕は、更新の度に、福祉事務所と入管を行ったり来たりするわけですが、福祉事務所のほうはだれにでも明細をあきらかにせず、最終的には、入管と福祉事務所が直接に連絡をとって調べているんだと思います。そのことがいつも問題になります。

具体的に、証人が代理申請してみても考えたことを話して下さい。

手続がいかに複雑かということがあります。ですから、ただ時間的にあっちへ行ったりこっちへ行ったりするということだけではなくて、日本語を読んだり、書いたり、見たりすることが非常に不自由な金さんが、そういう手続をきちっと行なうことが、いかに困難であったかということ、まず考えさせられました。金さんの話をきくと、自分でできないことを代書人に頼んで代書してもらおうとしても、なかなか代書人も、そんな小さな仕事はいやだということ、断わられたり、そんなことが、手続を怠ったりした一つの理由になっていっているのではないかという気がします。

入管に、特別在留許可の期間更新のために行きますと、職員が証人に問いかける

ことばというのがあります。

いつ行っても気持ちのいい場所ではないのですが、職員は、僕自身に対しては非常に親切で、金さんを前にしてですが、なんであんなやつにかかわっておるのかという雰囲気があるにありま

す。代理人だから、金さんがうけている差別も含めて、いろいろな問題を、本当に、自分自身が負わなければならぬ、いんだと思いつながら入管へ行きますが、入管では、日本人であるおまえは、なんで朝鮮人である金さんのことを、こんなにするのか、もういいかげんにしたらどうかというような態度にでられます。それに対して、一方で、自分自身が本当に金さんの場所に立ちまわることができないという苦しみを感じると共に、入管も含めて、どうして在日朝鮮人、韓国人に対して、こういう態度しか持ち得ないんだらうかという憤りや、怒りがしょっちゅう出てまいります。

証人は、日本人として原告の保証人をしていてるわけですけど、入管の職員の、あんなやつ世話はどうにしたらどうか、ということばを聞いて、同じ日本人の中のこれほど考え方の違う状況を、どう思われますか。

金さんと付合う前までは、あるいは、先ほどから話しておりますような事柄

が起る前ならば、同じであったかもしれないという気持は、あります。しかし、在日朝鮮人、韓国人の問題は、日本の国が、これまで犯して来た事柄に対する悔い改めの気持を持って見守らなければならぬ事柄です。にもかかわらず、在日朝鮮人を、あんなやつということでしか見る事ができないことに対して、本当に、たまらない思いをさせられます。

ところで、原告の金鐘甲さんとは、どのくらいの割で会ったり、話したりするのでしょうか。

先ほど言いましたように、聖書研究会が一ヶ月に一回、そこでありまして、その度に病院を尋ねることにしています。

金さんの生活と裁判

そういう病院を尋ねて行って、金さんの生活をじいっと見たり、話し合ったりするわけですね。その場合どう感じられたでしょうか。

六人部屋の一つのベッドに、金さんがまさに生活をされているわけです。入院じゃなくて、それが生活なんです。僕が行きますと、たいがい、テレビを見ておられるか、眠っておられるかです。で、こんなにちわ、とはいっていき

ますと、必ず、寝ていても、テレビを見ていても、きちんとベッドの上に起き直して、ご苦労さんというふうに言われます。

いろいろ話をするわけですが、そういうなかで、口ぐせのように金さんが言われるのは、もう死にたいということばで、これは必ず出て来ます。それを聞きながら、裁判のことを話すにしても、病気のことにしても、どういふふうにそれ以上の会話を続けたらいいのか、たまらない思いにさせられるわけです。そういうことを言いながら、過去の苦しかったことや、入管に対する不満、そういうことをぼつりぼつりと語って下さることもあります。六人部屋と言いましたけれども、毎月行きますけれども、ほかの五人の人たちは入れかわり、立ちかわり、つまり、退院されて行くわけです。金さんが、ずっと、そこにおられて、本当にそこが生活の場だということを、自分自身の身に置いてみるときに、なんで金さんがこんな形で置かれなければならないのかということに、憤りを感じる思いです。そして、俺はやっぱり生きててよかったとか、生きてることは、ええことやという、そんなことが金さんの中に起ってくるために、どんなことができるんだろうか、この裁判は、そう

いう意味で、なんとしても勝たなければならぬという決意も与えられます。

具体的な生活の場で、ほんの短い間でも感ずる喜びもあると思うんですが、それはどういふ場合でしょうか。

特に、金さんは子供さんが好きで、病院の中で見ず知らずの子供さんなんかにも、ちょっと来いといって、アイスクリームを買ってやったり、お菓子を買ってやったりされるそうですが、去年のクリスマスの前に、金さんを探ねましたら、一万円を出されて、帰って帰れと言われるわけです。僕は、もう理由がないからというふうに言うとおまえにやるんじゃない、おまえの子供にやるからと言われました。僕は子供が三人いるんですけれど、そして、金さんの一か月の生活費などは、知れたものなんです。その中から、一万円を出して、子供にやるというふうに言われたわけです。

子供にその一万円を渡しなから、金さんの話をしたんですけれども、金さんのやさしさや、無念さ、あるいは生きがいのことなどを、僕の子供達にどうしてわかってもらえるかなということを考えました。そういうことが、金さんにとっては瞬間的な楽しみではないでしょうか。

そういうことは金さんにとって、非常に瞬間的な楽しみと言えるでしょうけれども、もう一つは、もし金さんが日本国家によってこういう状況にならなければ、結婚をして家庭があったらうなあ、という思いも、あるんじゃないかと思うんですが、証人はどうでしょうか。

そのとおりだと思います。

原告は、一九七五年に、日本国家を被告として日本国籍確認訴訟を起こしたんですけれども、これについて証人は日本人としてどう考えられるでしょうか。

はずかしい話ですけれども、僕は、最初、国籍などということをあらためて考えるようなことは、ありませんでした。

金鐘甲さんが持っていた国籍を、日本国家に奪われたことで、どのような無権利状態が生じたんでしょうか。

金さんにとって生存全体を奪われた、もっと具体的に言うならば、大村収容所へ入れられ、あるいは仮放免にさせられ、あるいは特在だ、あるいは特在から仮放免だという、そういう日本が勝手に決めた事柄の中で、てんてこまいさせられているような状況を作ったのは、まさに無国籍にさせられた、日本国籍を奪われたところから始まったことが、はっきり言えると思います。

国籍と人権

金さんのほかに、まだ、国籍関係でいろいろ問題を感じたことがあれば、触れていただけないでしょうか。

金さんにとっての国籍の問題を考えている時に、筑豊でして来た、様々な経験がよみがえって来ました。

実は、かねみつ、かねみつと僕は呼んでいたんですが、やはり、金さんという強制連行で連れて来られた炭鉱夫の、その御主人は落盤事故で亡くなられたんですが、その御家族が近所に住んでおりました。子供さんがおられるんですが、筑豊の子供達はみんなそうです、特に在日朝鮮人はそうなんです、中学を卒業すると、全部、県外就職をします。県外就職していく時に、かねみつ君、金君が、犬養先生、僕はもうすぐテレビに出るから見とってやと言ったわけなんです。彼は、ボクシングのジムに入って、プロボクサーになるために一生懸命やっていたわけですが、あるとき、ふらっと帰って来て、本当に意気消沈して、理由を聞いてみると、日本国籍、日本人でないという故に、ジムでやれない、あるいはプロボクサーになれないという、そういうことがありました。それも、国籍のことが、一人の青年の存在を奪

っているのだということを知らされました。

それから、彼の兄さんなんですけれども、やはり、県外就職をして帰って来た時に、丁度、二十ぐらいになると、みんな衆議院、参議院の選挙権ができるわけですが、帰ってきた子供たちみんな選挙の話をしているときに、僕の所へ来て、耳もとで、犬養先生、僕は、こういう選挙の話になることが一番悲しいと言ってくれたことがありました。彼は選挙権がないわけです。彼が選挙権がないということを、日本人の友人達は、全然知らないで、だれに入れるとか、どこの党がいいとかいう話をしてる。そのことも言い出せないで、たまらん思いをさせられている。それも参政権の問題ですけれども、国籍を奪われたという事柄の中から出てくることだと、そういう経験が、あれこれと、よみがえって来ました。

そのほかにも何か、問題を感じたところがあれば、沖縄の子供達の問題とか、まだほかのことがあったら。国籍は、筑豊の在日朝鮮人や、韓国人だけではなくて、新聞の報道にもありましたように、沖縄の二重国籍とか、無国籍の子供達、あるいは様々な就職差別が同籍条項の故に行なわれているような事、気付かされてみると日常茶

飯事に起っている事柄だと思います。金さんがこの裁判を提起するとき、また今でもずっと言っていることばに「入管と縁を切りたい」ということがあります。証人は金さんと会っているので、金さんのこの言葉の意味はどのように感じ取られたでしょうか。

金さんのあらゆる思いが、入管と縁を切りたいということばの中に含まれていると思うんですが、はっきり言えることはやはり国籍を奪われたということだと思います。

金さんの生活実感としては、たとえば、もう大村収容所はこりごりだと、か、退去強制ということがどんなに大変なことかとか、仮放免や特在のための書類で右横左横させられることがどれだけ大変なことかということがあるわけですが、それを全部ひっくり返して言ってみれば、国籍を奪われたという、そういう事柄の叫びだと思えます。法的にはそういう事柄だと。しかし、金さんが入管と縁を切りたいという事柄の中には、やはり日本人の在日朝鮮人、韓国人に対する差別の問題もあると思います。そういう事柄も、もちろんありますけれど、ほんとに国籍を奪われたという事柄に集約されるのではないかと思います。

むしろ原告にとっては、国籍が奪われた

というよりも、大村や入管に呼ばれているいろいろな言われるということのほうが、大変なんじゃないかという感じがします。けれども、そういうところはどうでしょうか。

生活実感としては、本当にそうだと思うんです。

そのほかに、差別のことについて証人が経験したり、考えていることがあれば。国籍のことだけではなくて、市民的諸権利が日本人にありながら、在日朝鮮人、韓国人にない問題が二〇〇もあると聞かされてびっくりしているわけです。金さんにとって、それらの一つひとつがどのようにあてはまるかということ、調べてみたことはないんですが、たとえば、障害年金のことがあります。

金さんは、ごらんのとおり二級の障害者なんですけれども、障害年金を受けることができない。もし、障害年金というようなものが受けられれば、三、四年前の計算ですが、年間、四十五、六万のお金はいるわけですけれども、それが支給されない状況になっている。それから、差別のことで言えば、今、国が国として騒いでいる、難民条項というのがあるって、難民という問題で在日朝鮮人、韓国人の問題もひっくって、いこうというような状況があるわけ

です。僕は、難民、つまり難を逃れて来た人達と、強制連行をはじめ、日本の国に今いる在日朝鮮人、韓国人というのは、全然別個な問題だと、それらをひっくって問題にするのはおかしいと考え方を持っています。その難民条項の中で言われているのが、国民年金のことだと思います。金さんは国民年金を受けることができません。三十五才以上の人は、掛ける期間がないからというので、国民年金から除外されているわけです。そういう障害年金にしても、国民年金にしても、本当に他のいろいろな義務は負わされておきながら、支給はされないというような事柄の差別が、たくさんあると思うんです。

しかし僕は、先ほど言いましたように、金さんにとっては、生存権、居住権そのものが奪われて、いつでも大村退去強制という形にさせられている。そのこと自体が、最大の差別ではないかと思っています。

国籍裁判と国連

金鐘甲裁判のケースが、国連の人権委員会にも提訴されていると聞いてますけれども、証人はそれについて何か。

金さんのケースが、日本における在日

朝鮮人、韓国人の人権闘争という形で、一九七六年に国連に提訴され、今年の三月だったと思うんですが、国連の人権委員会で取上げられ、鈴木大使によって答弁がされたというのを聞いております。

この裁判に対して、特に日本国を含め、また裁判長に対して、証人が希望していることはどういうものでしょうか。

日本国が過去、朝鮮半島に対して、為して来たこと、あるいは朝鮮との関係の中で為して来たことの反省、悔い改めの上に立って、金さんの居住がもはやそこにあるということ、その法的な承認としての日本国籍、それを確認するための訴訟がこうして行なわれているわけです。それを確認するのは、為してほしいというよりも、為さなければならぬことだと思えます。

当裁判において、その事柄が、金鐘甲さんという具体的な一人の人間から居住権、生活権を奪うという形をとったとき、どんな問題が生ずるかということ、いいかげんにしないで、国籍の確認をはっきりすべきと考えています。それが、金さんが、言葉として入管と縁を切りたいという語っていることの実質です。

甲第50号と示す。

「筑豊に生きて」という本は、著者が、犬

養光博・証人となっていますが、これは間違いのないですね。

はい。

甲51号証を示す。

「さまざまな語りかけ」というのは、一九七三年に大阪で開かれたシンポジウムの記録として、これは間違いのないですね。はい。

資料5

シェーファアー 証人証言 ウーリッヒ

一九八一年七月二十七日

尋問：輔佐人 崔昌華

証言：証人 シェーファアー・ウーリッヒ

ドイツ及びアメリカでの経験と活動

証人の年令と経歴についてお話しして下さい。

私は、生まれたのは一九四一年、昭和十六年です。生まれた所はドイツ、今の西ドイツのエッセンという都市です。一九五一年、小学校卒業して、一九六〇年、ドイツの中学校、高等学校一緒になった形の学校を卒業したんです。一九六一年から六九年まで大学に行って、一九六九年、ボン大学卒業したん

です。主な科目はドイツ文学、神学、教育学だったんです。途中で二年間、アメリカのシカゴにあるメコミック神学大学に行って、そこで神学、社会学、社会福祉を勉強しました。一九七四年、牧師になって、一九七五年から今年の七月の末まで、日本キリスト教団の北九州地区の協力牧師をつとめて来たんです。

証人が、特に少年時代、学校において経験したことを述べていただきたいと思えます。

ご存じの通り、ヨーロッパ全体はカトリック、プロテスタント、旧教と新教に地域割に分れていて、両者の間にわりに亀裂があって、差別も行なわれているんです。その一番よく知られている証拠として、今、たとえばアイルランドのほうの戦争もその現象の一つです。それで、私は中学校にはいってから、たまたま圧倒的にカトリックの地域に行って、そこで少数者のプロテスタントの一人として、まず差別扱いされたんです。それは、たとえば奨学金もいくら成績が良くても与えてもらえないこともあって、その上に、日本の同じ時期に同じように、ドイツの戦後はアカ狩りがあって、そういう場合は私たちの家族のような社会主義者も共主義者として疑われて、重ねて差別

されたです。しかし、こういう親の生き方を当り前と思つて学校に行つて、私にはだれも、教師も生徒もその違いについての説明をしてくれなかったんです。だから、何のために差別されたか、何のためにいじめられたか、成績が良くても何のために教師の方からいやがられたか、まず何年間も全然知らないです。そして来たんです。やと六年ぐらいこういう形で過ごしてから、ある同級生のほうからその原因を教えられて、はっとしました。だから、こういうある程度の差別を受けて来た人の立場から、日本においての被差別部落、在日韓国人の人の経験もある程度まで想像できるのではないかと思っています。

特に、両親からユダヤ人、またはナチズムについていろいろ聞かされたと思うんですけれども、それについて簡単に。

はい。私の年令のドイツ人は、ほとんど自分の両親または教師から、ナチス政権のこと、またはユダヤ人のことを教えられていないんです。たまたま、私の親は戦前も戦時中も戦後もずっと、ユダヤ人と付合つて、仕事の上、または思想の上で親しくして来たんですから、私は親のほうから、こういうナチス政権の状態、ユダヤ人が受けた虐殺も非常に身近く、生々しく教えていた

だいて、時々自分の経験だったかのよう

に思つていいます。先生の履歴を見ますとアメリカにおられたようですけれども、アメリカにおられる間、聞くところによると、黒人ゲットーの中で共にすごしながら、いろいろ学んだようですけれども、それについてどれくらいおられたのか。

アメリカにいたのは、全体、二年間だったんですけれども、黒人ゲットーの中で働いたのも、あとの一年間だったんです。その時に、ある非常に才能のある牧師の下で、あとから述べるチャンスがあると思いますけれども、新しい方法の社会福祉を学んで来たんです。その時に、南シカゴで一番問題になつたのは、三千人ぐらいの青年の黒人の暴力団だったんです。主に、こういう黒人の暴力団とゲットーの中の働きをして来たんです。

そういう経験をふまえて、日本に来たわけですが、日本に来るようになった経過と目的について簡単に。

日本に来た一つの目的、または理由は、ごく個人的な問題です。シカゴで、こういう黒人の問題について働きながら、今の日本人の妻と知合つて、同じ仕事をし、同じ勉強をしながら米国のほうで婚約して、ドイツで結婚しました。それで、国籍の違う、文化の背景の違

うこういう二人が結婚したら、やはり両者は、それぞれの相手の文化、それぞれの相手の国に行つて、そこでしばらく生活しなければならぬ、と思つて、初めからいつかは日本に行きたいと思つていたんです。しかし、教会間の関係は、最近まで割に一方的な関係だったんです。それはヨーロッパ、アメリカの国々が一方的に宣教師を第三世界、キリスト教と違う宗教を持つていて、世界に送る、という勝手なやり方をしていたんです。それで、私はどうしても宣教師にはなりたくなかつたんです。これは、あまりにも教会間の帝国主義に似すぎてゐるのではないかと思つていました。丁度、今から十四年前、日本キリスト教団と西ドイツ教会が根本的に變つて、今度、平等な立場から互いに協力者を送る制度ができて、その新しい制度の第一任者、初めてのケースとして、私は今度、日本キリスト教団、日本の教会のほうから招かれて日本に来たんです。

日本に来られて、主にどういう仕事をなされたんですか。もう、アメリカの時から、こういう差別の問題に専念し、または差別の領域として、もっと大きな領域の教育の問題に専念して来たんですから、日本キリスト教団のほうから、こういう教育

の問題、または差別の問題を特別に扱うように招かれて、東京のほうへ一年半ぐらい行って、そこで一年間、日本語の勉強をして、それから日本キリスト教団の北九州地区から呼ばれて、ここで、こういう仕事に専念して来たんです。四年間の経過です。

ドイツ、アメリカ、日本での差別

次に、在日韓国人、朝鮮人の受ける日本での差別とドイツ人のユダヤ人差別について比較して詳細に述べていただければと思います。

ある面から言えば、ドイツ人のユダヤ人に対する態度、差別と、日本人の韓国人に対する差別は、まず違うように見えるのではないかと思います。しかし、非常に似ている点もあると思います。たとえば、今ごろのドイツには、ほとんどユダヤ人は住んでないんです。しかし、ユダヤ人に対する差別意識はなくなっていないんです。このごろドイツ人と話したら、ナチス政権やユダヤ人虐殺について話せば、よく、こういうことを言われるんです。それは、まあ、こういう虐殺をする必要性はなかったんですけれども、やはりユダヤ人はドイツの国家にあぶない集団、あぶない人物で、たとえば戦争の大前線

に送ったら、もう自然消滅します。

それとも強制労働をさせたら、こういう問題、あまり角のたたないやり方で処理できたのではないか。それも差別発言だと思えますけれども、ある面から言えば、日本人の韓国人に対する態度は、初めから、こういう態度ではなかったかと思えます。韓国人も日本人のために戦死して、韓国人は強制連行されて一番危い所で働かされてきたんです。だから直接の摩擦はなかったんですけれども、やはり、ドイツ人のユダヤ人に対する考えと、日本人の韓国人に対する考えは、ある面で非常に似てるのではないかと考えられます。

差別問題を扱う中で、寝た子を起こすな、という言葉がありますね。そういう言葉についてはどうお考えになるんでしょうか。

それはアメリカにいても、ドイツにいても、こういうことを、よく言われたです。「こういう差別の問題を口にしてるけれども、あなたは差別意識を呼び起こしてるのではありませんか。静かにしたら自然に、こういう問題がなくなる。だから、あまり、こういうことを口にしなさい。下さい。」しかし、西ドイツの今の状態を見ますと、ほとんどユダヤ人はいないんですけれども、それでユダヤ人に対する差別意識がな

くなったわけではないんです。たとえば、青少年との働きをしながら、少し変った教会活動や社会活動をしたら、ドイツ人の青年のほうからも、青年の親のほうからも、あなたはユダヤ人か、それともドイツ人か、どっちか、と言われたことがあります。また、青年達が親のほうから意識的に、こういうユダヤ人のことやナチス政権のことを教えられなくても、ある時期になって第三帝国を救うクラブなどのネオナチ的な活動をしたりしたんです。日本においても、同じことが言えるのではないかと思います。こういう問題について静かにすることによって、問題が解決されるとは思えないんです。

前に経歴の中でも黒人ゲットーの中での生活があったと聞いてますけれども、日本における差別とアメリカ黒人差別と比較して、どういうところが特に目立つのか、それを詳細に述べていただきたいと思えます。

まず、まだ東京にいる時に驚いたのは、ほとんどの書店に行けば、大きな書店に行けば、アメリカの黒人の差別についての本がだいたい並んでいます。しかし、日本の差別問題についての本は少なくとも五年前の時点では、ほとんど見つからなかったんです。もう一つ驚

いたのはこういうことです。まず、米
国にいたときには、どうして現代社会
の中で差別はこんなに激しいのか、と
いう問題だったんです。それで、少し
調べてみれば、こういうことが言える
のではないかと思います。昔、たとえ
ばローマ、ギリシャ帝国にも差別はあ
ったんです。封建時代の差別もあつた
んです。しかし、本当の意味での封建
社会には、奴隷は社会的地位が低いん
ですけれども、人間性は認められてい
ます。アメリカのような国は人間の平
等の上に建てられた国です。こういう
国の中で人間を差別扱いしようと思っ
たら、もっと徹底的なやり方ではなけ
ればならないんです。そういう奴隷の
人間性を否定することが必要です。
だから、本当の封建社会より、民主主
義社会の差別が激しくなるのだと思ひ
ます。日本についても同じ印象を受け
ます。江戸時代前の差別は流動的だっ
たんです。中流階級の人が奴隷階級に
落ちたりすることもあったし、奴隷階
級から一般の社会に上がることもでき
たんですけれども、江戸時代あたりか
らの差別は、意識的に作られた差別で
す。そこから逃げる、上がることは、
もう禁じられて不可能になったんです。
そこで、アメリカ黒人に対する人間性
を否定する態度と、日本の被差別部落、

在日韓国人の人間性まで否定する態度
はよく似ていると思います。それは冒
葉の上になで明らかに出てくると思ひ
ます。たとえば、えた、非人など、冒
葉の上で明らかに証明されています。
こういう人は人間ではない、とこの冒
葉は表わしています。
次に、差別される人たちが社会とか国家
のためには犠牲を払う、そういう時はど
ういう扱いをされるんですか。
ベトナム戦争の時に明るみに出たんで
すけれども、第2次大戦、韓国動乱の
時にも、そうだったんです。大体、黒
人のアメリカでの人口比率は10%ぐら
いの程度ですけれども、兵隊になった
黒人の比率は、それよりずっと高いん
です。だから、戦死した人の中でも黒
人の割合は、意外に高いんです。国の
ために犠牲を払うこととなれば、アメ
リカでは黒人も平等に扱われてます。
在日韓国人、朝鮮人の場合は、それに
非常に似てゐる点があります。韓国人は
植民地時代に、まず日本国籍にされた
んです。しかし、本籍を日本に移転す
ることは許されなかったんです。そこ
では、あくまでも差別が残ったんです。
段々、戦争が厳しくなるに従って、韓
国人には日本人と似てゐる権利を与えら
れたんです。最後に戦争に行く人が不
足したときに、やっと韓国人、朝鮮人

が法律の上で日本人とほとんど同じ扱
いがされたのです。だから、犠牲を払
うこととなれば、韓国人も、ある程度
まで平等に扱われたんです。けれども、
最後まで全くの平等は与えられなかつ
たんです。

証人が言いたいことは、死ぬときに犠牲
を払うという時には平等扱いをしたとい
うことですね。

はい、そうです。

アメリカにおける黒人運動なんかでも、
そうだけれども、黒人が自分の人権を
勝ちとる場合、大体、どういうプロセス
といひますか、どういう過程で解放を勝
ちとったのか。

普通の考え方では、アメリカでも日本
でも変わらないと思いますけれども、差
別された人、下層階級の人が段々、社
会の中でのし上がって中流階級、上流
階級と同じ立場になることによって解
放される、という考え方があります。
しかし、アメリカでの一つの具体的な
経験を、ちょっと述べさせていただき
たいんです。アメリカの神学大学で勉
強している間に、一人の黒人の女性と
友達関係になつて、協会のコーラスで
一緒に歌っていたんです。しかし、私
が黒人のゲットーに行きだして、そこ
で黒人の青年の暴力団と働きだしたら、
この黒人の友達との関係がすぐ切れて

しまつて、まづくなつたんです。どうしてかという、この黒人の女性福祉施設に勤めていて、段々、白人と平等な立場になつたんですけれども、それと同時に白人の考え方も全く受け継いで、今度はこういう一番底辺に置かれてる黒人の青年に対する差別意識を持つて、こういう人は人間ではない、あなたはこういう人と働いたらいけない。黒人の黒人に対する差別がそこで生じて、こういう解放への道は失敗に終ると、そこで教えられたんです。じゃ、こういう差別からの解放の道がだめだったら、どういう道があるか。それは、差別を受ける者が自力で、自分の人権、自分の解放を成し遂げること以外ないと、教えられたんです。どうしてかと言うと、差別者の方から被差別者に自由を与えることは不可能です。差別者も被差別者も同じ差別構造によって結ばれているんです。差別者も被差別者も同じ構造によって精神的に侵されているんです。しかし、被害者のほうは、自分からこの差別制度を捨てることは非常にむずかしいんです。どうしてかという、差別をする方は差別によって、いろいろな利益が得られます。物質的な面の利益もあれば、たとえば安い労働力を得ること、精神的な利益もあります。自分の優越

感が、そこで得られるんです。加害者の方からの対策は差別を続けさせる対策にすぎないんです。または、もっとえげつない差別をつくるための働きになるんです。もちろん加害者のほうは、いいことをするつもりで、こういうことをやってますけれども、それによって解放は得られないんです。すなわち、自分の力で自分の人権を守るたかいたしななければ、根本的な人権の獲得はありえない、こういうことですか。はい、そうです。もう一つ、加害者側が恩恵的に与えるものでは根本的な解放にはならない、と。はい、そうです。少数者の歴史とか文化、こういうことについてはどういう経験がございますか。アメリカの様子をみてもアメリカの、今、世界に知られる文化はだれによって作られたかといいますと、黒人によって作られた部分は非常に大きいんです。だから、案外、アメリカの文化を作ったのは少数者、または被差別者だったとも言えるんじゃないかと思えます。同じことを日本においても言えると思います。あとから、もう一度、こういう点に触れる可能性があると思いますけれども、日本の歴史も日本の文化も、多くの部分は被差別者によって作られて来たんです。文楽、歌舞伎、

能などの日本の象徴的文化の一面を見ても、それは全部被差別者のほうから作られた文化です。こういう差別構造から解放されること、本当の文化を作ること、被差別者、少数者からの努力によって成し遂げられるのではないかと、私は考えています。アメリカでの経験を通して教えられて来たんです。日本の差別について、特に感じたことがあれば、東京における経験から。まず驚いたのは、ほとんどの日本人に聞けば、日本には差別はない、日本には少数者はいない、という返事が得られたことです。だから、東京にいる間に、日本語の勉強をする間に、あなたは何をしに来たんですかと聞かれた時に、差別の問題について働きたいと答えたら、なんか、かわいそうな目で見られたんです。「ちょっと間違つた国に来たのではないか、どうしてアメリカに行かなかつたのか、日本には、こういう問題はない、日本人は単一民族です。」それは、非常に大きな驚きだったんです。どうして日本人は知らないかと主張するのか、本当に知らないのか、それとも知らないふりをしているのか、それは、まず第一の興味深い問題だったんです。知らないというのが、非常に興味深いと言われたんですけれども、先生は隣近所

の奥さんとの会合の中で、知らないという意味がどういうものか、経験したことを詳しく述べていただけますか。

はい。本当に知らないのか、それとも知らないふりをしているのか、それを、まず知りたかったです。そこで、学校のPTAの活動を通して地域の人とある程度親しくなって、いろいろな問題について勉強して来たんです。月二回、教育の問題、親子関係の問題、夫婦の問題、性教育、いろいろな問題を一緒に勉強して来たんですけれども、差別の問題に触れたら、いつも、反応は同じだったんです、知りません、経験はないという反応しか得られなかったんです。二年以上、こういう形で段々親しくなって、突然、このグループの中から、自発的に質問が出て来たんです、ちょっと、こういう差別の問題について教えていただけませんか、あなたは、どうして、この被差別部落の村にかよっているのかと。それで、被差別部落の友達に頼んで、彼の生々しい経験を、そのまま、一般の日本人にぶつけていただいたんです。こういう興奮状態の中で、突然、この日本人の奥さんも、自分の体験、自分の知識を言えるようになったんです。大体、十人のうちに八人まで非常に具体的な経験があったんです。一人は、婚約まで

行つて、そこで、相手が家族のほうから調べられて被差別部落の人とわかつて来たら、この婚約がだめになったんです。もう一人は、たとえば、会社の中で非常にあこがれた上役がいて、女性連はみんな、この人とできたら結婚したいと思つていたんですけれど、被差別部落の人とばれたら、だれも結婚したくなくなつたんです。

こういうふうに突然、経験もある、知識もあるということが明らかになつて驚いたんです。もちろん、限られた経験ですけれど、やはり、この知らないということばは、自己防衛の態度ではないかと考えるようになったんです。みんな、ある程度の意識・知識を持つているのではないかと思います。単にこういうタブーに触れるのがこわい気持ちがあつて、こういう問題をやり出したら隣近所の人との付合は、どうなるかという不安、それから、こういう問題に触れたら、会社の仕事の関係はどうなるかという不安があつて、そのために、知らないという自己防衛の建前が作られてるのではないかと。私の六年間の経験の上での考えです。

今、日本人が知らないということは、自己防衛のためだと言われたんですけれど、それほどの日本人の意識は、どういう形で作られたと思うんですか。

それはもちろん、日本人の人格が西洋人に劣っているなどのことは、考えてないんです。日本の差別政權、日本の意識的に作られた差別によつて、日本の社会が、分裂の下で、支配されたと思ひます。小さいグループを作られて、ほとんどの人は、この小さいグループ以外のところは見えなくなつたのではないかと思ひます。隣近所の付合の中から言いますと、ほとんどの人は、自分の会社以外の日本の世界さえ、はっきり把握できないんです。会社は、もう一つの国家です。そうすれば、こういう内と外の意識は非常に強くて、他社に対する、他人に対する関係は、非常に薄いんです。他人ということばは、まさに、関係ない人と同じ意味になつて、そこでは、日本全体は、たとえば、よその世界、ほかの国々とういうふうにかかわり得るかという問題が生じて来るし、難民のことも、そこで問題になつてくるのではないかと思ひます。意識的に作られた政治的な対策の下での日本人の意識、こういうふうになつたんです。

一言で言えば、支配者の支配しやすいような構造意識として作られていったところ、こういうことですね。

在日朝鮮・韓国人問題との出会い

証人が日本に來られて、特に在日韓国人、朝鮮人との出会いについて、少し述べていただけませんか。

はい。北九州に來たのは、一九七七年の七月一日だったんです。それから、少なくとも半年は勤め先の様子を調べるのに精一杯だったんですけれども、同じ七七年の秋になって初めて、八幡の中央町の集會に出て、そこで大阪の韓国人のKCCの井石先生が韓国人問題について話されたことを覚えています。それは、この地域での在日韓国人の問題との初めての出会いだったんです。二番目の出会いは、こういうことだったんです。一九七八年、次の年の春から、日本人の教會と協力して隣に在日韓国人の教會と、共同礼拝、共同の教會学校を行ないたいと思って、こういう計画を立てたんですけれども、すぐ日本人の教會との関係が悪くなつて、結局、その教會のほうから排斥されたんです。そこで初めての苦い体験として、日本人の韓国人に対する差別を克服するのが、どんなにむずかしいことか、経験しました。次は、同じ七八年の秋、在日韓国人、朝鮮人の集團と一緒に北九州地区をめぐり歩いて現場研修に参加したんです。大村収容所

に行つて、強制連行のいろんな史跡を見て、在日韓国人の納骨堂、それから在日韓国人、朝鮮人が強制労働をさせられた炭鉱を尋ねて、こういう所を具体的に研修して、また北九州地区に対する知識と認識が深くなったんです。それから七九年、八〇年、八一年、もちろん日本の教會に勤めながら、小倉大韓教會、折尾大韓教會とも協力し、一番主な働きだったのは、在日韓国人が国連に行つて、そこで在日韓国人の日本での扱い、日本での状況を訴えるための資料作りに参加したことでした。証人が、ここにおられる金鍾甲さんと出会い、そして裁判にかかわるようになっていきさつを簡単に述べていただきたいと思ひます。

七八年の秋から、この間ここで証人として立たれた犬養さんの福音伝導所と協力するうちに、金さんの身元引受人になつていて犬養さんのほうから金さんを紹介していただいて、それから月一回ぐらいの程度で金さんの見舞に行つて、時々一緒に出かけて行つて、一緒に食べて、同時に金さんの裁判に参加するようになつたんです。

特に証人が、この裁判に非常な強い興味を持ちながら勉強して來た、そういう中で特に感じたのは、どういふ点でしょうか。

金さんと段々、深く關係を持つて來た中で、金さんの生涯、存在そのものは、日本と韓国、または日本と韓国の關係の象徴的な人物ではないかと考えるようになったんです。どうしてかというのと、金さんの生涯をみますと、金さんは二回ほど人生を奪われたのではないかと、と言えます。一回目、強制連行されて強制労働させられた時に、それは丁度、私が生まれた一九四一年だったんです。敗戦によって、そこからや々と逃げて、戦後仙台のほうで新しい歩みを始めたら、また、この歩みもくだけて、日本人の策略によって家庭づくりも妨げられて新しい仕事も奪われ、また大村収容所に入れられたんです。だから、金さんは二回ほど人生を奪われたんです。日本と韓国の歴史を考えたとき、こういう二回ということがあります。韓国も二回日本のほうから侵略され、一回目は豊臣秀吉によってで、歴史の研究家によれば韓国の政治は、そのときから完全には回復しなかったんです。ある程度の不安定が、そのときから残つたんです。二回目は明治維新から、段々韓国が日本の植民地にされ、経済的にも搾取、侵略された。だから金さんの個人的な経験と、韓国、日本との關係は非常に似た点があると思ひます。

多くの日本人は、朝鮮人はこわい、というようなことを言うようですが、それについて証人は、どう思われるんですか。もちろん、金さんと親しくなる間にはけんかもして来たし、割に荒っぽい方と思っていたんですけれども、段々深い関係を持つようになったときから、こういう日本人と韓国人の精神構造の違いもわかって来たのではないかと思っています。韓国と日本の歴史をある程度まで勉強すれば、その違いもわかっていただけると思います。韓国の歴史は、ずっと侵略されたほうの歴史です。今でもこういう独裁政権は向こうで続いて、韓国人はそこから解放されるために闘っています。韓国人はずっと、たたかう民族としてつくられてきたんです。だから、韓国人と出会えば、まず、荒っぽい、けんか腰だという印象になりますけれども、その後ろには非常に深いやさしさがあって、それは金さんを通して教えられたんです。日本人の精神構造は、どっちかというと反対ではないかと思っています。ことに西洋人に非常に親切的な民族、非常に丁寧な民族、という印象は強烈ですけれども日本人は、たとえば攻撃されて不安になったら、非常に残酷なやり方でもできるんです。このやさしさの後ろには残酷さが隠されている。そのへんは、日

本人の精神構造と韓国人のそれとは正反対で、日本人と韓国人の間の誤解も生じて来ると思います。また、歴史の面で見れば、日本と韓国の歴史は一方的に日本からの侵略の歴史です。日本からの暴力の歴史です。それに対して韓国人はほとんどの場合は無抵抗の反応をして、無抵抗のあらそいをして来たんです。だから日本人は、こういう韓国人のことを怖いというより、韓国人のほうからいろいろ学ぶべきところがあると思います。金さんを見ても、けんかができることは非常に大事なことです。けんかのできない人は友達にもなり得ないと思います。いつも、一歩置いて付合っているんです。また、納得ができるまであらそうこと、真理のためにあらそうことは、韓国人の特色です。そこから、私も多くのことを学んで来たんです。もう一つは、権力とたたかうことは、日本人、ドイツ人はなかなかできないことですけれども、韓国人にはできます。だから私も、多くのことを、そこで教えられて来たんです。また、無抵抗のたたかい、それは、非常に大事なことで、そこでは、金鐘甲さんの裁判も大きな意味を持っているのではないかと思います。

歴史における日本の責任について

特に、シェーファー先生は、歴史における日本の責任についてどう思われていますか。

在日韓国人に対する、日本人の態度は、深く、いわゆる天皇制とかかわっているのではないかと思います。天皇制の一つの特色として、無責任の体制が取上げられています。具体的に言いますと、一九五二年に、サンフランシスコ条約が結ばれたとき、今知られている資料を見ますと、日本人とアメリカ人の間の理解は、こういうことだったのではないかと言えそうです。日本人が、これからこの条約の下で法律上、または、韓国との交渉の中で、この在日韓国人の問題を処理すべきだったというアメリカ側の理解があったらしいんです。しかし、日本人は、そういうことを避けて、今度はほとんどのことを通達、又は行政処分のやり方で処理しようとしたんです。

しかし、こういうことによって、本来の意味の解決は得られないと思います。金さんのような人が強制連行されたこと、金さんのような人が強制的に名前を変えられたこと、国籍をかえられたこと、日本のために死なされたこと、こういう歴史的な責任から、通達

又は行政処分によって逃げられないと思います。そこで私は、やはり、日本人にしっかりした自分の歴史に対する責任をとっていただきたいんです。今度、こういう強制連行、強制労働によって日本に連れられて来て、韓国での根を切られた人たちを、外国人として扱うことは、あまりにも身勝手なことではないかと私は感じています。

日本とドイツ、戦争責任のとり方

非常に深い認識の下で、いろいろ見てきているようにすけれども、そういう視点から日本の在日韓国人に対する戦後の政策と申しますか、そういうことと、ドイツの戦後におけるユダヤ人に対する政策と比較して、いくつかの点を述べてもらえないでしょうか。

前もって、ちょっと言わせていただきます。ドイツ人のユダヤ人に対する戦後の態度の違いは、人格的な違い、日本人とドイツ人の人格的な違いから生まれて来るとは思えないんです。ドイツは、やはり、ほかの国々に囲まれて世間の目前で、こういう問題を処理しなければならなかったから、あまり身勝手なことはできなかったと思います。日本の、こういう処理は世間の目の至らないところで大体行なわれて、

そこに主な違いの原因があるのではないかと思います。今後、その扱い方の違いについて、ちょっと詳しく言いたいです。第一のこととして言わなければならぬのは、ユダヤ人の問題は、今までドイツの政治的な問題、社会的な問題としてあらそわれていることで、ほとんどのドイツ人の意識にはきざみつけられているんです。それと比べれば一般の日本人の意識は、在日韓国人に対して非常に薄い、または意識をしていない、意識を持ってない人も非常に多いんです。とにかく、大きな社会的な問題として現代の日本ではあらそわれていないんです。もう一つは、西ドイツ国家のイスラエル国家に対する損害賠償が行なわれたことです。

ちょっと、かっこに入れて言いますけれども、その賠償を拒んでるのは東ドイツ、共産圏にはいっている東ドイツだけです。東ドイツの主張はこういうことです。『私たちはナチス政権と関係ない。私たちは違う政権になったのだから、ナチス政権とは関係ないから賠償を払わなくてもいい。』そこで、日本国家の韓国に対する態度は非常に、こういう東ドイツに似ているのではないかと思います。

続けて下さい。

西ドイツは国家として、イスラエルと

いう国家に対して大きな損害賠償を払って来たんですけれども、私の知っている限り日本国家は、韓国に対する、こういう損害賠償の意味でのお金を一銭も払ってないと聞いています。そこには大きな違いがあると思います。それは、やはり、日本国家が今までの自分のこういう過ちを、公の場で認めていないという証拠ではありませんか。第三の点はこういうことです。皆さんがご存じの通りに、今でもドイツのほうでは、ユダヤ人に対する虐待と虐殺のための裁判が行なわれています。個人的にもユダヤ人に対する虐殺が問われ、裁判にかけられて罰されて、それによって個人に対する損害賠償も行なわれています。日本において、こういうことは今まで行なわれてないんです。

東京大震災の虐殺から、そういうことの責任が裁判で争われて問われることは、今まで一切聞いてないんです。もちろん、炭鉱での虐待、強制連行によって韓国人が受けた損害などのことは個人的には合然、問われてないと思います。最後に、こういう個人のユダヤ人に対する責任を追及できるために、ドイツでは二回ほど法律が変えられたんです。一回は、時効が延長され十年延長になり、第二回目は機構ごと全部

省かれて、無期の追及ができる制度が決められたんです。もちろん、それに相当することは日本では全然、行なわれていないんです。

結局、ドイツでは今でも、ユダヤ人の虐殺、またはユダヤ人に対しての差別に対する責任が公にも追及され、もう時効がなくなつて、今でも効力があると、こういうことですね。

はい、そうです。

その代り、日本人の韓国人に対する関東大震災に関する虐殺、強制連行における差別行動、それに対する責任はひとつもないと。

はい。

ドイツにおける、ドイツに住んでいるオーストリア人についての扱いを知っている限り、少し述べてもらいたいと思います。

はい。韓国が日本の植民地になつて合併されたのと非常に似た状態も、一九三八年あたりからドイツにもあったんです。その時にオーストリアはドイツと合併したんです。それに伴つて、オーストリア人全体の国籍もドイツ国籍に変わつて、もちろんオーストリア人もドイツに住むようになって、ドイツ人もオーストリアに住むようになったんです。戦後、オーストリアは独立し、今度はこういう元のオーストリア国籍持ってる人のことはどうなるか、

それが問題になったんです。日本の在日韓国人と同じように。そこでドイツ国家が、まず取った処置は、こういうことだったんです。場所は問わないで、元オーストリア国籍だった者のドイツ国籍、みんな取つて、みんなオーストリア国籍に戻すような処置をとったんです。しかし、戦後十年たつて、元のオーストリア人でその当てもドイツ国内に住んでいる元のオーストリア人が裁判を起こして、『私のドイツ国籍を戻して下さい。私は、ずっとその時からドイツに住んでいるんですから、オーストリアに帰るつもりはないんです。どうして私は外国人扱いされてますか。そこで一九五四年から一九五五年にかけて二つの裁判が行なわれて、その判決の結果、この元のオーストリア人のドイツ国籍がまた認められたんです。しかし、そこでドイツ国家とオーストリア国家の間の問題が生じたんです。どうしてかと言うと、一九三八年のオーストリア合併を非合法として考えています。それで今度はドイツの法廷が、あなた達は合併によってドイツ人になつて、このドイツ国籍を奪うのも非合法だと判断を下したら、この法廷もオーストリアの合併を認めることになるのではないかと、オーストリア人のほうからの批判があつて、それはオース

トリアの国会まで問題になったんです。それで、こういうオーストリアのドイツに対する抗議があつて次の年だつたと思いますけれども、ドイツの国会が新しい処置をとらなければならなかつたんです。どういう処置かというと、私たちは、元のオーストリア人で今、ドイツに住んでる人に対する責任がありますけれども、オーストリアの立場も考えなければならぬですから、こうしましょう。まず、強制的にドイツ人になつたオーストリア人のドイツ国籍を無効にしましょう。それは一九四五年の時点で、です。しかし、續けてドイツに住んでいる元のオーストリア人なら簡単な申立てによつて、また自分のドイツ国籍を回復させることもできます。一九四五年時点から、こういう人はドイツ人として認められているんです。だから、保険制度上、年金の上でも何の不自由もないということなんです。私の知る限り、今のところでは、ドイツに住んでいるオーストリア人も差別されてないし、元のオーストリア人で今、ドイツ国籍を持ってる人も何の不自由もないということです。一言で言えば、ドイツに住んでるオーストリア人が強制的に与えられたドイツ国籍はなくなつて、本人の申立てによつて、届出によつてドイツ国籍が得られると、

そういうことですね。

はい、そうです。

そして、法的な平等を得たと。

はい。

最後に、証人は七年間、日本で生活したんですけれども、やっぱりドイツ人として生活したわけですね。

はい。

ドイツ人を見る目と韓国人をみる目

そして、ドイツ人として生活したドイツ人の扱いと先生がみた在日朝鮮人の扱いと、具体的にどういうところが違うのか、体験したことをいくつか話して下さい。

一番簡単なところから言いますと、まず、あいさつの程度が違うんです。日本人が西洋人のような外国人を見たら、いくら苦手でも少しばかりの英語を廻り起こして、サンキューと言うんですけれども、しかし、韓国人に対してアソニョンハシムニカということばは、なかなかでないという経験を六年間して来たんです。いろんな生活の面で、韓国人に対する扱いと、西洋人に対する扱いは非常に違うと思います。たとえば私が銀行に行ったらローンを勧められることもありすけれども、韓国人は、今まで一般の銀行では自分のお金を預けることは、もちろんできません

けれども、お金を借りることはできないんです。それは法律によって禁じられてるわけではないんです。銀行の内規によってこういう制限があります。また、私の知っている牧師の経験ですけれども、北九州の大きな百貨店に行つて月賦で電気製品を買おうと思つたら、韓国人に対して月賦では売れない。それは内規で決まっています。けれども、私がドイツ人として、こういう店に行ったら問題なしに月賦で売っていただけです。子供の入学の時にも、保育園にはいる時にも、非常に行政の方から丁寧な扱われて、こういう援助のお金ができるというようなことで、すぐ教えられたけれども、在日韓国人、朝鮮人には、やはり、こういう援助をもらうことはできないか、そのために、まずたたかなければならないんです。入管に行つても私の経験では、西洋人に対する扱いと韓国人に対する扱いは違うんです。私が資料を忘れて行つたら、非常に丁寧に手伝っていただけですけれども、韓国人の場合はそういうことはないと、韓国人の友達から聞いています。この間、崔先生と一緒に新幹線に乗って、まず寝台に乗って、それから新幹線に乗って東京に出たんですけれども、どんなに車掌さんのほうから丁寧に扱われたか、崔先生は非常

に驚いて、私は、こういう扱いを今までされたことがない、といいました。車掌さんだけ与えられる寝台車、ほとんど空っぽの寝台の席を与えられて、新幹線にはいっても、荷物が多かったですから、指定席のところにはいってしまつても動きたくなかつたんです。普通は自由席まで行かなければならないんですけれども、そこでまた、車掌さんは私がいたから、非常に丁寧に、自分だけ与えられる場所を与えてくれます。もう一つ、一度速度違反で警察のほうから止められたんです。その時も扱いは非常に丁寧で、点も引かれなかつたんです。そういう経験は、在日韓国人から聞いたことはありません。非常に、日本では優遇された、こういうことですね。

はい。

先生も外国人登録証明書をお持ちですね。はい。

その外国人登録証については、指紋押捺とか、常時携帯というような法律があるようですが、それをどう思われますか。まず、指紋をとられた時に非常に嫌な気がしたです。ドイツのほうでは犯罪人しか指紋をとられていないんです。また、日本を出て、よく一年に一回、または二回ほど韓国に行つて、そこで教会を訪問することもありますけれど

も、毎回、外国人登録証を渡して、またかえるときに受取るのも、毎回、再入国許可を申込むのも、非常に不便な、原始的制度ではないかと、まず考えたいです。あとから考えてみれば、こういう日本に滞在する外国人に対する扱いは、韓国人に対する立場から設けられてるのではないかと思われまふ。

日本に滞在する韓国人の権利を奪って、薄くして、結局いつかは韓国人を追い返す制度で、できるだけ在日韓国人のここでの滞在を不便にすることによって、日本が利益を得ようとしている。

または、この問題を解決しようとしているのではないかと考えます。けれども、こういう被差別者を追い出すことによって、日本が本当に歴史的な責任を持っているか、歴史に対する責任を取っているか、それは疑問です。また、こういうことによって、この問題を解決できるかどうか、そこには大きな疑問を持っています。

日本に来て、被差別者の問題とか在日韓国人、朝鮮人問題について、いろいろ有益な働きをなさったんですけれども、最後に当の在日韓国人、朝鮮人に対して、こうして欲しいと、何か要望があれば一言、韓国人に対して。

ドイツ人の経験からはいりたいと思いますけれども、ドイツ文化はユダヤ人

なしには、まず考えられないんです。ドイツの有名人、文化人の名前を取上げますと、非常に大きな数の文化人はユダヤ人です。韓国人の場合も同じことが言えます。奈良の大仏からはじまって、日本の多くの、日本人が誇りに思っている文化的な宝は、韓国人によってつくられてきたんです。だから、日本人に依頼することによってではなくて、日本人から恵みを期待する形ではなくて、堂々と自分の人権のためにたたかって、差別なしのすばらしい日本の文化を回復させるためのたたかいをしてほしいんです。それは在日韓国人、朝鮮人の、この国での義務ではないかと思ひます。

ドイツに八月二日に帰られるわけですが、けれども、ドイツに帰られたあとも、在日韓国人の問題や被差別の問題、またはその地域の問題に深く関心を持って働く決意ですか。

はい、そうです。

最後になりましたけれども、日本国家に対して日本国家を代表して向こうに代理人が来ておられるので、日本国家に対して希望があれば要望していただきたいと思ひます。

ちょっと牧師の立場からの発言ですが、けれども、個人もそうだと思います。自分の過ちを認めるのも非常にづらいこ

とだと思ひます。それははずかしく思ひえることですけれども、自分の過ち、歴史的な過ちを告白するのも小さい恥だと思ひます。それを隠そうとして、そこから逃げようとしたら、大きな恥に拡大されるとおそれています。また、こういう逃げの態勢によって日本のすばらしい文化、歴史がよごされるといふおそれを持っています。でも、この日本というすばらしい国、すばらしい文化、歴史に対する愛の中から、小さい恥を選ぶことをお願いしたいんです。自分の歴史に対する責任をしっかりと持って、逃げることをやめるよう日本国家の代表にお願いしたいと思ひます。

当裁判所も日本国家構造の一部分の裁判ですから、あんまり変らんとは思ひます。けれども人権の砦としての裁判として、ちゃんと正しい判断を下さると我々は信ずるわけですが、そういう意味で証人が裁判長に一言、要望があれば言っていたきたいと思ひます。

本来の法律機関の義務は中立の立場から物を見ることです。少し鎖国が残っているような日本では、特別に自分のことだけ見る危険性があるんです。特に政治家、行政機関にこういう危険性を感じてゐるんです。その中で日本の法廷には、特に重い義務があると感じてゐます。外をも見て、中立の立場から、

ことに弱い者、しいたげられた者、差別された者のことを深く考えて、こういう日本の近視眼的傾向に逆うことではありませんか。最近日本は世界のほうから注目されて、こういう差別、こういう外と内の差別をやめるように責められて来ています。しかし、外国から責められて、やっと自分の問題を整理するのとはずかしいことだと思えます。こういうことになる前に、日本の差別構造を掃除することが文化国、日本にふさわしいのではないかと思つて、法廷に中立の、弱い者の立場になることを期待しています。

第二次世界大戦中、ドイツではユダヤ人の虐殺、虐待、そういうものがあつて世界に知られてるわけですが、当時、虐殺されたドイツにいましたユダヤ人というのは、国籍はどここの国籍でしたか。

まず、ほとんどのユダヤ人はドイツ国籍だったんですけれども、ドイツ国内に住んでるユダヤ人の国籍が奪われて、それからドイツ以外に滞在するドイツ国籍を持つてユダヤ人の国籍も法律によって奪われたんです。

ユダヤ人虐殺についてイスラエル国家に対する西ドイツの賠償とか、そういったことは今、証言で述べられたんですけれども、虐殺されましたユダヤ人個人に対する、虐殺された人の今残っているその

関係者、あるいはかろうじて生きながらえた人、そういった人に対するドイツ国家の損害賠償というか、そういったものはあるのでしょうか。

それは個人的な責任者が見つからなかったら、国家としての賠償が国家を通して払われたんですけれども、個人的な責任者が見つかったら、今、法廷で争そわれて、そういう形で処理されております。

証人が、今、見て証言されたメモは、ご自分で全部、お書きになったんですか。はい、そうです。

裁判長、ちょっと見せていただいてよろしいでしょうか。

資料 6

原告証言（その1）

一九八二年九月二四日

尋問 輔佐人
証言 原告 金鐘甲

一、朝鮮での出生と両親とのくらし

あなたの名前は何ですか。

キムチョンカウです。日本語で金鐘甲と

います。

あなたの生まれたのはいつですか。

大正八年十二月二五日です。

生まれたとき、お父さんの名前は何でしょうか。

日本名ではわからんです。

いや、韓国での。

キム・イルムンです。

お母さんの名前は、

わからんです。

お母さんはいつ頃、亡くなられたんですか。

おれが三つの時、死んだです。わからんです。全然わからんです。

はつきりわからんけど、三つの頃、亡くなられたと、こう聞いていいですね。

はい。

生まれたのは韓国のどこですか。

慶尚北道金泉郡アツチンメン・ナンザンイグです。

キョンサンブクドウ・キムチョングン・アサンドン・ナムサイイグですね。

兄弟は何人でしょうか。

兄弟は親がいる時、四人がおつたけれども、あとできたのは、わからんです。

はつきり。

金さんがおられた時に、四人位おつたけれども、あと何人生まれたかは、わからない。結局、お母さんが亡くなって、

その後で入ってきたお母さんで生まれた

子供は。

はい、後からきたお母さんの子供です。子供がね。

はい。

お父さんは家でどういいう仕事をしておったんですか。

百姓しておったです。

百姓でもいろいろあると思いますけれど、人の家で仕事をする場合もあるし。

自分の田んぼが四反と畑が四反あったもんだから、自分の土地で百姓しておりました。

自分の家で畑が四反あって、そこで農業をしていた。こういうことですね。

はい。

その時、家庭の暮しの方はどうでしたか、生活の方は。

かつかつ、やって。

食事とか、そういうことですね。 どうですか。

たまに、おかゆを食ったこともあるし、いろいろあるんです。食べるぐらいにかつかつ。自分が食べるのが、かつかつだったんです。

生活して食べるだけで、かつかつしてあった。こういうことですね。

はい。

でも、生活が苦しくて、冬には何か。

いや、その当時は、日本の役人が、お前達は朝鮮人じゃあないから、日本人

のいうことをきかにはあならん。むしろを編めというから、むしろ編みばかりやっておったんです。

冬は、むしろを編めと、日本政府からいわれたので、むしろを編んでいたと、こういうことですね。

はい。

そのむしろを編むと何かお金でもくれるんですか。

その当時は結局、むしろの一等、二等、三等、四等まであるんですよ。で、

一等になつたら一枚編むのに三銭位くれたんです。二等になつたら一銭とか。三等、四等になつたら零です。

むしろが、一等、二等、三等があつて……全部、日本政府が指導して……

無理矢理に、むしろ編みさせたわけですね。

その当時は、むしろ編みは無理矢理にはしなかつたけど、編めという命令が来たんです。

むしろを編めという命令が来たのでしたということですね。

はい。

二、強制連行の「募集」は どのように行われたか。

その当時、金さんは大分年を取っておられるというんで何か結婚というような話

はなかつたんですか。

なんか。ぼつぼつあったと思うんです。はつきりは、おれには親達はいわなかつたけど。

大体、韓国では長男が十七、八になれば結婚をさせるという縁談の話が、ぼつぼつうしろであるんですが。そういううわさは聞いたんですか。

まあ、あつたんです。

そういう状況の中で、日本の強制連行の募集があつたわけですね。

そうです。 はい。

それは大体いつ頃ですか。

昭和十六年六月です。

その日だけは、その月だけはしつかり覚えてるわけですね。

はい。 朝鮮も、暑かつたときだから、暑い時だったから。

そのとき、キムさんと、まだ誰か。

いとこと二人。 最初は警察から手紙が来たんです。

手紙がきてから行つたんです。 行つたら、お前達は朝鮮人じゃあないから、もう日本人だから、日本人のいうことを聞かなくちゃあならん。

そして最初はどうちにしる、いとこ同志二人も行かせることはないじゃあないか、一人だけでもいいじゃあないかと、はじめ言つたけれどもどうにもならなかつたんです。

いとこ同志二人、一つの家族で行くより

は、一人でもいいじゃあないかと、行かないことを頑張ってみなければ、どうも警察の方では、そうは納得してくれないと、こういうことですね。

はい。

結局、お前達は朝鮮人じゃあなく、日本人だと。だから日本人のいうことを聞けということ、警察が無理矢理に連れてきて、来たということですね。

そうです。その当時、そこで、手錠をはめたんです。手錠をはめて、釜山に直行に連れて来たんです。

なんかそこで、警察で一日いくらあげるとか、という賃金の話はしませんでしたか。

賃金を、あのときはお前達は、只使うんじゃない、十円、二十円、一日でなるんだとおったんです。

一日十円、二十円位になると。

はい。

そういう……

いうてから、一銭もくれなかったけれどもね。

そういう状況で連れて行つたと、こういうことですね。

はい。

なんか、手錠をはめたといいましたね。

それは釜山で、連絡船に乗るとき、日本に、千島まで行く時、腰縄うって、全部手つないで、五人づつ、四人づつ

全部くくってから来たんです。

三、千島への強制連行の旅

そして、

それで連絡船に乗る時、くくって入れて、そこで下関降りて、汽車乗る時、

全部そのままくくって。

全部くくつたまま、結局は釜山から連絡船に乗り、そして、くくつたまま汽車に乗って降りて。

下関で汽車、乗ったんです。そのまま。

その汽車に乗った時、汽車はどうですか。どういふ汽車でしたか。客車ですか。

それとも貨物の何か。

客車ですよ。人乗る客車ですよ。

人の乗る客車、貨物を積むような汽車もあつたんじゃないですか。

それは人間が来る時は、二万といったが、俺ははつきりはわからんけれども、

その当時は、それで人間が相当、長くつないでおつたけれども、一杯になつてから残つた人間が、四、五十人残つ

たんです。それで、その人間達は乗るところがないもんだから、まあ、幹

部連中は百人位おつたけれども、そこで、その人間達は、乗るところはない

もんだから、一番後に貨物を一台つけてから、貨物の中に乗ったんです。

結局、全部乗れなかったから、それで貨

物の。

乗れなかったから、その位残つたもんだから、後で、荷物積む貨物の方に、あんな、つけてから、そこ乗つたんです。途中で、何かおたり、またはトイレに行つたり、そういうことは許されましたか。

いいえ、それはもう、その中だって、もう、中、乗っている人間は、それでも便所、トイレでも行く時は、一人行けば、全部つなげて行かないと、ならない。くくっているんだから。く

くつていなければ、一人で行つてもいなければ、くくっているから、全部行かなくてはならんです。そこは便所があるけど、また、後、貨物に乗つた人は便所がないから、すわってからたれ流しです。

結局は、人間のように扱われなくて、動物のように扱われて、そういう。

その時は、もう人間じゃあないですよ。早く死ねばよかったと思つたんですよ。

汽車の中には監視する人が何人位おりましたか、一つの。

とにかく、百人はいるという人もいたし、俺も見たら百人位幹部が全部棒を

持つて、一貨車に七、八人づつ乗っておつたんです。

七、八人位乗って、そして監視しておつたんですね。

はい。

なんか、汽車の中で、途中でうまく飛びおりに逃げたりとか、そう思ったことはないですか。

そういうことは、汽車が走るのに、死ぬ覚悟するなら知らんけど、そういうことは全然考えもしなかった。

また、くくっているから、そうもできなかったんですね。

そうもできません。一緒に全部、落ちなくちゃあ、どうすることもできません。

汽車の中で、なんか食べ物なんかを、くれたんですか。

食べ物なんか、時間になつてから食わした気もするけど、はつきりわからんです。

そして青森、わかりませんけど、汽車で着いて、その時はもうどこかわかりませんからね。着いてそれから、船かなんか乗ったんじゃないんですか。

そこで、北海道行つて。いまでも、はつきりはわからんけど、室蘭か旭川か、よくわからんです。大きな船が着いておったんです。そこを食べ物と道具と全部一緒に積んで、一緒に行ったんです。大きな船で。それで千島列島まで。

四、

「栄養失調で倒れる人間が余計あるんですよ。倒れたらもう半殺しですよ。」

(千島での強制労働)

そのときは、千島列島ということとは知らなかったでしょう。

全然、名前も知らなかったです。

名前も知らんが、とにかく、行くということで、その、着いてみたら、その島はどうでした。

島は高い島じゃないけれども、低い島だけども。今考えたら飛行場で

すよ。飛行機が下りたりなんだから飛行場を作るために行つたですよ。

そこで仕事をするようになったわけですね。

はい。そこで、もつことりというのがあるんですよ。中、泥を一杯入れて、二人がかつぐ、あればかり、やつておつたんです。それでも、叩かならいいけど、叩くのでかなわんすもんね。食べ物も悪いのに、食べ物は腹一杯食わせるならいいけど。ひじきとか、あんなのを入れて、もう、うどんとか入れて。米の粒はめつたに見えん御飯でした。それも腹一杯ならですもんね。腹一杯ならんのに、最初ひとつき、ふたつきぐらいはよかつたけれども、だんだん長くなつたら、

もう、人間が全部栄養失調で倒れる人間が余計あるんですよ。それで、また、倒れたら、もう半殺しですよ。倒れたといつて。それで、あんなに叩いて、その次の朝は、また起きなければ起きんといつて叩くんすもんね。痛いから起きれん人間もいる。

結局、痛くて起きられないというと、また叩いて、仕事をさせると、そういう状況です。

はい。

その時、何か仕事をさした組は名前なんかあるんですか。

菅原組です。菅原たこ部屋とか、なにかいいよつたです。

なんかわからんが、たこ部屋とかいって

最初、おれもわからなかったんです。人が全部言っているから、そんなら、たこ部屋かな。たこ部屋つてどんなものかと聞いておつたりしたけど。たこというものは自分の足、食うものだと言つてやつたから、わかつたんです。

それで、食べ物はどうなものをくれましたか、そこで。

食べ物はどう、はげしかったですよ。大体一人前、とにかく、そのとき、おれ達が来たとき、日本政府なんて、配給がはじめてだといひんです。昭和

十六年。それだから、お前達は、それでも八勺位あるという、米が八勺位あれば足らんことはないだろう、といって、幹部が、もう、ちよつとふらしたら叩く、倒れたら叩く：もう、叩くのなんて。棒は全部持って、大きな棒を。

結局、その強制労働というのは、叩かれるということですね。叩かれて仕事をしている。

元気な人だって、半殺しして、使うんだから、使うようになってるんだから。ばりばりしている人間、大体、叩いて片輪にさせて使うんだから。

なんか、叩かれて仕事ができなくて、あんまり、ひどく叩かれたので、死んだような人は、あつたんですか。

死んだ人といつたって、おれははつきりわからんけど、私のいところは死んだんです。そこで。

結局、仕事の激しさと叩かれたのと、食べ物が悪くて、栄養失調と、こういうものが全部重なって、

そういうことが重なって。どこか、病氣もあつたかなんか知らんけれども、そこで死んでおつたんです。

夜寝るときは、大体どういうところでしたか。

寝る時は、大きな広っぱ。屋根はあるけど、家の中だけ、大体、大きい

ですもんね。当時、毛布ひいて三枚か四枚かと思うけど。はつきりはわからんです。それで毛布だけです。一人前三枚。

察かったでしょう。はい、それでも、二人づつ、三人づつかたまって寝ればぬくもりですけど、絶体そういうふうには寝かせんです。一人一人ずつ寝かせて。

結局、二人か三人一緒に寝ればぬくくなるんだけれども、そうさせない。はい。

一人づつ、別々に寝かせる。

全部一人一人、別個に。全部寝かせたんです。

大体、千島はどの位いつまでおりましたか。

はつきりは、わからんけれども、約二年位おつたと思うです。二年位おつたと思うんです。もう、そこで食べ物が無くなったから、今みたいなら船でも行つたり来たりして、持つて行くかもわからんけれども、その当時はなんか、船が通らんとかなんとか、いつておつたんですよ。

食べ物全部切れたので、大体、仕事を終えて。向うで食べ物は無くなって、それで内地に行くようになったんです。それで離れて、内地に行くようになった

というんですね。はい。

五、千島から 宮城県多賀城へ強制連行

尋問 輔佐人 兼崎 輝
証言 原告 金鐘 甲

金さん、千島は広いんですけれども、どのような島だったですか。自分のいた島。

そこへ行ったら、島かなんか一つ二つじゃあない。何百あるみたいだったから、わからんです。島の名前がどんな名前かわからんです。

例えば、千島の。

日本人だってもわからないはずですよ。あんな、大きい。全然、島の名前はわからんです。

夜の長さなんか、朝鮮と比べて変つたということはありませんか。

とにかく、夜が二時間しかないんです。天気になった日がないんですよ。太陽は見えたことないですよ。とにかく。

寒さなんぞは、どんなふうでしたか。やはり寒いですよ。向うが日本より寒いです。

ずいぶん叩かれたりしたわけなんです。金さん自身は叩かれて、どこか、怪我をしたり、そういうようなことはなかった

ですか。

私は背中とかは、もう、ほつてたなんか、ちょいちょい叩かれたけれども。ちよつと、耳一回やられたから、鼓膜が破れたなんか知らんけれども、の耳はよく聞こえんでもんね。

いまでも。
一日、大体、何時間位、何時から何時位まで。

私等なんか、時計なんか見たことないです。あの当時は、時計を見たこと、何にも見たことないから、わからんですよ。もう、御飯食べれといえば食べるだけ、なんにもわからんです。

何時間働いているやら、わからんです。時計でもなんでも見せるんならいいけど、ラジオでもかけるんならいいけど、かけられんし。なんもしてられんから、わからんです。何時間働いて、何時間寝るんだか、わからんです。夜が二時間位しかない。だから、どうも、もう。それでも、まだ、全然、夜がないところがあるらしいんです。

朝鮮に比べると、ずいぶん夜が短かったということですね。千島では、結局、一年か二年位、おったわけですかね。

はい。

次に千島からどこに連れて行かれたんですか。

宮城県仙台市多賀城おしろというところ、浜です。そこが丁度、大きな飛行場を作るし、なんか、ぎんし爆弾とか焼夷爆弾を余計作るところで。担当する人間も余計おったんです。われわれだけじゃなく、日本人だって、家建てる人とかいろんな人が余計おったんです。何十万おったんですもんね。そこで一回、焼夷弾なんか作るところの、その工場から火が出てから、何人が死んだといったり。おれ達、朝鮮人はその仕事をせんから死なんけれども、その当時はおれ達も危なかつたです。結局、焼夷弾が、上にあがつたから、わつと広がる時、警察なんかも泊っておったから、その時、落ちる時なんか、家の中はいつたら、怪我はせんけど、ほとんど燃えてしまったんです。新しく家建てたやつは、全部、燃えてしまつて。

ちよつとさかのぼりますが、千島から直接、船で多賀城に行つたんですか。それとも、どういう道筋で行つたようですか。

とにかく、船で来たか、汽車で来たかはつきりはよくわからんです。

その多賀城の飛行場の建設で、直接、金さん達、朝鮮人を使つたのは、どこが使つたわけですか。

菅原組です。

千島と同じ組ですね。

はい、同じ組です。同じ人間達が来たんですね。

六、「賃金なんかもらっていないです。」

そうすると、やはり仕事の上では、ずいぶん叩かれたり、ここでもしたわけですか。大体、私は宮城県来てから、叩かれたことは、おれが悪いといわれて叩かれたことは、埋立てするところで十一月あたりだつたけど、かぼちゃがなつておつたです。埋めたてに行く時、腹が減つて取つて食べたんです。見つかつてしまつて叩かれたんです。

腹が減つて、かぼちゃを食べたということとは、食事がずいぶん、乏しかつたということですか。

はい、御飯しか食べれなかつたから。どんな食事だつたんですか。

どんな食事だつても、うどんとか海の草、ひじきなんかまじつて御飯炊いてくれた。それも、ちびつとしかないから腹一杯になつたことないです。

とにかく、腹一杯になつて食つたことないから。

ずいぶん、そうすると、やせ衰えたような人も。

はい。あの当時はもう、食べ物はいわれじゃあなくとも、足らなかつたんでしょ。おそろく。

仕事をしていない時には、自由にほかのところにも出回ることではきたんですかとんでもないですよ。そんなことしてたら、ほかのところへ出て行くならほとんど逃げてしまいうです。誰もおる人間はいないですよ。そんなことができるなら、菅原たこ部屋といわんでしょ。

賃金は貰ってたんですか。

賃金は貰っていないんです。貰っておったんなら、五円でも貰えば朝鮮に送ってやろうかと思って。骨折って働いたって、全然金ぐれん。お前達は金持ってこい。お前達を連れて来るのに一万円づつ位かかっているから、お前達が金持って来いといったんです。ある人が一回、言ったら。賃金は、なんか貯金かなんかしてくれていたというわけでもないんですか。いや、とんでもないですよ。

七、日本の敗戦で強制労働からやつと解放された。

いつまで多賀城で働かせられていたんですか。

宮城県で終戦になったんです。

日本が敗戦する一九四五年まで働かせられておったわけですね。

はい。終戦になるまでやつたんです。

おれの考えは終戦になったら、もう、朝鮮、切符買うて行かして、自分達が連れて行かなければ行かすだろうと思つて、おれの考えじゃあしておつたんです。また、その時は、おれ一人で行けといつたつて、汽車はどこで乗つて、どこで降りれば朝鮮に行くんやらわからなかつたし、それで汽車賃もなかつたし、持つとらんです。金ぐれんから、一銭もないんだから、もちろん。

その戦争が終つたというのは、どういふうにして、最初は知つたんですか。結局、終戦になつたのは、その日は、はっきりは、おれは知らなかつたけど幹部がチリヂリにいなくなつたというから。

幹部というのは菅原組の。

菅原組の監督です。監督が百人位いるという人間がいなくなつたんです。それで、その中だつても班長とかする人間は、言葉を知っている人間もおつたけれども、その人間達はもう早く帰つたか、なんか、自分の親戚のところへ行つたかわからんけれども。それで、おれみたいな何にも知らないやつらが四、五人残つておつたんです。そうすると、ある日突然、その菅原組の監督がいなくなつて。いなくなつたし、どうすることもでき

んから。あるところの日本人の人が宮城県の細倉の三菱鉱山に行つたら、使うかもわからんと。そこ朝鮮人を余計使うから、そこへ行つてみれというから、それで二人で、そこ行つたんです。そこも朝鮮人を二万人連れて来たところですよ。所持持百人、一人者百人、約二万人連れて来て、使つたところ。そうすると、そつちも終戦になつたから、こつちは仕事止めたと、全然させんし、また朝鮮人はもう使わんし。朝鮮人は、ここ二万人連れて来た人間達も、三日かけて朝鮮に行かせるつもりでいる。使つてられなかつたんです。そのへんは米が安いです。百姓ばかりで、米が安いもんだから。そこで、アメでも作つてみるかと思つて。それで、最初、アメ作り、はじまつたんです。最初、はなかなかできん。失敗ばかりした。川のそばに日本人と俺と、小屋を二つ作つたんです。

話をもうちよつとさかのぼりますが、多賀城で日本の敗戦を迎えた時、突然、菅原組がいなくなつたんですけれども、その時に朝鮮にこういうふうにして帰還させようとかいう話は、全く会社の方からは出されなかつたわけですか。あるいは軍の方から

軍がだせかつたし、だしもせんし、

もういないんですよ。人間あまり、叩いておつたもんだから、どこか逃げてしまつてから、もういないんですよ。そうすると賃金も貰わずに。突然ある日逃げてしまつたということですか。

はい。
その時は、食べ物とかどうなつたんですか。いままで悪いにしろ、曲りなりにも食べ物を食べさせていたわけですから。

それ、誰もいないもんだから、何にもしないわけです。何も御飯炊く人もいないし。

八、朝鮮に帰れず 細倉で暮らすようになった。

それで、しやうがなしに強制連行で朝鮮人を使つていたと聞いた三菱細倉鉱山に行つてみたということですね。

はい。

細倉鉱山では使つてくれなかつたわけですね。

あの当時は、そこに二万人使っている人間達も、もう仕事止めた時です。

その当時、職はなかつたと思ひますけれども、具体的にはどんなふうにして、それじゃあ食うために生活をおつたわけですか。

それでもう、そこへ行つたら、朝鮮人

が、アメ作つたりする人がおつたもんだから、アメ作つたら一人位食えるというもんだから、それで、はじめてみたんです。はじめてみたけど、最初はなかなかできず、失敗ばかりして。そして、ちよつとなんぼか慣れたなと思つて、慣れて作り出して、三菱の会社にもアメ入れたりしておつたんです。アメを作つたりしたほかに、どんなことで暮しをたてておつたんですか。

もう仕事があれば、半日でも一時間でも、やつたんです。どんな仕事でも。例えば、どんなふうな仕事を。その当時は。

煙突掃除でもなんでもしたんです。その、日本が敗戦になつたとき、あるいはその当時、戦後の時期に、金さん自身は朝鮮へ帰ろうと、帰つてみたいというふうに考えたことはないんですか。

はい、帰りたいかったですよ。帰つて奥さんでも貰う考えしておつたんです。

それはどうして、できなかつたんですか。金もなかつたし、汽車賃が第一なかつたし。第一、汽車に乗るところもわからなかつたんです。その当時は、全然、知らなかつたんです。

そうすると、金さんとしては、菅原組、あるいは、日本政府がなんらかの帰還の準備をしていたら、帰っていたかも知、わ

からないということですか。
日本政府が行かせたなら、有難く思つて帰つたんです。

結局、具体的には、お金もないし、手段もないから、ずっと日本にいたことになつたわけですね。

はい。それで、そこで、アメ作つておつたんです。

もう一度、最初の話に戻るんですけども、最初に、強制連行の募集が、当時、一応、形の上では、募集という建前をとつていましたけれども、強制連行の募集が来たときに、金さんは日本に来ることを拒否することは、實際できなかつたんです。

もう、あの当時は大体できなかつたですもんね。なんぼ一人いうたつて、金持つて行かんと。行かんと言つたつて、お前達は、もう、今、日本人のいうことを聞かなければならんと。

兵隊でもどんどん連れて行く時だから。それで、もう、どうすることも、できなかつたんですよ。

そうすると、自分の意思に反して、日本にやつぱり連れて来られたということですね。

はい、いやな人間を連れて来たんですよ。引張つて来たんですよ。

資料 7

原告証言（その2）

一九八三年六月二四日

尋問 輔佐人 チオオササノキア 崔 昌 華
証言 原告 キム チンギョク 金 鐘 甲

九、日本敗戦後のくらし

キムさんは日本の敗戦後、宮城県ミヤギケンの細倉ホコクラに行つて住みましたですよね。

はい。

細倉ではどれくらい住んでおられたのですか。

七、八年おつたと思うんですけど、はつきりわかりません。

細倉はどういう人がおりましたか。

細倉はそこ行つたら、朝鮮人なんかも職があるという話を聞いて行つたんです。行つたけどもそこはもう朝鮮人二万人を連れてきて使つたところだから、もう朝鮮人は使わんというから仕事は

なかったんです。なくて、そこでアメ作つたりなんかしたんです。

細倉に来ておつた人たち約二万人という人は韓国に大分帰つたでしょう。

韓国に二回に分けて行かすといひよつたです。

キムさんはどうして一緒に行けなかったんですか。

私は、なんか朝鮮人に聞いてみたら、それは三菱のほうでちゃんと名前通りにキップを買ってくれるんだから他はできんと。

三菱の細倉鉱山に來た人だけ送るということ。

來た人だけ二回に分けて、所持持ち一回と独り者一回の二回に分けて。

韓国に帰らされた。

はい。

細倉ではどういうところに住んでおつたんですか、住んでおつた家とか状況は。

最初は宿屋におつたけど、あとから自分の住む小屋を建てたんですよ。日本人と俺と二人で二軒建てたところが会社からどうしても俺の小屋を「じゃま

になるから出れ」というけど、冬は雪が余計降るところだから、東北の宮城県と岩手県との境のほうだから。それで出んでおつたら、会社のほうも警察

のほうも年中來てから「出れ、出れ」という。出れというたつて出るところがないもん。

そのときは大体、どういう仕事をしていましたか。

そのときもアメ作つたり買出しをししたりしてたんです。

買出しをしたり、アメを作つたり、そういう形で生活をしていたわけですね。

はい。

会社のほうでは家を立退いてくれと、こういう強い希望。

立退きもなんも会社では、直接には來んでから全部隣の組長とか、警察なん

かいてからいうもんだから、それで「こんな雪が降るのに、外に出ることが

できんのに出るといつたつて無理じゃないか」といつておつたんですよ。

結局会社で直接來るんじゃないやなくて隣近所の人とか、組長とか、また警察を使つて

出てくれと、そういうことだったわけですね。

はい。

十、ぬれぎぬで大村収容所へ

細倉から大村収容所に行くんですけども、どうして大村に行かされるようになったのか、細倉で何か事件が起こつたんですか、その辺の事情をちよつと。

会社で働らいている若い者がいました。俺たちのアメ作るとき、よう遊びに來る人間でした。朝鮮人二万人も使つたところだから朝鮮人の飲み屋が一軒あ

ったわけですよ。あるとき、そこでドロクなんか——あの人はケンちゃんというんだけどね——ドロク一杯飲んで——ちょうど夏だったんです。帰ろうかと思つて出てきたら、その人がちよつと車のうしろを俺の家へ帰るまで押してくれいもんだから、自分とも遊びに来る人間だから押してやつたんです。

押してやつて俺の家のうしろ来たら警察が来たんです。私は、最初は何があつたかわからんです。で、屑鉄がはいつておつたらしいです。そして裁判にかかつてから、二人なら二人裁判すればいいのに、俺だけ裁判して一年二ヶ月懲役打たれて、これじゃ俺はもう控訴しなくちゃならんと思つて控訴するといつたら、判事と検事が控訴するより、控訴したら一年もかかるから、金さんが半年おつたら帰つて来れるからというし、又引取りが来たら出すというけど引取りが来なかつたんです。それでしょうがないから仙台刑務所に行つたんです。

ケンちゃんという人の車を押してくれという事で押してあげて、途中で警察に会つて、結局、警察はケンちゃんは全然、呼出しをするとか、

全然なかつたです、裁判まで。俺は裁判すれば、その人間が来るはずと思つ

ておつたです。そしたら俺一人で裁判して。

結局、問題の車はケンちゃんの車であるしキムさんの車ではなかつたのに、ただ押してあげたということで、あとでそれが、

中に屑鉄が入つておつたらしいです。そしてその人間が、どこかへ帰つたかなんか知らんけれど、東京にいたのかなつかいり話は聞いたけど、裁判になつたつて呼出しもせんで、俺だけ呼び出してから。

キムさんだけが呼出しを受けて裁判をしたと。

はい。

その裁判の結果、

裁判の結果、結局俺だけ一年二ヶ月。一年二ヶ月の判決受けて控訴しようと思つたけども。

引取りが来たら控訴もできるし、ここから出てでもいいけど引取りが来んから、刑事、弁護士がなんぼ電話したつて引取りが来んというから。

誰か引取りの人はおつたわけですね。

はい、おつたんです。

おつたけど、そのとき来なかつた。

金も俺の金^{かね}たけと引取りの名前で一万五千円積んで、大体保釈で出たんです。

一回出て、
はい。出たけど五日ぐらいおつて判決

だから来いというから、一緒に行くつもりしておつたんだけど、俺だけ先に駆けといつてあの男は来んです。

裁判所に行つてなんぼ電話しても来んから、俺一人ですから、判事さんにも弁護士さんにも頼んだけど、忙しいから引取りできんという。どうすることもできんという。

それで検事も判事も、もう控訴するよりは刑務所に行つたほうがいいと。

控訴すると一年もかかるから、直行で行けば半年ぐらいで出られるから。

半年ぐらい刑務所に住めば出られるから、もう半年ぐらい行つたほうがいいと。

それで俺も行つたほうがいいだろうと思つて行つたんです。

行くときは半年したら出られて、すぐ帰れると、こう思つたわけですね。

そう思つたんです。それで一年二ヶ月つとめたんだが、なんぼかもらつたか知らんけども、出れというから出たら

なんかも、入管からいつぱい来て、はじめて知つたわけですね。

はい、私は、はじめてわかつた。

全然知らなかつた。

全然、わからんです。そんな法律があるんだか、なんだかわからんです。もう出たら俺はなんにも悪いことも、こゝで終つたんじゃないか、行かんといつたら、これは今こういう法律ができて

いるから、もう外国人は外国へ行くようになっているから、もう外国へ行かなくてはならんといつて、もう手錠はめっぱなしで、そのままそこを。

手錠をはめたんですか、そこで。

手錠は刑務所から出る出口ではめたんです。はめてからそのまま一回仙台入管に寄つて、そしてその晩に大村行きに乗ったんです。

大村に連れて行くあいだも手錠はめておつたんですか。

はめっぱなしです。そして朝鮮へ行かすというから、俺はまだそのとき三十ぐらいだからどこへ行つたつて仕事もできるし、まあいいだろうと思つて、これまではもう朝鮮へ帰りたくても帰れなかつたんだから。

一回なんか出れというたかなんか知らんけど、俺はもう朝鮮へ行かしてくれといつたんです。大村収容所で。

それは入管の人と一緒に大村に来て、大村に入れられたわけでしょう。

はい、入れられたんです。

十一、刑務所よりひどい

大村収容所

大体、大村には何年ぐらいいつたんですか。六年おつたんです、足掛け六年。

大村に着いて、大村の収容所。パツと見たらどういふ形でした、収容所は。

もう、はげしい、はげしい、刑務所よ

りはげしいです。もう、バリケードばかりあつて、もう家一軒でバリケード四角にあるから外に出ることもできんし、どうすることもできんです。陽は家のために当たらんし。

そのときは大村収容所は、もう外側に全部バリケード張つたりして刑務所以上にきびしい。

はい、もうバリケードは元から建てるとき、そういうふうにバリケードをつけて建てたんですよ、おそらく。

仕方なく大村へはいつて六年ぐらいいつたんですけど、

もう二、三年たつたら（朝鮮へ）、もう行かすだろうと思ふけれども、なかなか行かせんです。それでなんか知らんけど、日本政府がしたか知らんけれども、出れというから、出すなら元のところに行かしてくれといつたら、元のところは引取りがないからだめだと、そして白木崎の今村のところへ行けというから、そこは先に出人間が一人おつたらしいんです。

その人が、身元引受けをするということですね。

はい、その人が身元引取るから。

大村の食事はどうでした。刑務所と比べて。

いや、刑務所より悪いです。刑務所は仕事やれば大きいめし食わすし、そしてまたなんかかんがあるし、大村では

一週間にパンが二回あるんです。パンが二回あるけれども、そのパンも金でも送ってくれるところがあるんなら知らんけれども、金を送ってくれる人がないから、パンでも自分は食うことができないでタバコと取り替えて。

タバコ吸いたいから。

タバコ吸いたいから、そういうふうに生活しました。

大村収容所にはそのとき、人はたくさんおつたでしょう。

おつたんですよ。大体一棟、二棟、三棟、四棟、五棟、六棟までずらつとあるんです。

大きな学校みたいのに二階建てで、下は密航者がおつたんです。俺は密航者だかなんだかわからなかつたけどもね、最初はいつたとき。あとで段々わかつた。密航者は下にいるし、子供もいるし、女もいるし、各棟全部下は女と密航者。中でなんか、ストライキとかなんかいろいろあつたんじゃないですか。

一回、各棟から運動に出してくれという要求したけど、出してやるといつたけど、なに、とんでもないですよ。相当大きな原っぱがあるけど、そこに出して運動させればいいけど絶対させんです。バリケードの中ですよ。

運動もさせないで。

させんです。

布団なんかどうでした、毛布とか。

布団はもうさまないです。毛布だけでも穴だらけの毛布、一人前二枚ずつ、そして十人おれば結局一人前二枚なら二十枚ぐらいあるわけです。そして、下に三枚ぐらい敷いて、あとは全部かぶせて上にのせてから足入れてから寝るだけ。

中では大分自由だったでしょう、少し遊んだら。

バリケードの中では自由で、寒いときも暑いときも出たいときは出て、バリケードの中では。それ以外はなんぼ親戚がおつたつて会うこともできなかったです。

大村におつたときは、結局キムさんは、誰も面会にも来ないし誰もいないから。私は誰もいないから。

小遣いもなんにもなかったんですね。はいるとき二万ぐらい持ってはいったやつでなんとかかんとかして。

大村で韓国に大分送られて、韓国に行つてから戻ってきた人がおつたということですね。

いいえ、もうその当時は、俺がはいった当時は、日本で生まれて日本で大学までやって、そういう人間がかなりはいっておつたから。そういう人間はここで生まれてここで育つたもんだから、ここで学校行つたもんだから、朝鮮ど

こだかわからないです、家が。

そしてその人たちは結局、大学まで出たもんだから学問があるから自分たちで書類作って、密航したんです。書類作って五人か六人ぐらい一回出たんです。出て釜山ですぐばれたらしいんです。ばれてから戻って来たのは俺は知らんです。戻ってきたのはわからんけどそういうふうに一回出た話はあったです。

結局、大村収容所の生活があまり苦しいからもうこんな苦しいことなら早く韓国に行つたほうがいいということ。

勿論あの当時は誰も行きたいんです。そういう人間たちはすぐ帰って、またなんとかして応援するんだから、親たちは日本にいるんだから、ここで学校いっておつたもんだから。

そういう人たちが、

はいっておつたんです、余計。

キムさんは、大村で職員に怒られたとか、またはえらい叱られたとか、そういうことはあまりないですね。

それはないです。ただそこで席編めというて、席は二日ぐらい編んだけどもあとはそれもやらしてくれなかったから。

仕事をね。

一日に百円ぐらいくれたけどね。それも、もうなくなつたんです、やらして

くれんもんだから。

そのとき大村には子供も大分おつたという事です。

子供も大分おつたんですよ。結局、子供供というのは幼稚園児みたいな、赤ん坊じゃないけど、親に会いたいから自分のお母さんと一緒に来るときつまつたんでしょ。そういう人たちが大分おつたんです。

そして女性も大分おつたわけですね。はい。

どうですか、寝るのと起きるのはきちつと時間が決まっていますか。

大体決まっております。大体ごはん食べる時間は今の病院と同じです。起きるのと寝るのも。

どうでした、収容所の中におつたときね、キムさんは何年間もおつたんだけど、大体どういうことを思っているという気持ちでした、中にいるのが。

どういう気持ちなんかも、早く朝鮮へ行かしてくれればいいなと思つただけです。ほかはなんにも方法ないんです。

朝鮮にいつ行かすのか、行かすのかと思つたけど、なかなか行かせんで六年経つてから、もう出れというもんだから、古い順番に出すんだから知らんけど、最初は出れというたつて、あんたたちは朝鮮へ行かすつもりで入れたんじゃないか、朝鮮へ行かしてくれ、とい

たんです。

朝鮮へ行かしてくれと。

はい。私はまだ三十になるかならんかぐらいだったから、朝鮮へ行っちゃなんでもできるから、そしてその時はそういうふうにしてからまた、一時おつたんです。おつて二回目はどうしても出なくちゃならんと、それで白木崎に出れというて、そこに引き取りがいるからそこへ出れというて。

大村へ入れるときは、お前は朝鮮へ帰すんだ、そういうことで入れて帰してもくれんで、六年間も入れておいて。行かすつもりで入れたんです。

十二、直ちに入管の手が

そして今度は帰してくれないで、日本に。白木崎に出れというもんだから白木崎に出たら、また、もう下関入管が毎日毎日、手紙は来る、電話がくる、それで足も悪くなつたんです。

下関入管が、毎月毎月引取りの書類かなんか四つぐらいある。自分の書類が四つぐらいある。書くこともできん。字も知らんのに代書人なんかなかなかこまい仕事だから書いてくれん。もう往生したです。そんな書類はまだ書いてたことないからわからんというし。

代書人に頼んでも代書人があまり経験が

ないからわからんという。

大きな仕事ばかりだから、こんなこまい仕事は暇がないといつて、いつもいわれて。

そして門司でそういう生活をしたというんですね。
はい。

尋問 輔佐人 兼崎 輝
証言 原告 金鐘甲

十三、大村収容所から門司へ

キムさんが、大村から門司の白木崎に出てきたのはどうい理由だったですかね。さあ、理由はわからんですよ。どういうわけで白木崎に行かせたか、どういう理由で出したんだかわからんです。私ら朝鮮へ行かすつもりで、今、二四年新憲法でこういう法律ができたというてから、朝鮮へ行かすようになってくるからというて大村収容所に入れたもんだから、もう朝鮮へ行くと思つたんです。

それで朝鮮へ行かせんで白木崎に出して、もう今まで、この病気になるまで半死にかけているのに下関入管から来るんだから、書類が。

白木崎で結局、身元保証人に飯場の親方

がなつてくれたわけですね。

はい。

そこでは大体、どういうことをしとつたんですか。

そのときは船の仕事が忙しかつたからスクラップとか、鉱石とかいるんものやつたです。土方もやつたし、井戸も掘つたし。門司港で俺は井戸を三つ掘っているんです。

飯場に何年間おつたわけですね。

飯場は四、五年だと思つたわけです。段々、わからんです。もう忘れたです。段々、段々飯場賃が高くなるし、土方やつたつて四百円ぐらいしかもらつていないもの。土方も毎日あるわけじゃないし、で飯場賃が高くなるし食べものは悪いし、どうせここにいるんならほかに出るほうがいいだろうと思つて。そこに四、五年おつたと思つてすけど、今村のところ。そして鎮西橋のところへ出て食堂の二階借りてから。

その飯場の親方の今村さんという人が、結局、キムさんの身元保証人になつてくれたわけですね。

そのときは、大村から出たばかりでそこしか頼むところがなかった。あの人たちも飯場するけど、全然俺と同じで字ひとつ書くこともできんもんね。

それで、自分の証明だつて全部俺がしなくちゃならん。市役所へ行つて、そ

ういうふうに出しておつたんです。

十四、日本国籍を 奪われたために

大村収容所出て、門司に來たわけですが、入管の手続ですね、更新手続ですけども、それは最初は何のくらの期間おいてやつていたんですか。

それは最初は、毎月行つたんです。毎月、毎月千円の収入印紙と引取りの証明と自分の証明と、約十通ぐらいあつたんです。毎月行つたんですよ。あとから二、三年経つたかなんか知らんけど下関にもあるし、門司港にもあるんです。あとから聞いたたら、ほかの人も門司港でやつたというから、俺もどうせここまで来んでもいいんじゃないか、門司港あつたら門司港でやつたらいいんじゃないかと。それはいいだろうというて、それで門司港で三年間やつたんです。やつてたらまた、下関から電話が來たんです。なんで來んかと。あんたたち、ここで（手続を）せいというて、ここでしたのになんでまた下関に來いというか、というたら、今度はもう來なくちゃならんと。

それで、そのとき、大体左足がちょっと悪かつたんですよ。もうあそこは入管まで行くのに山のかげに上つて行く

ところだから、悪い道歩いて、いい道行けば遠いからいつも近道通つたりするのでよう転んだり、なんたりしたから。

毎月行つてたころ、大体キムさんは字が読み書きできないということで、かなり更新手続に時間がかかつたというふうに聞いていますが、何日ぐらい実際、かかつたわけですか。

結局、私は下関入管に言うて行つたんです。私は鉛筆も朝鮮で見たことないんだから字なんか全然知らん。それで、大体二日ぐらい前、先に行くんです。行つて向うで紙もらつて、私はわからんから、どんな書類作つたらいいかわからんから、ここ書いてくれと。何の書類作つたらいいかわからんから、書いてくれというて書いてもらつて持つて來て、そして代書人に行つて見せてこういう書類書いてくれと。

また一回は字が一つ間違つたんだかわからんですよ。そして字が間違つたからこんな字じゃない、なおしてこいというて、一回またなおしに行つたことがあるんです。

そのころキムさんは、土方とか、海の沖仲仕で働いておつたんですが、一日どのくらいの賃金があつたんですか。

あるとき、朝八時から五時までやつて、スクラップとか鉱石なんか選つて、大

体トン数は、トン数で金もらうけど、トン数はあがらんですよ。まあ五百円、ほとんど五百円です。あの当時。

そして仕事は、月に何日ぐらいあつたんですか、平均して。

大体、十八、九日はあつたんです。自分がいつもいく会社だけ。

そうすると入管に行く日は何日か。

どうしても、入管に行くとしたら、最初二日ぐらい前に行つて書類もらつてくるときと、また書類書いていくのと、なんだかんだ五日ぐらいかかるし、自分が書くんなら下関入管に行つて書いてからくるけど、自分がなんにも知らんから、連日それしたんです。繰返し繰返し。

キムさんは、現在の半身麻痺がくる病気の前に痔の手術で病院に入院されたことがありますね。

はい。

そのときに、何か入管のほうからみえたというふうに聞いてますか。

入管から連日來とつたです。大体二人ぐらい、病氣かかつて病院におつても來るんだから、二人ぐらい毎月、浅尾病院にいらるとき、歩くこともできんのに、どうすることもできん人間を。

痔の手術のあと、国籍欄の変更について何か入管の係官が來たことはないんですか。

来たんですよ。

どういうふうな内容で来たんですか。

なんか下関に來い、來なければならぬ
いというたと思うんですよ。で、俺も
あれからも、体は調子も悪いし、門
司港でしたから行かんでもいいと思っ
たから、俺行かなかったんです。行か
んでまた大体、一年に二回とか半年に
一回とかいうたけど、俺が行かなかっ
たというて、なんとかかんとかいうて
懲罰だとかなんとかいうたか知らんけ
ど、そしてまた、今度は毎月になっ
たんです。

キムさんの国籍欄は朝鮮ということにな
ってますが、その変更について入管か
ら何か話があったことはいないですか。

いや、なにもなかったんです。大体朝
鮮人は、昔、全部朝鮮にいたんだから、
そういう登録なんかするときはだって、
俺は宮城県にいたとき、市役所から書
類作ってきたから、大体俺は所もわか
らんもん、所の字、知らんから、ただ
金泉郡だけしかわからんから。

キムさんの現在の半身麻痺が起った病
気はいつごろから起こったんですかね。
それは四七年に、四七年にもう口がし
びれてしまつてから、血圧が高かつた
か知らんけれども、口がしびれだした
もんだから、それで病院に行った。病
院に行くあいだに二、三回倒れて、二、

三回倒れたとき殆んど死んどつたんで
す。ほかの人が、車の中に入れてくれ
たもんだから。最初は俺の港灣保険を
その病院に置いておつたもんだから、
それでそっちに行つたんです。浅尾病
院に。

その前に今の病気がそういうふうにな
完全に発症する前に少し麻痺がすであつた
わけですね。

左の足は、右足みたいに丈夫じゃな
かつたんです。

その時期にも入管に月に何回か出頭して
いたんですか。

俺は毎月、毎月行つたんだから。

浅尾外科におつて、そのうちどこに転院
したんですかね。

門司労災病院です。

十五、大村収容所の人權無視

キムさんは大村収容所におつたころ、朝
鮮人の親族に、家族に手紙を出したとい
うこととかないですか。

一回出したことある。出したらおじさ
んが死んだというし、日本におつたけ
ど、全部終戦になつてから戻つてきて、
おじさんが死んだというし、また、所
がわからんもんだから手紙だしたいけ
ど、人に頼んで出したいけど、出せな
かつたんです。

大村収容所にいるころは、朝鮮に帰りたい
という気持が非常に強かつたんですが、
ほかの方も、そういう帰りたい方ですか。
ほとんど帰りたい人ばかりでしょう。

そんなバリケードの中に入れてあるか
ら、いつ出られるかわからんです。刑
務所はいつたら一年なら一年経てば出
るなと思うけど、大村収容所はわから
んです。何年おつて出るんだか。

六年ぐらいおつたら出すだろうと、朝
鮮へ行かすだろうと思つたら日本に出
した。出したつて元のところは絶対い
かんというし、それで白木崎に行けと
いわれて白木崎に來た。

大村収容所から逃亡を企てたり、そうい
うふうな事件はなかつたですか。

なかつたです。一回ある棟で各棟全部
一緒に外で運動させてもらうつもりで
ある棟が、なんか、断食とかなんと
かいうてやつておつたけど、やつたとき
はなんでもいうこときいてやるという
て、なんにもひとつもいうこときいて
くれない、まるつきり嘘です。

あんなにおつたつて、人間が約十万人
おつても、密航者と全部で十万人ぐら
いおつたです。俺が行つたときはおつ
たけど一回も外で運動させたことない
です。出させつて、自分の棟、バリ
ケードの中ですから。

キムさんのいた一棟で、何かトンネル掘

ったり、そういうふうな事件はなかったんですか。

なんか、密航者はそういう話も聞いたんですよ。密航者は、自分の部屋から外までトンネル掘って逃げるつもりでしたんだかわからんけども、そういう話、聞いたんです。

そうするとキムさんとしては、大村収容所を出るときは、本当は宮城県の細倉へ、日本へ出るならば細倉へ行きたい。

出るならば行きたかったんです。長くおったところだから。

キムさんは大村出てから、門司からほかの地域へ出たことあるんですか。

ないです。仕事で黒崎あたりは来たことあるけど、麻生セメントまで仕事で来たことあるけど、ほかへ行つたことはないです。

それは出れなかったわけですか、出てはいかんというよりな。

大体、下関入管はほかへ行つちやあかんといつたんです。ほかへ行つたらいかんと。それで、ほかへ行きたいときもあつたけど、仕事があるから迎えに来た人もあつたけど、俺は断つたんです。

尋問 輔佐人
証言 原告 金鐘甲

十六、入管と縁を切りたい

いろいろキムさんは大村から出て苦労しながら、このごろ病院でずうつとベッドに座って、どんなことを考えてますか。病気がなければいいけども、病気で痛くてかなわんですよ。こういうふうに座っておつてももううずいてうずいて痛さに。

もう今は死にたい気持ちしかありません。どうせ朝鮮に行くこともできません。もう、もう、歩けるんなら行くけどもね。裁判長に、特に一言、お願いとか、または意見とかあつたら、裁判長にキムさんこういう場を借りてね。

私はね、もうとにかく、宮城県刑務所に入れるとき、その人、ケンちゃんという人は連れてこんで、それが第一、本物は連れてこんで俺だけ、一人裁判して刑務所へ入れてから大村に入れて、これは不思議でなんぼ考えてもわからんです。

結局、日本に無理やり連れてこられて、そして大村へ入れられて、行きたくない者をくくつてから、我々自分のためじゃないんです。日本の政府のためだから。結局、日本政府が連れてきて千島まで行かしてから、四人づつ、五人づつくつてから、動くこ

ともできないようにくくつてから、汽車の中だつて便所行こうとしたら、一人が行けば全部行かなくちゃならん。

つまりキムさんが六十四年の人生が、日本国の命令によつてここに来て、そして今、ベッドの上に座つて、日本国にこういう裁判をしながら自分は本管に入管に關係のない、縁を切つて生きたいと、こういう希望をもつて、この裁判を提起したと思うんですけども、裁判長も審理の過程でいろいろ知つているだろうと思うけども、キムさんが、本当に自由にここで生きたいと、こういう希望をお持ちですね。

はい、できればお願いしたいんです。

資料 8

原告証言（その3）

一九八四年十月一四日

尋問 被告指定代理人 堀江
証言 原告 金鐘甲

十七、強制連行について

まず、あなたの生年月日をお尋ねしますけれども、大正十年十二月二五日では、

ありませんか。

十年十二月二五日です。

この前までのあなたの供述によると、昭和十六年六月に日本にやって来たとはい。

それで、下関から汽車に乗って、それから旭川あたりへ行って、すぐそのまま千島の方へ行っただけと言われましたね。

はい。

千島へ向かう途中、北海道の炭鉱で働いたことはないんですか。

はい。

二年程、北海道で働いたのではないですか。

はい。

千島には半年ぐらいいたのではないですか。

約二年ぐらいでしょうね。

千島の夜が短かったという事でしたね。

はい、夜はもうない時もあつたです。

夜が長い時もあつたんでしょう。

夜は長いんだか、なんだか。とにかく昼が長いもんだから夜がどうなっているんだかわからんです。

夜がないという島は大分あつたから。

あ、あるといいよつたから。俺がお

るところも夜は短いんですよ。

夜は二時間ぐらいしかなかったんですよ。

夜だか昼だかわからんです。

働けと

いえ、働きたつただけで。

あなたがいわれるのは、昼が非常に長かつたということでしょう。

結局そうですね。昼が長いです。

それから、仙台の方へ戻つたんですね。

はい。仙台の多賀城というところに来たんです。

向うで食べものののがのうなつてから。

飛行場なんです。

はい。

それから、細倉の鉱山に行つたわけですね。

はい。

終戦はその飛行場の方ですか、鉱山の方ですか。

飛行場のところですか。仙台です。

細倉鉱山で終戦ではなかつたんですか。

いいえ、その飛行場で終戦になつてから、細倉というところは朝鮮人が余計働いてるから、そこへ行つたら、働けるんじゃないかと思つて、そこへ行つたら、そこも朝鮮人は二万人ぐ

らいて、半分づつ朝鮮に行かすつもりだから、もう朝鮮人は使わんという

ようになつたから。

朝鮮人が二万人いたわけですか。

はい。細倉にですね。結局、朝鮮

から引つぱつてきて使つて、まだ朝鮮

へ行かんで、その鉱山にまだ二万人

ぐいおつたんです。

その人間達は、

もう俺たちはすぐ朝鮮へ帰るといつて。会社も、もう朝鮮人は全然使わんと言つておつたんです。

十八、刑務所へ 行つたことから大村へ

あなたは刑事事件の裁判を受けて、控訴するかしないかということで、前に供述をされていますね。

はい。

刑事事件で刑務所に行つたのは、何回ありますか。

二回ですね。

最初は。

小倉も行ったことあるです。

小倉の刑務所ですか。

はい。罰金で。

昭和二五年と二七年に刑務所に行きましたね。

はい。

原告輔佐人 崔（チオ） そういう経歴ですね。

身上の他にそういう刑務所に行つた、

行かないということまで、質問するこ

とができるんでしょうか。

裁判長 それはできますよ。

原告輔佐人 崔（チオ） 国籍というのは、結局

居住していたことがつきりすればいいんであつて。

裁判長 まだほかの要件もあるでしょう。

それは聞いてもらわないと。

本人もいつておられるし。

原告輔佐人 崔 何回入ったとか、そういうことは、あんまり関係ないんじゃないですか。国籍は刑務所におろうが一般に住んでおろうが居住しておればいいわけであって。そういうことを、いちいち、この裁判の法廷で本人に聞く必要はないと思うんですけれども。異議を申します。

裁判長 それはあなたの御意見ですから。御意見は承っておきますし。どうぞ。

この前までの証言で、控訴をするかしなにかというところで、身柄引受人ですか、が来るかどうかの話をされましたね。

はい。

それは、一回目の事件ですか、二回目の事件ですか。

二回目ですね。

そうすると、服役が終って、すぐ入管事務所の方に行きましたね。

結局、二回目に仙台で、一年二月つとめて出たら、仙台入管から二十人ぐらい来ておったんです。それで出る時なんか手錠はめてから、もう、なんで俺がここでつとめたのに、なんで入管に手錠はめて行かなくちゃあならんかと言ったら、今こういう法律が出たから行かなくちゃあならん、外国へ行くようになっていって、仙台的入管にはいったんです。入管に入っ

て手錠はめっぱなしで、そのまま、そこへ一晩泊りもせずに、その晩に大村へ行っただけです。大村へ行けば朝鮮へ行かずに、足かけ六年おったんだから。なぜ、朝鮮も行かずに六年も置いているんですかね。

二回目の刑務所行きのと、入管事務所に行つて、いろんなことを事務所の方で聞かれましたね。

いや、別に。もう、こういう法律だから、大村収容所に入らなくちゃあならんと。ただ、そういうのしか聞かなかつたです。ほか、なんにも、別にいわなかつたんです。俺も朝鮮に帰つたら、まだ、その時は三十ぐらいたつたから、朝鮮に帰りがつたです。それで、大村へ入れてから行かずに。六年も置いてから、それから出してから。もう、下関入管が毎月来い、毎月来いという。それで、この病氣にかかつているんです。

大村に送られるというのは、強制送還されるということ、送られたわけですね。いや、そうじゃあないですね。とにかく、今こういう法律が日本にでたら、一年までは行かなくていいけど、一年二ヶ月だから、二ヶ月多いから、あんな、いかになくちゃあいかんといつて、大村に入れたんです。そういう法律が出たといつたんです。日本政府が

そういう法律を作つたといつたんです。あなたが仙台の方で、入管事務所に対して異議申立てをしたことを覚えていますか。

いや、なんにもいうたことはありませんよ。ただ手錠はめて、そこに泊まりもせずに、その晩に大村に連れて行つたのに、いう暇もないんですよ。

(乙第六号証を示す。)

これを見て下さい。

私は見たってわからんです。

自分の字はわかりますか。

わからんです。

最後のところに、あなたの名前がありますが、自分の字、わかりませんか。

こないない字は書かなかつたけど、

今まで鉛筆なんか持つたことないから、入管事務所とか、そういうところで、あなたが署名したことはないわけですか。

ないです。

それで刑事事件の裁判受けるときに警察とか検察庁で調べを受けますね。

はい。

そのときに署名したことはありませんか。名前ぐらいは書けといつて書いたけど、そんないい字は書けんです。

大村収容所は昭和何年に放免になりましたか。

三三年です。

三二年の五月ではないですか。
いや三三年です。

十九、門司に来てからの繁雑で 面倒な在留許可更新手続き

それから門司の方に行ったわけですね。
はい、白木崎に行つたです。
それから、ほとんどそこら付近で生活。
もう、そこから動かんです。
で、それから生活の中で、特別在留許可を受けて、その更新をしたりしてますね。

在留許可になつたかならんか、よくわからんです。 向うで来いといつたら行くだけで、お前は在留許可になつたとかんとか聞いたことないから、わからんです。

更新の手続きをやりに行ったのが、この前の証言では毎月毎月だと。

毎月毎月行つたんです。 大村から出てから毎月来いといって。 俺の証明書、引取りの証明書、こっちは言葉はよう知らん。 字も書けんのに。
在留許可が切れる前後に行くんじゃないんですか。

それは、五日前にいつも行くんですよ。私が字知らんもんだから、五日ぐらい前に仕事やめて下関入管に行くんです。私、字知らんから、何もわからんか

ら、この証明要るやつ、ちゃんと書いてちょうだいといって、下関から紙もらつて、そして代書に行つて書いてもらつて一回は字が一字かなんだか違うとかんとか言つて、また戻つて来て、またやつたこともあるんです。
それは年に一回ということではなかつたですか。

いやいや。 その時は年に一回じゃないです。 最初は毎月。
更新の手続きを得るためには、手数料が千円要りますね。

はい。 毎月毎月来いという時は、千円の収入印紙買つてこいというから、毎月千円買うて行つたんです。

それを支払わなかつたことはないですか。ないです。 全部払つてきました。
下関入管から、書類が時々送つてくるわけですね。

いや、書類は来んです。 大体、電話とかハガキが来たことはあるです。

来いと言つて。

それは今でも来るわけですか。
病院に寝ておつたら、下関から来いといつてきたんです。 ちょいちょい来たです。 最近では、こつちからやつてくるから来ないけど。 最初は死んでいるのに毎月来ておつたんです。 最初はいつたときは。
あなたは、これまでの証言では、韓国の

方に帰りがつたのに帰してくれなかつたというふうにいわれてますね。
はい。

自分の方から在留許可の申請をしたり、再審査の請求をしたりしたことはないですか。

ないです。

小倉の方で刑務所に入つたことがあると先程いわれましたね。

はい。 今度の大村に入る事件は、小倉の方で入つたんです。

大村を出てから、けんかをしたりしたことがあるでしょう。

だから今さっきいうたでしょう。 その罰金で小倉刑務所に入つた。

罰金が払えずにということですか。

はい。 罰金が二万も出たから、払うことができないもんだから、一日二百円で百日つとめてきたんです。

大村を出てから昭和四五年ごろまでに、何回ぐらい罰金刑を受けたことがありますか。

さあ、罰金はおそらく五、六回やつたでしょうね。

十回以上じゃあないですか。

さあ、十回まではいかんと思うけども六、七回やつたと思うんです。

はつきり覚えていないけどもね。

暴行、傷害、こういつたものですね。

そういうもんだか、なんだか。 こつ

資料 9

崔昌華証人調書

一九八四年五月二五日

尋問 輔佐人・兼崎 暉
証言 崔昌華

崔昌華証人の著作と経歴

ちがやられてから、いつも警察が引っぱってから、連れて行ったら、もう書類書いてから拇印押せと言って、拇印押してから、いつも罰金五千円とか一万円とか出たから、どうにもならなかったんですね。警察へ行けば罰金だから。やられたつても、飲み屋でただ女とごたごたしたやつだつても。警察とか検察庁で、あなたは事実を正直に話したんですか。

それで罰金刑を受けてるんですね。

間 裁判長（以下同じ）

現在、体の状態はどうですか。

体の状態は、今痛くてかなわんです。どこが痛い。

左半分がね。

足と肩と腕と頭と目も耳も。この耳は聞こえます。頭

は若い時、あんまり叩かれておったから。賃金も十円、二十円くれるとき

で、朝鮮から連れてきてから、一銭も

くれんで二年使って、食うものも俺は

二年間腹いっぱい食うたことはないで

すよ。千島列島へ行つて。

現在の生活はどういうふうに行っている

ですか。

現在は病院で福祉からみてもらう。

先程から話が出てましたけれども、朝鮮

の方には身寄りのかたはおられませんか。

もう死んでからにないと思うんです。

はい。

崔昌華証人に伺いますけれど、あなたは証言において、言葉はどのようににされていますか。

私は韓国人ですから法廷で韓国語を話すのが正しいと思っています。それで通訳を採用して通訳していただきましたのが、私の本心であります。しかし、現法廷において通訳の問題その他を配慮して、日本国から強制された言葉であり、自ら進んで学んだ言葉ではないですけれども、日本語で証言します。最初に、この法廷において、幾つか証人の書かれたものを、書証その他として出しておるんですけれども、それを確認したいと思うんですが。まず甲第一号証として出してあります「国籍と人権」酒井書店から一九七五年に出たものですが、けれども、これは証人の書かれたものですね。

そのほか一通り述べさせていただきますけれども、同じく証人が書かれた酒井書店から出された「金婚老事件と少数民族」、それから「名前と人権」酒井書店から出されたものですが、それから証人の編集されました風媒社から出しました「パパを返して」ですね。いずれも、これは証人の書かれたり編集されたものです。

はい、間違いありません。

そのほか証人が特に国籍についての論文として出された、発表されたものがありますけれども、甲第二号証の「国際法から見た国籍に関する若干の考察」福岡大学の大学院論文集ですね。それから同じく「剥奪された国籍」雑誌「朝鮮人」に載りました一九七六年の「剥奪された国籍」甲四号証として出していますけれども。それから甲六号証として出した「領土変更と国籍」九州国際法学会に七二年に出されました国籍についての論文。それと甲一六号証に「国籍と人権問題」ということで「アジアレビュー」に書かれました一九七五年のものですけれども。そのほか今日提出しました「人間とは何か、在日朝鮮人の人権」ということで甲第六五号証に、チャペルアワーという同志社大学から出されている月刊誌に出されたものですね。その他沢山ありますけれども、今述べました

のは、一応証人が全部自分で書かれたものですね。

以上言われたのは全部、私が書きました。そのほか提出された証拠の中に、私の名前で書いたものは全部、私が書いたのに間違いありません。

証人の経歴及び職業について伺います。

私は一九三〇年九月二四日韓国の平安北道宣川というところで生まれました。そして一九四七年に三八度線を越えて南に来ました。そして、ソウルで新興大学の専門部を卒業し、現在、慶熙大学と言っています。一九五八年に神戸の改革派神学校を卒業しています。そして小倉に一九六〇年来まして小倉教会の牧師をする傍ら八幡大学、福岡大学大学院の博士課程を修得致しました。現在、八幡大学の講師と在日大韓基督教会小倉教会の牧師と法務省九州矯正管区の委嘱を受けて、施設の特殊面接員を約一五年間やっています。証人が北九州市小倉区にいらっしゃったのはいつごろのことですか。

小倉に来たのは一九六〇年一二月頃に来まして以来、ずっと小倉に住んで現在二四年くらいになります。

原告金鐘甲さんとの出会いと日本国籍確認訴訟に関わるようになった、いきさつ

証人が原告の金鐘甲さんと出会うようになったのは、どういふきっかけからですか。

確か一九七〇年以後、いろいろ人権問題にかかわる中で、門司労災病院に入院しておられる原告の金鐘甲さんが強制退去の問題があつて、いろいろ悩んでおつて、その日本人々々がその人を囲んで、どうすればいいか、ということとを慎重に考えておられると、そういう時期に、一九七四年一〇月一九日に小倉北区の大門にありますびき荘でぜひ、私に出入国管理令についての講演を依頼されました。その講演の場で今日と同じように体の不自由な金さんと初めて会ひまして、アンニョンハシムニカと言葉を交し、それがきっかけで、今ずっと関わっているわけでございます。それ以後、この裁判の提起についていろいろ意見を交換しながら、この裁判が提起されて特別補佐人として、輔佐人という立場で、この裁判にずっと関わりながら法的な側面を考えてまいりました。

証人は最初に書証として出した幾つかのものを確認しましたように国籍に関して早くから関心をもつて、いろいろ研究論文の発表などされておるようですけれども、その国籍に関心を持たれた動機と云うのは、どんなものだったんでしょうか。

私は韓国教会の牧師ですので、各家庭を訪問するわけです。また家庭でいろいろ問題があつたり、ときには少年院とか刑務所とか、そういうところに、いろいろ行つて、在日韓国人の実態というものを体験しながら、話を聞いていく中で、人間、個人的な差別とか偏見のものもあるだろうけれども、どうも日本国家と個人との関係における法的な問題があるような気が致しました。それで教会の仕事をしなから傍ら、八幡大学で法科に編入しまして勉強をし、そして福岡大学で国籍という主題を決めました。それは特に日本国籍又は朝鮮とか韓国とか外国人とかこういうものが、大体どういふものなのか、とおりいふべんのこととは大学で学びました。けれども、それだけでは不充分だということで、国籍とは何かという主題を決めて、そして福岡大学大学院に入りまして約七年間修士博士課程で、国籍問題そして人権問題そして少数民族問題そして国際条約の関係、というようなものを研究してきたわけです。そして傍らアメリカのニューヨークまたワシントンに行つて、国籍に関する資料を見たり、またその中における人権の問題に関心を持っておつたわけです。

証人は、そのような研究の結果を一九七五年に、「国籍と人権」という著書で発

実は一九七三年に、私、アメリカのニューヨークやワシントンそして黒人の人権問題に非常に深く関係があるアトランタに行きまして一週間、ニューヨークで二ヶ月、そしてまたワシントンにまた何週間という事で資料をずっとあさっていく中で、在日朝鮮人韓国にまた何週間という事で資料をずっとあさっていく中で、在日朝鮮人韓国問題を外側から見たんですね。そしてたら一番ネックになる問題が国籍だと、で、自分がずつと、博士論文なんかで書いてきたものを含めてみた時に、なんとか、この本を出版して多くの人々、特に国際法を研究している人々、また国籍に関心のある人々に、ぜひ私の考えている考え、研究した成果を読んでもらいたきたいと、そういう意味で、一九七五年に酒井書店から自費出版という形でこの本を出版致しまして最初確か二千部だったと思います。その後、また増版で一九七七年に千部ということ出版して、当時はこの本に對していろいろ意見が多くありましてけれども、だんだんと在日韓国人の人権問題に関わる人々、学者はこの本を目を通して、この意見に大分、賛同

原告金鐘甲さんが国籍確認訴訟を提起するに至っているわけですけれども、当時金さんが国籍確認訴訟をするにあたつては証人に詳しく相談があつたと思ひますが、金さんがこの訴訟を提起するに至つた経過というものはどういふものだったんでしようか。

確か金さんは長い、日本における強制連行されてきた体験的なものを持っておるわけですね。そして大村収容所の生活もしてまずし、また自身が朝鮮から連行される、本当に悲惨な奴隷みたいに連れて来られる経験もしています。素朴な意味で私はなぜ人間としてこういう状況におかれなければならぬか、ということは、彼はベットのの上に座つて、またベットの上に寝ても、生涯いつも持ち続けただろうと思ひます。そういう背景を持つ金さんが、当時、強制退去という立場の中で、仮放免という法的地位といひますか、状況に置かれてゐるわけですね。無理やりに連れてこられて、無理やりに仕事させられて、そして今度は無理やりに追い返される。強制退去という状況の中におる中で、一九七四年に出入国管理令というものを、ひびき荘で話したときに、それを深くは理解できなかっただろうと思ふけれども、非常に

国籍とは何か

この訴訟では、国籍という考えが、非常に重要なものとして問い直されているわけですから、証人は国籍について、どういうふうに考えておられますか。

端的に申しまして、私が「国籍と人権」という本を出版しようとした時に、ある同僚の牧師が、その本はまだ出すべきでない、もう少し後に出した方がいいんじゃないか、という話をしました。ということは在日朝鮮人とつて国籍というか、特に日本国籍と聞いただけで身震いをするんですね。無理やりに朝鮮の国籍が剥脱されて、そしてまた強制的に日本国籍が押し付けられたと、こういう体験でもう感情的に聞いただけで、日本国籍というのは身震いするような感情的な面でした。すなわち、一般的に考えられてい

るのは、国籍というものは民族的にとらえられてきたわけですね。日本国籍と言えは日本の大和民族と、朝鮮国籍と言えは朝鮮国の民族だと、韓国籍と言えは韓国の民族だと、こういうふうに国籍を長い歴史の中で見た時に、民族概念としてとらえる時期がだいぶ長くあつたんです。また事実あります。その考え方がまだ日本では踏襲されておると、しかし現在は、国際社会は国籍という概念を、そのような民族概念としてはとらえていない。というところ国籍とは何かと申しますと一言で言えは国籍はききずなですね。特に結合関係と表現したいと思ひますね。その結合、又はききずなというものはどのようにして作られるかというところ、それは居住によつて人間と人間との深いきずな、又は人間と自分が生まれた土地を愛する時には、川で泳いだ、山登りをしたあの山が美しい、あの川がなつかしいという、この人間と土地とのきずな、そういうものがこの国籍概念の基本にある、そして、そこに自分が住みながら、その共同体で生きていくというものが国籍ではないだろうかと思ひますね。そういう意味で、その国籍のききずなというものは、どこで生まれたのか、どこで教育を受けたのか、彼の職場はどこなのか、彼の生

きてる利害関係はどこにあるのか、彼の感情はどういうものか、というような社会的事実がこのききずなを表明するであろうし、そのききずなこそが、その人の国籍のある場所だと、こう見るわけであります。だから、他のいかなる国籍よりも、彼の今持つてる国籍がこういうききずなの実質的なものを伴うものでなければならぬと、こう思うわけであります。

まあ、ききずなということでは、居住、定住ということが非常に重要な意味を持つておると思うんですが、証人はその点において「国籍と人権」甲第一号証で三二四ページから一五ページに国籍と居住とということについてお書きになつておられますが、その居住と国籍との関係について、もう少し話して下さい。

言葉を変えますと、結婚というのは一つの言葉だと思ふんですね。で、結婚の中身というのは、やっぱり同居だと思ふんですよ。同居という実体的ない結婚というのは言葉の結婚であつて実質の結婚でないだろう。そう致しますと国籍というのは居住が実質だと思ひます。だから、古代は居住という言葉を使わなくて定住という言葉を使つたんですね。どこに定住の場所があるのかと、だから、もし居住のない国籍であれば、それは空洞化され

た国籍だと、全くある意味では無意味な国籍ではないだろうか、そう考へてきますと、在日の二世、三世、日本で生まれて日本で死んでいく人たちが、韓国国籍とか又は朝鮮国籍を持つというのとは、どういう意味なのか、それは居住がない国籍なんですね。そうしていけば、それは全く国籍概念が間違つてゐるんですね。すなわち、その人たちにとつては、朝鮮国籍、韓国国籍というのは民族的にとらえる、民族に属していることを表明するだけであつて、国際社会で言う国籍概念にはあたらぬだろうと。すなわち、日本で生まれ日本で死んでいく、その人たちは、正に日本に住むというききずな、それによつて形成されていくわけですね。だけれども、日本も韓国も血統主義というのを非常に重んずるんですね。だから、そういう血統主義によつて起こつてくる問題があるわけです。だから国際社会では国籍法を制定する時に、国籍を血統主義に基づいて無限に承継してはならないという、その基本的精神というのが、ハバート協定草案第4条に表明されてゐるんですね。それは国家はその国籍を出生の際に血統によつて第二世代をこえて他国領土で生まれそこに住所を有する者に、これらの者がこの他国の所屬者で

もある場合には付与してはならない。二世代をこえて他国に住んでおる人々に血統主義の名によって国籍を与えてはならないというこの基本精神があるわけです。それは居住の実績の無い場合は与えてはならないというんですね。逆に、在日韓国人朝鮮人の場合を適用しますと、日本で生まれた三世になつてまで韓国の韓民族の血があるという理由で、国籍を付与してはならない。逆な意味で言えば、日本国家は日本で生まれた三世にまで血統主義の名によって拒否してはならないということが言われるんじゃないかと思ひます。

領土変更と国籍の変動

国際社会においては、しばしば戦争その他によつて領土変更に伴つて国籍の変動ということがよく起るわけですけれども、国籍の変動についての国際社会の慣例といったものはどんなものなのでしょうか。

一言葉で言ひまして、今、国籍というものを居住と考へますし、その居住の中身がきずなですから、一国の支配の中である一定の領土が別な国家に占領されたり、また移譲されて変動していくと、そのきずなは、そのまま向うに

移るわけですね。だから国際社会では領土の変更のあつた地域は新しい主権のもとに国籍を取ると、これは国際法が与える唯一な規範であるところ言へますね。だからそういう意味で、その領土変更のない場合は、それは国籍の変更はないというのが逆の意味で論理付けられるんじゃないかと思ひますね。だから、そういう意味で、一般的には、国籍というものは国内の管轄事項だと言われております。確かに国内の管轄事項ではありますが、その国内の処置が他国によつて認められるためには、少くともその国内立法が国際条約・国際慣習及び国籍に関して一般に認められた法の原則に一致する場合にのみ、それが他国によつて認められると、こういうことであります。だから変更された領土の問題は、新しい国家の利害問題に含まれるので、それはその国家の国籍を取るといふのであります。だから、そういう意味で国籍を取るといふのは領土といふしよに変更されますので、そういうことに對して深く研究したハンスヨールク・イエリー・ネックという人によりますと、「条約による、又は条約外の国家承継の際、国籍の変更は自動的に国際法的事実に基つて起ると。」「これは国家活動範囲に入らず、また国家

の意志表示もなくして、人の国籍変更の効果を持つものである。国籍変更が起るには、一般に該当者の特別の申請を必要としない、この規則は国籍の得喪ですね、得たり失つたりする自ら定める唯一の国際法規範である。」とこういう断言をしております。

第二次大戦後の在日朝鮮人韓国人についての日本のとつた国籍処理

今の慣例を第二次世界大戦後の日本の敗戦によつて生じた事態にあてはめれば、どういふふうになりましようか。

日本が第二次大戦に敗戦することによつて、領土の変更が起りました。

それは朝鮮の領域、又、台湾、サハリンその他の地域の住民が領土が変更されたという事実に基づいて、自動的に新しい主権者の国籍を取るわけでありまふ。それは本人が申請する必要もないし、また国家がある人は与え、ある人は与えないという国家意志でもない。これは国際法が与える唯一の規範である、そう致しますと、逆な意味で申しますと、領土変更のなかつた地域は国籍が変動しないことが原則だろうと思ひます。

サンフランシスコ条約をもとに、日本国は在日朝鮮人韓国人の国籍の変動を行うわけですが、その際のサンフラン

シスコ条約における国籍の処理について
どういうふうにお考えでしょうか。

条約に関連して国籍が変動するという項目は、「国籍と人権」の後ろのほうに条約の目録図をずっと一覽してまず、ここであえて一つ一つ言います。けれども、その中にサンフランシスコ平和条約のことが引用されているんですね。だからこの条約が領土変更に関する国籍変動に関するものであるということは明らかだと思います。しかし、それは領土を変更された部分において変動があるということでもあります。だから、朝鮮、台湾、サハリンその地域における国籍の変動はあると、こう見るべきではないかと思えます。しかし、それにもかかわらず、日本政府は全くサンフランシスコ条約とは別な形で、国内の法的処置によって、在日朝鮮人の人権と申しますが、ある意味では、日本国籍を一方的に、私は集団的に剥奪したと、こう言えるんではないかと思えます。それは民族を理由にして奪っているわけですね。まず一九四五年一月二日において参政権を止めてます。そしてまた、民事局長の通達によって、日本内地に居住する者を含めて、日本国籍の喪失を通過によってやったわけですね。だから、そういう意味で、日本国は意

図的に、政策的に、他民族を排外していく、その基本的なものとして、在日朝鮮人、台湾人に対して、なんら国際法の根拠なくして、集団的に国籍を剥奪したということが言えるんじゃないかと思えます。この一方的な国籍の剥奪に対して、私たちはこの日本国のとっている解釈といいますか主張を、私たちは垣間見るわけですけれども。それはサンフランシスコ条約の二条のa項ですね。「日本国は朝鮮の独立を承認して済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利権原及び請求権を放棄する。」と。この規定を拡大解釈しまして、日本にいる即ち領土変更のなかった部分の人々まで、対人主権の及ぶ範囲ということにおいて、日本国が一方的に、民族を理由にして剥奪したわけですね。分かりやすい例をとりますと、日本国が九州に住んでる人々がどうも昔から反政府的だと、だから九州に住んでいる地域の人は全部、日本国籍を喪失させるということを簡単にやったとしても、いすぎではないか、ということとは、それは地域を理由にしてるわけですね。けれども在日朝鮮人、台湾人の人は民族を理由にして、変更のなかった地域の国籍を喪失させた。だから、そういう意味では、日本国のとった拡大解釈

といえますか、むしろ私は解釈とは言いませんけれども、日本国の根本的な政策の誤りを指摘せざるを得ないと、こういうふうにいるわけでありまして。そのもう一つの理由が皆さんおっしゃるように一九四七年五月二日に発動しました外国人登録令その一二条ですね。当分の間、台湾人、朝鮮人は外国人と見なすという、まあ日本国の言い分を私たちが援用したとしても、日本国は一九五二年四月二十八日平和条約の発効の日まで、日本国籍があると云っているんです。日本国籍があると云いながら、一方では外国人とみなして、そして退去を強要していた。こういう全く矛盾だらけといえますか、ことがある。それはとりもなおさず、ある高官の言葉を借れば、強制連行したんだから、今度は強制退去して全部追いつくんだと、こういう民族差別的な発想が、政府の高官又は時の政策を運用した人々にあつたんじゃないだろうか、こう思うわけです。

在日朝鮮人韓国人の人権という点からみた国籍の意味

証人は在日朝鮮人韓国人の人権獲得という意味で、社会的な運動をずっと続けておられますけれども、その中で国籍というのはどういうふうな意味をもつんでし

ようか。

私は、はっきり申しまして韓国で小学校三年からずっと日本語で教育されてきました。で、中学校の三年まで日本語で教育されたんで、ある意味では全く日本人化された人だと、自分では思いますけれども、中学二年のときには陸軍幼年学校を受験するというくらいにまで、日本帝国の臣民として軍人勅諭、あの長いのを全部覚えて書いた、そういう訓練を受けたんですね。だから、私は日本国に対して、人権とか在日朝鮮人の問題を考えるというのは、私の背景にはなかったんですね。小倉にいた時点でも、私はそういう思想が本当になかったと言っても過言じゃあないです。牧師をして、本当に、個々人の家の難しい問題、少年院に入った問題、大村収容所に送られる問題、それを見ながら、これはひどいなと思うけれども、その程度でとどまっただんです。けれども、実際考えてみますと、自分がずっと大学院で国籍の問題、国際社会の人権保障の問題、少数民族の問題を、ずっと勉強してきましたと、はっきり日本国が国籍を剥奪したという状況が、在日朝鮮人韓国人の人権を踏みにじる基本だと、だからこの問題はやっぱり根本的に考えていかなければならない。こういう意味で

人権の闘争の運動に立たされてしまった、というのが現状だと思います。

日韓会談において国籍の問題はどのように話会われたか

話は少し変わりますが、日韓会談においても、日本韓国の間に、国籍の問題について話されたと思うんですね。でも、日韓会談において、国籍について両国はどのような話を進めてきたんでしょうか。

既に提出してある「領土変更と国籍」という韓日会談における国籍の処理については、一九七八年の九州国際法学会年報に記録し、「名前と人権」の本の後ろのほうに、そのことが載せてありますけれども、本当は、私の本音は日韓会談の議事録といいますが、秘密議事録が韓国からある人が日本へ持ち帰って、今、東大の研究所にあるんです。それを本当は出版したかったんですね。それを読んで、私は非常に驚いたんですね。まあ一言葉で申しますと、会談が始まるやいなや、日本国は韓国に向かって、日本で生活保護をもらっている人が四、五万もおるんだと、だからすぐ退去強制したいと、だから韓国が受け取ってくれということから始まるんです。会議が。そ

したら韓国は、それは無理矢理に連れてきた歴史があるんだから、ひとつ特別配慮してくれと、当時一九五〇年の後半です。日本国は独立していき力がついてきたし、韓国は動乱で、戦争の真最中だし、だからパワーバランスが全然違うんですね。その中で日韓会談が始まったけれども、韓国側は問題があることに、領土変更と国籍の問題を取り上げて、もし国籍問題も論ずるならば、在日朝鮮人に国籍の選択の自由を与えるべきだと、こういうことをずっと押してくるわけですね。

と、日本国はそれについては答えず、政治的な駆け引きをずっとやってきた、だから、そういう出した証拠を眺んでみたら、日韓会談が妥結するその寸前まで国籍の問題も韓国が出して、で、日本国はもう年がだいぶ過ぎたんで今さら言う必要がないと、こう言いますと、韓国はその国籍選択の自由を考えて、特別帰化制度を設けたらどうか、と。日本国はその国籍選択のことについては考える必要もあるんじゃないかと、そういう経過、又は、その日韓会談の最終的に、日本側が韓国に向かって、ひとつ帰化をするように勧めてくれたらどうかと、こういうことを言いますと、韓国は、今、民族感情から考えて、そんなことはとてもで

きないと、今後、再協議しましょうと。
この再協議というのは、日韓の両国が在日朝鮮人の法的地位を帰化という形式で、今後消滅させようという本音があつたんじゃないかと思うんですね。しかし、他方、在日韓国人が一九七三年からずっと人権の意識が高まって帰化が持つ大きな問題点を含めて意識したんですね。だから、そういう意味で、日韓会談は国籍選択の問題がずっと提起されてきたことは確かであります。しかし、そこにくつかの問題があるのは浮きぼりにされたんですね。その一つを私たち日韓会談全体を通して考えたときには、一つは第三次会談ですね。第三次会談前後に日本は刑務所から出た一年以上の刑を受けた人をずっと、大村収容所に送ったんですね。その一人が金鐘甲さんですね。で、韓国が今、日にちの方は記録にあると思うんですけども、一二〇名の人々を日本で強制連行した人々、また刑余者をですね、韓国のプサンまで送ったんですね。と、したらプサンは、韓国政府は受け取らないといって拒否したんですね。で、戻ってきた。大村収容所にどんどんいっぱいになったんですね。一方、李承晩のラインのことで、日本の船が逮捕されて、そしてプサンの収

容所に収容されたと、そこで高度な政治的解決を図ろうということで、プサンの船員を釈放し、日本で刑余者を釈放すると、こういう状況があつたんですね。その時に、三次会談で韓国が言ったのは、在日韓国人の国籍問題は未確定の状態だと、まだ未確定している状態だということを主張して、引き受けを拒否したり、そういう問題を提起したんですね。だから、一九五七年一月一日三日韓日抑留者相互釈放に関する覚書と、この時点の韓国側の主張は、在日韓国人の国籍は未確認だと、未確認というのは、日本国籍を内部的に保有しているということの意味だと思えますね。そういう意味で、この国籍問題は韓国側が一二〇名の拒否ということによって未確認であるということを確認にしたということは、日本国籍が、そのままあるということが言えるだろうと思います。
甲三六号証で「領土変更と国籍、韓日会談における国籍処理について」ということで、九州国際法学会に一九七八年に、証人は論文を書かれています、今述べられたような趣旨だったんでしょうか。今、そこに書いてるのはだいたいその趣旨だと思います。
では、日韓会談の中で、韓国側は在日韓国人の国籍選択権については、どのよう

な主張を行ったんでしょうか。

今話しましたように、会議で韓国が最初から国籍選択を出しますと、それは日本国にとっては入管令の問題、出入国管理令が適用できるかできないか、ということから問題が発して、韓国側はその国籍選択の問題を主張したんですね。したら日本国は、そこではうやむやにして逃避したんですね。そういうのがずっと秘密会談に表われているわけですね。だからそういう意味で、韓国側は難しい問題にぶつかってくると、国籍選択の問題をばいんと出してくるし、それと日本国は非常に難しいから逃げていくし、そこでまあ政治的に考えようと、これが日韓会談の終わるとこまできたんですね。それは前に証言したように、日本国側は国籍選択は当初に決定されるべき問題であつて、既に時期を逸したと、それに対して、韓国側はそれ故に、その精神だけを取り上げて、特別帰化のようなものが認められるべきだ、ということであると述べてますね。だからそういう意味では、なんらかの形で日本国籍が保有される道を韓国側としては考える意味で、そういう問題を提起したんじゃないかと思えます。
その他、日韓会談については、国籍、在日朝鮮人韓国人の、韓国人ですが、居住

権の問題についてなど、いろいろ出たと思ふんですが。永住許可の問題なども出てくるわけなんです、そういった点については、どのような討論がなされたんでしょうか。

これは国籍と人権の本の一四三ページに書いていますけれども、本文ね、在日韓国人の法的地位という本文には国籍ということとはどこも触れてないです。触れないで日本国が意図したものは、とにかく日本における朝鮮人は全部、韓国籍だというその韓国側の主張を、日本国は朝鮮人民共和国というのがあるので、それを少し配慮して、その問題は避けたんですね。その後は日本国が一番重点に思ったのは、とにかく韓国国籍であるということ、どこかで認めさせたい、どこかでちゃんと残したいということがあって、合意議事録にそれが含まれているんですね。と合意議事録でもこういう形でやったかという、永住許可協定、永住許可を申請する場合には韓国の国籍であることを確認する必要があるんだと、そこで永住許可を申請する場合における国籍の確認なんです。そこでどういうことを要求したかというと、一番最初は韓国政府の発行した旅券があれば、そのまま認めると、二番目はこれに代わる証明書、それは日本に住んで

る韓国人で韓国政府が発行した登録証明書があるんです。で、登録証明書を持ってくれば、それは韓国国籍であると、三番目は、それが無い場合、特に、これは国籍欄に朝鮮籍となっている人々に多いですけど、その人が協定永住許可をとる場合にはどうするかと、陳述書、本人自身が私の国籍が韓国にありますということを表明する、そう致しますと永住許可ができる、だから私が見た場合、その日韓会談の、一番、国際法から、特に国籍という観点から見ると、これが一番大事なんですね。だから永住許可を申請する時に、自分の陳述書か、又は韓国政府が登録した登録証明書か旅券を出して申請した時に、初めて国籍問題が解決したと、国際法的にですね、その人のみが韓国国籍であることが、はっきり国際法の条約に基づいて決まったと、だから永住許可申請していない人は、自らの意志でも、なんら証明を出していませんから、その人は、私の見解から言えば、日本国籍保有者であると、こう言えるだろうと思います。だから、この日韓の日本に居住して大韓民国国民の法的地位に関する調停は一九六五年六月二二日に調印されました、そして一九六六年一月一七日に発効して、永住許可申請をするようになった。

そして五年間、一九七一年一月一六日に、この永住許可申請は切れるんですね。そういう五年間のことがあるわけです。

退去強制と大村収容所

日韓会談でも大村収容所から韓国への送還というその引き取りについての問題というのは非常に焦点になったわけですが、まあ在日朝鮮人韓国人にとっても、大村収容所というのは強制送還という観点において、非常に大きな意味を持っているんですが、大村収容所についてどのようにお考えですか。

大村収容所と聞けば沢山の思い出を、私は持っているわけですけども、一言葉で言えば、日本から韓国に強制送還する人の収容所なんです。しかし、その中身はどういうものか、と申しますと、日本に住んでいる在日朝鮮人韓国人をいかに強制的に返すのかと、送還するのか、ということなんです。帰ってほしいということ、いかに帰らせるかと、そうすると少くとも、国際社会で認められた幾つかの原則があるだろうと思います。それは、今、年月日は確か、一九三〇年だと思えますけれども、無国籍に関する条約があるわけで、その中に貧困者、国家

の負担になる人、二番目には確か、六カ月から三カ月以上の一般犯罪を犯した人、そのほか、いろいろとあるわけですね。そうすると日本国が一番最初に、韓国に、日韓会談が始った時に、四万の生活保護者があると、これを韓国は引き取ってくれという背景には、外国人が貧困者である場合にはだめだという無国籍に関する条約に関連して、るんじゃないかと思えますね。だから日本国は、なんらかいような関係で外国人に作りあげて、そして送り出す機関が大村収容所なんです。実際、その大村収容所に送られる在日韓国人の多くは、一時韓国に帰って親戚に会ったり、又は韓国に行つて兄弟に会つたりして日本に入ってきた人、日本国では不法入国と言いますけれども、しかし、国籍の角度からみますと、日本と韓国の間で、在日韓国人の国籍が確定したのは、少くとも確定されるべき時なのは一九六五の年代ですね。日韓条約が解決した時に、初めて明らかになったんです。それなのに、その間ずっと入ってきた人は全部不法入国という名のもので、全部、大村収容所に送つて、そして返したと。もっとはっきり言えば、一つの目どとして言えば、一九七一年一月一六日が永住許可申請が切れる日なんです。だ

から、大まかに考えても、日本と韓国との関係で、特に韓国人の国籍が確定される外的な要素というのは、一九七一年一月一六日だろうと思うんですね。だから、その時点で、日本に居住した人々は、当然、日本におるべきだと思ふんですね。だが一時韓国に両親に会いに行つてきたとか、又は法事で行つてきたとか、正式な旅券で行つたり来たりすると、それを日本国は不法入国だ、密入国だといつて立件してすぐ退去させる、というのが大村収容所だと思ひますね。ここ一週間だと思ふんです、今、どこで話をしたか覚えていませんが、協定永住許可が取り消されるケースがあるんですね。それはどういふことかという、申請を受け付けた時は、それで許可したんだけれども、後で調べてみたら、一九六〇年とか、五七年とか、五五年とか、又は五〇年とか、ときには四九年頃に韓国に親戚訪問に行つてきたというのが分かつた、そうすると引き続きでないからだめだ、というようなことを日本国は言つて、協定永住許可をとり消すんですね。だから、こういうものは全く不当なものであるんじゃないかと、私は思ふわけです。まあ、実際、今、日本には外国人登録証明書を持つていない人々が、一万か、二万

か、三万か、四万か、全く数字が分からないんですね。しかし、彼らが、一九五〇年又は五五年又は六十年に、日本に來たとしても、まったく強行連行された人々が一度帰つて來たとしても、日本国は不法入国とつて、全部立件して、強制退去していくと。こういうのは、国籍という観点から見ると、全く日本の恣意的な裁量に基づく不法じゃないかと、私はそういうことを思ふんですね。だから、そういう意味で、国籍選択とか、又、国籍の保有というのが、どれ程大事かということ、私は思ふわけです。だが、しかし、国籍選択という言葉を韓国がいつも使つてゐる背景には、日本国籍を保有するか、韓国国籍をとつて韓国に帰るか、今までの国際条約をずっと見ますと、国籍選択をすれば、その国籍選択した国に帰るんです。だから、日本におつて、もし韓国の国籍選択をすれば韓国に帰るんです。なぜならば国籍の自身が居住ですから、居住の実績を合わせるために帰るんです。そういうことを、私たちが考えるんですねけれども、ある学者は、いや、国籍選択は、朝鮮人民共和国をとるか、韓国をとるか、その国籍選択だ、というんですけれども、実はそうじゃあなくて、日本国籍を保有するか、または

韓国国籍をとって帰るかというのが、一般的な国際条約で見る先例なんです。しかし、例外的には、日本国が合意に基づいて、いかなる収置も取れると、それは条約によって決めるんであって、一國が恣意的にすべきでないと思うんです。

外国人登録証の国籍欄が朝鮮となっている場合、何を意味するか。

外国人登録証において、国籍の欄に、原告の金鑑甲さんの場合は、朝鮮と記載されておるわけですが、こういった場合には国籍はどういうふうになるんでしょうか。

日本国は、朝鮮とは国籍なのかと、こういう質問をした場合には、いやあれは国籍ではありません、あれはかつての朝鮮半島の出身者を意味するものと、こう言ってますね。しかし、その後そういう領域から、私は韓国だということとで韓国の政府が登録する、登録してその登録証明書をもって、朝鮮を消して韓国に変えるんですね。でも一時は日本国でもそれは問題になって、それは、韓国が何やと質問した場合、いや、それも同じ国籍というものではないという否定をしたんです。ただ日韓条約ができた後、韓国は国籍

なんだと、日本国は主張したんですね。だから今、日本国自身も、朝鮮は国籍と思っていないはずです。あそこは、朝鮮出身の人々を表わす表記だというように、私は日本国は主張してるんじゃないかと思っています。

今、日本国の証拠によって朝鮮は国籍だということは、どこも聞いてません。ただ本人が朝鮮人民共和国の国民であるという人は、それは本人の意志であって、客観的に国籍として立証されることはないだろう。そうすると、私の言うのは、あの国籍欄に朝鮮となっている人々は、少くとも永住許可申請をしてない人、すなわち二番目には、韓国政府との関係において、登録をしていない、それはもちろん、旅券も持っていない、韓国の旅券ですね、そして韓国に帰らないで、現在住んでいるという状況でありますと、この人々は本人の意志はともかくとして、国際法的には、日本国籍保有者であると、言えるんじゃないかと思っています。

日本国籍確認と帰化との違い

この裁判では、日本国籍の確認を求めておるわけですが、日本国の主張としては、日本国籍を欲するならば帰化という方法もあるんじゃないか、というふ

うなことを述べておるわけですが、帰化と日本国籍確認とは、どのように違いますでしょうか。

国籍というのは民族的にとらえないという基本的な理解をしていきますと、日本国が、日本政府が在日朝鮮人韓国人に対してなされた行為は、正に国籍の集団剥奪であると、そういう意味で、私は「国籍と人権」の本にそういうことはつまびらかに書きました。ナチスドイツでも国籍を集団剥奪しました。いろんな国が集団剥奪した例があります。しかし、ほとんどの国がその剥奪例を取り消して人権を保障することになったんです。しかし、けれども日本国は、いまだ、それをしていないんですね。だから国籍確認というのは、日本国が、在日朝鮮人が基本的に持っている人権としての国籍が、日本の国家意志又は政策によって、集団的に奪われたということに対して、その行政処置に対して、裁判所に、いや、違うんですよと、この行政が間違ってるんだと、国際法的にも間違ってるし、基本的人権の角度からも間違ってる、だから、国籍は確かに金鑑甲さんにあることを確認してくれと、認めてくれというのが、この国籍確認なんです。即ち、その国籍確認というのは、なにも今の日本国籍法にあ

ります帰化を通して、日本の国籍を得るとかというものでは全くないんですね。国際法的な事実関係においても居住権を保障することだと、だいたい考えられるわけですね。それに対して、日本は帰化という制度があるじゃないかと、言うんですね。

確かに国籍法には帰化制度があります。でもね、帰化制度をよく見ますと、確かに外国のアメリカ国籍を持った人とかドイツの国籍を持った人が、あの帰化条項に基づいて帰化することとは、それで結構なんですね。けれども、在日朝鮮人の歴史的背景から考えてみた時に、日本国籍を一方的に剥奪しておいて、そして、お前が日本国籍が欲しいなら帰化をしなさいよと、即ち、帰化するにも五年の居住歴がちゃんとあるんですね、だから外国から入ってきまして、日本では、入管行政が引き続いて五年住まさせないようにするんですよ。だから四年十カ月になったら切るんですね。一回あなた出なさいと、で国外に出て、そしてもう一回入らせるんですね。そして居住五年以上をとめるんですよ。だから帰化制度の本来は、在日朝鮮人、台湾人の国籍を奪って、そしてその人たちが日本国籍が欲しいということがきた時に備えるというのが、帰

化の主な内容です。実際、今帰化した人たちの統計を見ても、それはアメリカ人、フランス人もあるでしょうけれども、圧倒的に多いのは在日朝鮮人、台湾人なんですね。そうするとその帰化制度は何を意味してくるかというところ、国籍を奪ってにおいて日本国籍を申請した段階で、名前がわつと出るんですよ。名前は崔昌華はだめなんですよと、日本の名前を付けなさいと、あなたは戦前、高山昌華だったから、高山昌華にしなさいとか、いうことをするんですよ。しかし、それは法律にどこにも書いてないんですよ。その大事な問題が法の裏で行政指導をやっているんですね。それを主張しますと、ああこの奴はだめだと、不許可にするわけですね。また、ある人が帰化申請をした話を聞きますと、隣りの人が自分の金を二十万か三十万借りていて返さないと、いくら催促しても返してくれないと、だから仕方ないから民事訴訟を起したと、そしたら不許可の理由が、日本人の人とけんかしているとか、裁判まで争っているとか、そういう人はこの社会に好しくないとか、そしたら不許可にすると、又は生活保護をかってもらっておったと、だからだめだと、刑務所に行ったらだめだと、又は家に行ってみたら、全部朝鮮の服を着

た人形がいっぱいあったり、キムチの臭いがしてニンニク臭いと、どうも朝鮮人臭いと、これもだめですね。即ち、この帰化という制度は朝鮮民族という民族から、その民族性を全部抜いて、日本の大和民族にさせていく過程なんです。それが帰化なんです。だから、もし領土変更で、日本にそのまま日本国籍があることを認めてしまえば、裁判長は日本の敗戦時の状況を知っておるように、韓国人が非常に解放になったと喜んで、韓国語を習い、民族の物をばかっと置いてると、このまま日本国籍を認めると、これは大変だと、少数民族が起るんじゃないかと、こういう理解になって、少数民族が起ってくるとそれは困るということとで、朝鮮民族を抜く作業が帰化制度としてなされてきたと、だから、帰化は一言棄て言えば、日本政府にひざをつけて、日本国籍を下さいと言って哀願する、そういう状況を作ると、そしてあげるあげないは日本国家の自由に、裁量に、気に入る人にあげると。確か国会で、吉田茂首相は、日本には日本の生活になじんだ朝鮮人もおればそうでない悪い朝鮮人もおると、そういうのを選別せんといかんというのを、国会で答弁してるんですね。その精神がこの帰化制度の中で、現われて

るんじゃないかと思うわけです。

帰化と同化

帰化の重要な問題として、同化というところがあるわけなんです。同化という言葉について、もう少し説明してみたい。

同化というのは非常に問題です。私は日本に住んでは、ある意味では同化されてると思うんですね。

今、法廷で嫌な言葉であっても話さざるをえないということも同化だと思うんですね。しかし、それは社会状況によってくる同化だろうと思うんですけれども、しかし、権力と法と力をもって迫ってくる、それが同化だと思うんですね。だから、そういう意味で、日本社会は、名前の問題、そうですね。私はこの高等裁判所でNHKと名前の問題で裁判をずっとやってきました。もう、裁判長はよく分かっているんですよ。だが、判決では分かっていることは表明されないんですね。日本語読みをするのは慣用だと、仕方がないと、こういう現実がちゃんとあるわけですよ。だから、韓国人が自分の名前でも、本名で名乗れない状況ですね。しかも、それが権力という力で、判決という力でくるわけ

ですよ。だから、そういう意味で、同化というのがそうであると。一つこれは裁判長に分かりやすい例を。

うちの教会に、金だれだれという子供がおるわけですね。今、小学校に行ってますけど。幼稚園から教会に来てますから、名前は何か言って言ったら、韓国の名前、ちゃんと呼ぶんですよ。だけれどね、日本の学校とか、社会に行きますと、名前を変えるわけです。変えて日本の通名をもってきます。で、また通名を変えないで、私はこうだと言うと、読みにくい、日本名を付けなさいと、こうくるわけですよ。そういう学校が日本名を付けなさいということが、正に同化の強要なんです。だから、子供が顔を見るんですよ。ああ、この人は教会の牧師さんだから韓国人だ、名前は何かと言うと、韓国名でちゃんと言うんですね。で、隣を見て日本人だと思ったら、日本の名前を言わなくちゃあということ、日本の名前を言うんですね。小さい時から、朝鮮人と日本人を使い分ける人間になるんですよ。だから、どれが正しいのか、どれが本当に自分が生きるのか分からない人間の破壊がでるわけですね。もっと典型的なのは、学校に行きますと、自分が日本人になりきって、朝鮮人がい

じめられておれば、普通自分が朝鮮人であることが分かれば、けんかをやめなさいと、いじめを止めるんです。

だが、徹底的に日本人化するために、わざと一番最初にけるんですね、いじめるんです。なぜか、日本人全部に、私が日本人であるのを見せなければ、また、いじめられるだろうと、だから朝鮮人が日本人に見せかけていくという状況が、子供のうちに形成されるんですね。これ程惨めな人間性破壊はないんですね。自分の兄弟が、自分の民族がいじめられるのを、それをやっぱり止めるというのが本当の人間のあり方だと、けれども、周囲の力によってとめられないという現状が起ってくる。こういう動物で言えばカメレオンの人間ですね。ここに行けばこう生きる、向うに行けば向うに生きる。だから韓国人はひどい者は、名前が七つも八つもあると、日本名こっちで名乗って、山田と名乗って一時住んだら後で朝鮮人とばれたら、また差別される。こっちに行ったら今度は山岡にすると、今度はまた日本人みたいにしてばれると、あっちに行ったら今度は高山にすると、だから名前ばかりくる変わってくる。これが在日朝鮮人の一度、同化される状況ですね。と、のみならず、日本の社会がいろん

な意味でそうです。朝鮮人であるということを出せば、学校も又は就職口もないんですよ。私は牧師です。

日本の教会の人もいろいろ付き合ってますが、ある学校が朝鮮人であることが分かって、入学許可をするわけですよ。これは特別考えないかと困ると、あの学校は朝鮮人入れてくれるんだということで、有志がぐっと集ったんです。で、だいぶ入ったんです。と、学校側はああ、これは困ったと。朝鮮人があまり入りすぎたと。だから次からは上から五人だけ入れようと、そういう政策をやるということを学校側の先生から聞いたんです。

これが日本の社会なんです。確か一九七三年だと思えますけれども、大阪にキリスト教の学校が一つありますけれども、朝鮮人お断りと、はっきりしてるんですよ。で、教会側がいろいろ運動して、三年後に、朝鮮人を入れると、こういうのが結局、日本における同化の問題であるわけですね。

うちの子供たちが、裁判長は法廷陳述を読めば分かるように、うちの娘は、今、ピアノをやっているんですけども、愛知芸大の大学に入っておりますが、学部を卒業してピアノ演奏の成績が良かったからピアノの放送をするらしいですね。演奏を、で、行って、

NHKがピアノをとってやる時に、名前を樹善愛と言ったら、向うはいいと言って、そのままとったんですね。

で、後で聞いたのは、名前がこればかりと放送できないと。それで子供がどれ程泣いたですか。しかし勇気を出して行って、私は名前を日本語読みされるくらいなら、したくないと言って、おそらく涙で訴えたと思うんですよ。そしたら、そのディレクターがどうすればいいか、もちろん、名前の裁判を父がしておったのを知ってやったでしゅう。だからNHKはそれをとめようとしたんですね。それに對してディレクターが、芸術家だから芸術家に対して無理をしてはいけないと、芸術家という名のもとに、名前を本名で放送したんですね。普通のあの放送したら、必らず放送の間にインタビューをして流すんですけども、しなかった理由は善愛と呼ばなきゃいけないので、それをカットしてしまったんですね。これが、今現状なんですね。だから、この同化という波はそういう社会的な力もあるし、また国家の力もある。今日、国側は来ておりますけれども、私は特殊面接員をしてるから刑務所にも行ったり、またいろんな人権闘争をしてるので、よく法務省関係にも会うんですよ。福岡入管

もそうでした。課長さんが私の前で、私の名刺を見ながら、あえて日本語読みをするんですよ。それはおかしいじゃないかと言ったら、怒り出んですよ。向うが私をどう読んでも自由じゃあないかと、これが法務省の実質的な態度なんです。つまり朝鮮人は日本人のようにならなければ、この世に生きられないと、日本人のようになるということが同化なんです。その同化の要が帰化なんです。準備書面にも書いてあるように、この帰化の問題で自殺をしたり、又は自分が燃身自殺をしたり、家庭が不和になったり、こういうのがいっぱいあるんです。こういうのが現状の同化なんです。だから、私たちが日本国籍確認というのは、そういう人間性が破壊される帰化じゃなくて、人権としても基本的な国籍を私は得るんだと、こういうことだと思えます。

国籍問題と在日朝鮮人韓国人の人権獲得の運動の関連

証人は在日朝鮮人・韓国人の人権を獲得するという意味で、いろんな具体的な闘争にかかわっておられますし、その中でまあ国籍という考えを中心にして、運動を進めておられると思うんですが、具体

的にどのような運動にかかわって、どのような経過で国籍の問題につらなっていたのでしょうか。

私、最初に申しましたように、教会の牧師ですので教会の仕事がもっぱら自分の使命だと思っておりますが、今、国籍と人権という角度からずっと勉強してきて、本当に日本国が在日朝鮮人にとった国籍政策・国籍剥奪というのは非常に間違っているということ意識して、ある意味では怒りをもったわけですね。人間としてやれるんだかと、そういう思いが、一九六八年の静岡県の金婚老事件にかかわったり、また一九七三年の強制退去事件の申挙換事件にかかわったり、また京都にある外国人登録事件であります宋斗会さんの事件にかかわったり、まあ特に意図的に運動を始めたのは、一九七五年だと思っております。私は人権運動を三つとらえますけれども。一つは一九七五年七月に提起したこの金鐘甲裁判ですね。これは居住権の獲得の裁判だと。その次に、私たちはいくら居住権があっても発言権がないとなんにもならない、日本国が一番最初に奪ったのは参政権ですね。これも当然の間とめると書いてあります。停止するとそれを取りもどそうという参政権運動、これは一九七五年九月一日に出

しました。三番目がそういう過程で日本人が迫ってくる同化、民族の主体性を踏みにじる名前の読み方。こういう三つの角度で具体的にかかわって、今は外国人の指紋押なつ問題ということまで発展してきてるわけです。

少数民族問題として国連へ提起

証人は国際社会にも広く在日朝鮮人韓国人の問題を訴えるといった観点から、国連に対しても問題を提起されておられますが、具体的には甲四三号証の「MORE IN JAPAN」という日本における韓国人の少数民族としての問題という形で国連に訴えておられますけれども、具体的にはどのような内容でもって訴えられたのでしょうか。

まあ実は国連という話が出ましたけれども、一九七七年に私がアメリカに行きまして、ニューヨークに二ヶ月おりました。そしてニューヨークにおった時に、国連の人権関係の人に会って、在日朝鮮人の悲惨な状況を国際社会に訴えるには、どうしたらいいかということとを相談したんです。そして相談の結果、事実は、そういう運動が国内で起らなければならぬと、ただ書面だけでは、なかなか問題提起にはならない、そういう言葉を聞いて帰っ

て、「国籍と人権」の本を出版したり、いろんな活動をしながら、一九七五年の北九州市長あての公開質問書、その中身は今言いましたように、参政権の問題ですね。また一九七六年には福岡県知事に同じ公開質問書、これは主に参政権を中心に、児童手当、公営住宅の入居、それらの問題を提起します。まあ、当裁判所に出した証拠書類の中に、いろんなことが載っておりますと思いますのでね。そして、一九七九年の十月に、私たち人権獲得闘争連合会の代表が国連の事務総長に提起しました。証拠として出してあります。青いもの、「KOREANS IN JAPAN」。(甲第四三号証)ですね。そして、この資料(甲第五四号証)、この二つが国連の事務総長あてに出した書類です。

それから証人は、今の国連での活動について、甲第六一号証(人権)という中に、国連報告ということで三四頁に書かれましたね。これは証人が書かれたものでしょうか。

そうですね。この黄色の在日韓国人朝鮮人の人権獲得闘争全国連合会の資料集(甲第六二号証)、その中に在日韓国人の問題、国連報告というのが、ずっと入っておりますが、その中に詳しく書いてます。国連ということとは

、あまり行ったこともないし、なかなか分からずすけれども、世界の人権グループが協力をしていたいて、人権委員会のディレクターに会いました。バンボーベンというディレクターですけれども、会った印象は非常に深いんですね。一つは日本に在日朝鮮人の差別があることは、だいたい聞いて知っている、しかし、こういうオフィシャルな文書がきたのは初めてだと。二番目は、国連の人権活動を信頼して皆さんが遠路来てくれたことに感謝すると、ともに今後、全世界の人権が本当に保障されるために是非努力してほしいと。で、三番目には、私たちが持って来た文書をしっかりと読んで、それなりの手続きをとりたいと。しかし、これは秘密の会合で進められるので、その結果についてはいちいち報告はできないと、そういう形で提出されました。それが一九八〇年八月にワーキンググループで討議されまして、採用され、そして八月の下旬から開かれますサブコミッションで、また採用され、一九八一年二月から始まった本会議場で、在日朝鮮人問題が正式の議題の中に取り上げられました。不幸にと言いますか、私たちは中に入れなくてクローズして、秘密会議でした。その中に、国連報告の中に詳し

く書きましたけれども、日本国の国連大使がロビーから何回も出たり入ったりで、そこでいろいろ話をしたと、こういうふうに思っております。このことが日本をして、在日朝鮮人問題にいろんな意味で考えていく基本になるだろうと。裁判長に是非言いたいのは、国籍の問題が、この国連の場に行きますと、すぐ分かるんですね。もう、ぱっと分かってくれるんですね。秘密会議ですから、私がいろいろ情報を得たのを、この場で表明するのは、良心的には表明したいんですけども、名前まで出すのは好ましくないとと思うんで、代表の名前は出しませんけれども、ある国の代表は会った時に、すぐ、サンフランシスコ条約の時に、Option close do you know? 言ったんです。Option close (国籍選択)があっただろうか、ありませんでした。と、そんなことが、と言って怒ったんですね。私はあの一言が非常に大事だと、日本における在日朝鮮人の国籍問題を、本人の意思なしに決めたというのは、それはどういうことかと。こういうことですね。で、黒人の代表もそのことについては、最初は知らなかったですね。で、後で話をすると正にそうだと。だから今、国際社会では、この国籍の処理について、

日本国のとった処理が非常に誤りであることが指摘されていくのは、確かなんですね。と、同時に、今アメリカが毎年、国務省で発表している人権白書ですね。そこでも、この国連に出した問題が発表されました。その他、甲五四号証の中に大村収容所の問題も書いたりして、国際社会でいろんな雑誌に出たのを後ろに引用しました。だから、世界キリスト教協議会が出した「ONE WORLD: suffering minority」というものとか、ICJこれはジュネーブにある人権グループのものですけれども、そこで出した資料のコピーとか。そういう意味で、国際社会が在日朝鮮人の国籍問題に注目し、特に差別の問題に注目してきたということは事実ですね。

外国人登録証の指紋押捺拒否

証人は現在特に、外国人登録証における指紋押捺拒否を行って、北九州市の告発を受けて、今、裁判を争っておられますが、そのことについて、ちょっと伺いたいと思います。

指紋を押してきたわけですが、これは指紋をとられておれば分かるんですけれども、区役所に行きますと、こう手を取って回すんですね。そし

で、ちょっとでも悪いと、もう一回やり直すんですね。このやり直し、又は、押すときの瞬間、私の意志はないんですよ。向うのままなんです。力を抜いて回して外しなさい。このわずかの秒の差ですけれども、ここには私の意志が含まれない。私の意志がないというのは、私は国家のもとの奴隷なんです。これが指紋制度なんです。だから、そういう意味で、この指紋というのが、人間の人格、品位を傷つけるのは言うまでもないですね。在日朝鮮人、だれ一人、指紋を喜んで押すのは誰もいないです。あまりにも長年続いていたので、その鎖から離れないという事情なんです。そういうことも証拠書類が出てるので、いちいちここで言いませんけれども、本当にこの指紋押捺拒否がどれ程、我々人間の尊厳を傷つけていくのか、ということですね。と、それと同時に、国家は、法務大臣は、旅行の自由をまた奪っているんですよ。私は指紋を押していないということとで、再入国の許可をおろさないですね。それで、今、東京で出入国における裁判をやっています。国連の關係の人権グループから一九八三年八月に、私は是非来て、国連の方で証言して欲しいと、インビテーションを送っ

たんですね。それでも、日本国は拒否してしまった。また、韓国のキリスト教の会合では是非来て、話をしたいということ、また再入国申請しても、それも不許可にしました。即ち、今、私という一個の人間は、日本の社会において、人間が最も尊重すべき人間の尊厳をかけて闘っている、いや、それを主張してる、その人が日本国家によってすべてが奪われていっていると、こういうのが日本の現状だということですね。

今日提出しました甲六〇号証「ひとさし指の自由」、甲六三号証、六四号証のシンポジウム在日大韓基督教宣教師会宣教師といふ中に、証人が指紋押捺の問題について書かれてますけれども、それは証人自身が書かれたものですね。

はい、私が全部書きました。私は指紋の問題だけ言いましたが、本当は二時間ぐらいほしいんですけども、私が一番怒りに思っているのは、やっぱり、この外国人登録令の二条です。日本国はよく知っているわけですね、国籍があることを。ありながら外国人でない人を外国人と見なすという規程なんです。このみなす規定が、在日朝鮮人を踏みじったんですね。登録をしなければ退去強制する。指紋を押さなければこうする。全部

がそこに根源があるんですよ。公的にね。もう一つは一九四五年二月の国会で、在日朝鮮人の選挙権をとめたんですよ。口は止め、居住権は奪う、外国人登録令の外国人とみなす、というのは居住権を奪うことなんです。国籍を奪うというのは居住権を奪うことですね。だから金鍾甲さんが大村にいたり、いすがぐらぐらするわけですよ。居住がないからね。今日は、私はいすが丈夫で安心して話せるんですが、まあ、そこがしっかりしてるからいいんですけどね。人間は居住が不安定だと、すべてが不安定なんです。私は金鍾甲さんが、今ああいう体になったのも、やっぱり、そういう状況の中で悩み考える中で、全てのものが起因していくだろうというように思うんですね。

一個の人間の存在をかけた訴えに、裁判所はどう答えるか

最後に、この裁判にはどういったことを考え、どういったことを望まれておりますか。

私はたまたま福岡大学で国際法とはいいますけれども、博士過程で勉強しているのは公法を専門なんです。行政法とか公法をね。そこで自分が習っ

たものは、行政は法による行政だと。法にもとづいて、行政しなきゃならないと。法にない行政をしてはいけないというのを、頭がでっかくなるように習ったんですね。と、在日朝鮮人は法によってやってないんですよ。私はそう見るんですね。そして、法が適用されるためには、適用される意思が反映されなければいけない。日本国民がなぜ日本の法を支持するかゆいとうと、自分の代表が国会で法を作る場に行つて、賛成したからできるんですよ。だが、在日朝鮮人はどこも参加してないんです。参政権がないから。だから在日朝鮮人の意思のないところで、行政とか勅令とか、そういうことをやっているんですね。だから、それは正に法による行政を逸脱したものであると。と、同時に、司法というのは行政が法によらない行政に対して、チェックする機能があるだろうと、またチェックするための分立があるだろうと。そうしていきますと、この当裁判所が将来おろすであろう判決というのは、日本国がなしたこの国籍処理に対して、正しい行政をチェックしていく機能があるべきだということ、私は信頼をするわけですね。まあ、ある人に言わせれば、裁判所も日本人だから、どうせ同じことをやる

さ。まあ、私はそうであるかもしれない。ませんけれども、これが日本国の国内の手續であるならば、やっぱり手續きを踏もうと。ということは国際社会で、その判決がどう評価されるか、ということなんですね。だから、そういう意味で、裁判長が国際社会に耐える判決文を書いて、それが日本のやっぱし良心として表明していただきたい。まあ、実際の判決は裁判官合議制ですから、三人で書きますけれども、書く筆を握り、書く文章を考えるのは、具体的に一人一人の人間なんですね。具体的に一人一人の良心がその文章に表現されてくるだろうと。私は今日、構成が変わつて、裁判官が代わつておるんですね。今、今日、金鐘甲さんは私が証言する間、非常にづらい顔を何回かしました。私は金さんに会う度に、なんにも言えないんです。なんにも私はできないことに心苦しいんですね。あの不自由な体をもって車イスをひっぱつて、この法廷に來る彼の苦痛、苦痛を耐えて、この裁判所で、彼が何を訴えようとするのか、釜山から千島までひかれる時に、牛馬のようにくくられていくその想い。大村収容所での苦しい生活、朝鮮人であるという言葉によつてもたらされる彼の苦しみ、そういうことが

、ただ単に国籍という言葉じゃなくて、一個の人間の存在をかけて、当裁判所に訴えているものだろうと、私は把握するんですね。これは金さんだけの声ではない、私を含めた在日朝鮮人の声であるし叫びだろう。どうか、そういう意味で、当裁判所が本当に国際社会に耐えうる判決を出すことによって、日本国の民主化が一步大きく前進することを望みたいと思います。

被告代理人(堀江)尋問

証人の本日の証言の中に、国籍は血統で強制できないものだということ、何か協定をあげられましたね。

はい。「国籍と人権」の本に書いているんですけども、ハバート協定草案、その第四条ですけども、「国籍と人権」の三一五ページの真中までですね。三一五ページにもありますし、

一六五ページにもあります。

証人の著書・論文が書証で出てそれから本日の証言があるわけですが、国籍に関する証人の考え方というものは、これで集約されると、受け取っていいわけですね。

そうですね。事実、「国籍と人権」の本を出版して、ある入管の次長が、この本を讀んで、なんか、法務省でひろうしたらいいね。この話を。そしたら、話にならんくらい、そこで議

論になったらしいですよ。 だけど、いずれ、この本の線にそって行くんじやあないかと、本人はそう考えたと言ってるんですけれどね。 私は法務省の考え方もかつてよりは、大分変わってきたという意味で、私の議論が日本国によっても本当に、人間関係として理解されていくんではないかと、そう思います。

資料10

被告最終準備書面

被告は、原告の主張に対し、これまでの反論に追加して次のとおり反論する。

一 日本国籍確認の請求に対して

被告がこれまで主張しているように原告は、「日本国との平和条約」（昭和二十七年四月二十八日条約第五号）の発効により日本国籍を確定的に喪失したものである。すなわち、同条約第二条(a)項は朝鮮人の国籍について明文で規定してはいないが、同条約は、一九四三年一月二十七日のカイロ宣言により「……三大国は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する。」との連合国の決意が表明され、一九四五年七月

二六日ポツダムで署名されたポツダム宣言八項において「カイロ宣言の条項は、履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。」と前記カイロ宣言の趣旨が再確認され、日本の戦後処理に関する連合国の方針が明らかにされていたことを受けて締結されたものであるから、同条約第二条(a)項の「朝鮮の独立を承認」するとは朝鮮の領土及び住民の日本国からの分離独立を承認することを、また、「朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」とは朝鮮の領土及び住民に対する日本国の主権による支配の放棄を、それぞれ意味するものであり、結局、右条項には日本国が朝鮮人に付与していた日本国籍の放棄も含まれると解さざるを得ないのである。既に掲げた最高裁判昭和三十六年四月五日大法廷判決等も右の理を踏まえたものであり、それはその後大阪地裁昭和五三年二月二十七日判決、京都地裁昭和五五年五月一六日判決及びその控訴審である大阪高裁昭和五六年八月二十八日判決等において踏襲されているのであって、既に確定した判例理論というべきものである。

原告は、国籍非強制の原則、国籍選択権、きつな、あるいは人権宣言等を根

拠に日本国籍を主張するが、これらはいずれも国際法上確立した原則といえるものではないのであり、ましてやわが国を拘束するものではないといわざるを得ない。

二 損害賠償請求に対して

原告は、損害賠償請求の根拠をまとめたものと思われる原告第一四準備書面において、「従って、被告日本国の出した民事局長通達にもとづく原告の日本国籍の剥脱の処分は違法なものであり、日本国憲法一七条。。。。。及び国家賠償法一条。。。。。に基づき、原告は被告日本国に慰謝料として三千万円を請求する。」（同準備書面二丁目裏）と主張している。

しかしながら、原告の主張は、以下に述べるとおり、理由がないものであり、したがって、原告の損害賠償請求も棄却されるべきである。

1 右の主張によると、原告は、自分が日本国籍を有するから日本人として扱われるべきであったのに、違法な民事局長通達によって外国人として扱われたために損害を被ったとして、その損害の賠償を国家賠償法（以下「国賠法」という。）一条一項に基づいて請求している（原告は憲法一七条も根拠として掲げているが同条の規定を具体化したものが国

賠償であるから同法について賠償責任の有無を論ずれば足りる。)のであるから、原告の請求は、右の民事局長通達が違法であることを前提としていると解される。

しかし、被告がこれまでに主張しているように、原告は、前記のように、「日本国との平和条約」の発効により日本国が朝鮮の独立を承認して朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄(同条約第二条(a)項)したことによって、日本国籍を喪失したのであり、右通達(昭和二十七年四月一九日民事甲第四三八号民事局長通達・乙第二号証)は、その頭書にもあるように、「平和条約に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の取扱」についての通達つまり、右平和条約の発行によって朝鮮人等の日本国籍が当然に喪失することを前提として、国籍事務や戸籍事務に携わる関係機関に混乱が生じないように各法務局長・地方法務局長あてに出された通達に過ぎないものであるから、右通達は右条約を前提として出されたものであり、何ら違法の問題は生じないというべきである。

したがって、右通達の違法を前提とする原告の主張は理由がないもの

である。

2 右のとおりであるから、原告の損害賠償請求は、日本国籍確認請求が棄却されるのと同様の理由により請求棄却となるべきものと思料するが原告の主張には曖昧な点があり、中には個々の公務員の行為に着目しその行為によって損害を被った旨、主張していると解せられるような点もないではないので、念のため、その点について反論する。

(一) 国賠法一条一項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたとき」に国又は公共団体が賠償責任を負う旨規定しているのであるから、国に賠償責任を問う者は、同法同条の定める諸要件に該当する事実について主張立証責任を負うのであり、したがって、いかなる「公務員」が、いかなる「公権力の行使に当る」いかなる「職務を行うについて」いかなる「故意又は過失」によって、いかなる「行為」をなし、それによっていかなる「損害」が発生したのかを、また、その行為が「違法」であることを明らかにしなければならぬところ、本件に

おける原告の主張は極めて漠然としたものであり、主張自体失当というべきである。

もともと、入管事務所や大村入国者収容所等で原告に対し入管事務等の衡に当った公務員は、いずれも、出入国管理令(現在の出入国管理及び難民認定法)や被収容者処遇規則にのっとりて行為しているものであるから、これらに違法の問題が生ずるはずはないのであるが、仮に違法行為があったとしても、右に述べた他の要件について明らかにしなければならぬのである。

(二) 国賠法四条は、前三条の規定以外に民法の規定を適用する旨規定しており、消滅時効や除斥期間については民法七二四条の規定が(最高裁昭和三四年一月二二日判決・訟務月報五卷三三〇頁)、また、時効援用については同法一四五条の規定が(同昭和四六年一月三〇日判決・民集二五卷八号一三八九頁)、それぞれ適用される。また、同法七二四条の「加害者ヲ知りタル時」とは、国賠法に基づく損害賠償責任については、被害者が国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員としての不

法行為であることを知れば足りると解されている（東京高裁昭和三年一〇月二一日判決・下民集九卷一〇号二一三七頁）。

被告は、入管手続等で原告に接した個々の公務員の行為はいずれも適法であると信ずるものであるが、仮に不法行為があったと認められる場合を慮って、次のとおり主張する。

原告において、仮に公務員の不法行為により損害が発生しているとしても、その不法行為が国の公権力の行使に当たる公務員の職務を行うについてのものであることは、原告は、その損害発生時点すなわち不法行為の時点で判明していたはずであるから、本訴提起の三年前の日である昭和四七年八月一〇日以前の不法行為については、損害賠償請求権は時効により消滅しているというべきである。よって被告は右時効を援用する。なお、昭和三〇年八月一〇日以前の不法行為については、二〇年の除斥期間が経過している。

原告側証拠申請一覧

1. 国籍と人権 崔昌華 酒井書店
2. 国際法からみた国籍に関する若干の考察 崔昌華 福岡大学大学院論文集
3. 日本の台湾・朝鮮支配と国籍問題 田中宏 法律時報四七巻六号
4. 剥奪された国籍 崔昌華 朝鮮人第一二号
5. 領土変更と国籍の得喪（朝鮮領土の変更に伴う日本国籍の喪失問題を中心として）川上太郎 国際法外交雑誌第六七巻第一号
6. 領土変更と国籍 崔昌華 第六回九州国際法学会研究報告要旨
7. 金婚老事件と少数民族 崔昌華 酒井書店
8. 在日韓国人の法的地位及び待遇 載混 アジアの人権第四号
9. 一九七三年（行ウ）第二八号国籍確認請求事件鑑定書 宮崎繁樹
10. 外国人登録法違反事件鑑定書 川上太郎
11. 大村収容所二十年史 法務省大村入国者収容所
12. 大村収容所 朴正功 京都大学出版会
13. 日本における朝鮮少数民族 E・W・ワグナー 湖北社
14. 朝鮮人慰安婦と日本人 吉田清治 新人物往来社
15. 朝鮮人強制連行の記録 朴慶植 未来社
16. 国籍と人権 崔昌華 アジアレビュー 一九七五秋
17. 朝鮮人強制労働強制連行の記録―北海道千島樺太篇― 朝鮮人強制連行真相調査団編 現代史出版会
18. 不条理な在日朝鮮人政策 田中宏 三千里八号
19. 在日朝鮮人政策 田中宏 朝鮮人一四号
20. 戦争 読売新聞社会部編 読売新聞一九七七年三月五日～二五日

21、少数民族の人権の保障 崔昌華

― 在日韓国人・朝鮮人の参政権獲得斗争 ―

福音と世界 一九七七年九月号 新教出版社

22、被爆韓国人 朴秀瓊、郭貴勲、辛泳洙 朝日新聞社

23、第六項 第一次日韓会談とその中絶 43〜48頁 日本外交史28

鹿島平和研究所編

24、出入国管理法制の成立過程 大沼保昭著

国際法学の再構築(下) 東京大学出版会

25、田中 宏 証言

京都地方裁判所第一刑事部、外国人登録法違反 宋斗会氏事件
番号一九七四年わ第六号 一九七八年三月六日 同年五月十七日

26、在日朝鮮人の基本的人権 第十一、十二章

在日朝鮮人の人権を守る会編 二月社

27、差別白書第2集 権益運動のすすめ

在日大韓民国居留民団中央本部発行

巻末資料 全国の韓国人適用の社会保障項目一覧

28、資料集 在日韓国人朝鮮人の参政権獲得闘争 日本国首相への公開質問書

在日韓国人、朝鮮人の人権獲得闘争連合会

29、在日朝鮮人と社会保障 吉岡増雄編著 社会評論社

30、パパをかえして 崔昌華編 風媒社

31、出入国管理法制の成立過程 1〜8

法律時報50巻4号〜11号 大沼保昭

32、年金と差別 在日韓国人・朝鮮人の国民年金を求める会

33、出入国管理法制の成立過程 9〜12 法律時報50巻12号〜51巻3号 大沼保昭

34、〈対談〉 出入国管理行政を論じあう

― 現状をどうみるか ―

世界 一九七九年四月号 大沼保昭・藤本晋

35、在日朝鮮人の法的地位に関する一考察(一)〜(六) 法学協会

雑誌九六巻三号、九六巻五号、九六巻九号、九七巻二号、九七巻

三号 九七巻四号 大沼保昭

36、領土変更と国籍(韓日会談における国籍処理について) 九州

国際法学会年報一九七八年第九号一〜十一頁 崔昌華

37、出入国管理法制の成立過程 13・14・15 法律時報51巻4・5・

7号 大沼保昭

38、強制連行・奪われた国籍 人と日本 一九七九年八月号 佐藤

文明

40、証言 朝鮮人強制連行 新人物往来社 金贊汀

41、「在日外国人にとつてのユリカゴからハカバまで」 思想の科

学 一九七九年九月号 七九〜八八頁 田中宏

42、国籍 三省堂 山本敬三

43、Koreans in Japan (Ethnic Minority Problem) vol A, B & C

Association Fighting for the Acquisition of the Human Rights of Koreans in Japan 1979.10.24

44、在日朝鮮人処遇の推移と現状

法務研修所編 一九五五年十月

法務研究報告書 第四三集三号

45、A suffering minority, Kang

Enhong, ONE WORLD No. 59,

AUG/SEPT 1980

46、Koreans in Japan, World Council of Churches 1980 migration today 27

47、Protection Against Discrimination in Japan, The Review, No. 23, December, 1979

48、On Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, Human Ri-

gths Violations in Japan
May 29, 1980, International Human
Rights Law Group

- 49、名前と人権 酒井書店 一九七九年 崔昌華
- 50、筑豊に生きて 日本基督教団出版局 一九七一年 犬養光博
- 51、さまざまな語りかけ 第九回NCC都市産業伝道会議 一九七三年
- 52、棄てられた四万三千人 三田英彬 一九八一年 三一書房
- 53、西ドイツの国籍問題規制法 川上太郎 戸籍 一九七六年五月号
- 54、Koreans in Japan (Ethnic Minority Problem) vol.C.
presented to the division of human rights of the united nations march, 12, 1980 and additional explanation and background material presented february 15, 1981 by Association Fighting for the Acquisition of the Human of Koreans in Japan
- 55、強制連行・強制労働 筑豊朝鮮人坑夫の記録 林えいだい (徳間書店) 一九八一年
- 56、日本における領土の変更と国籍問題
在日朝鮮人・在日中国人の国籍問題をめぐって 加来昭隆
福岡大学法学論叢 第二六巻 第3・4号 二四三〜二七八
- 57、北九州「指紋押捺拒否」裁判公判資料集「裁かれる日本人」I
一九八四年 (北九州「指紋押捺拒否」裁判闘争を支える会発行)
- 58、北九州「指紋押捺拒否」裁判公判資料集「裁かれる日本人」II
一九八四年 (北九州「指紋押捺拒否」裁判闘争を支える会発行)

る会発行)

- 59、「国籍」を考える 土井たか子編 一九八四年 (時事通信社)
- 60、ひとさし指の自由 「ひとさし指の自由」編集委員会 一九八四年 (社会評論社)
- 61、在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム報告書 一九七七年 (在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム実行委員会)
- 62、인간권 在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争連合会 一九八三年 資料集No.4
- 63、제5회 심포지움 在日同胞의 将来에 在日大韓基督教会 宣教 一九八四年 (在日大韓基督教会社会局発行)
- 64、제4회 심포지움 在日同胞의 将来에 在日大韓基督教会 宣教 一九八二年 (在日大韓基督教会社会局発行)
- 65、人間とは何か ― 在日朝鮮人の人権
同志社大学宗教部 月刊チャペル・アワー No.100号
208〜225 崔昌華



国籍確認訴訟が結審

戦時中に
強制連行
門司の金鐘甲さん

戦時中、日本に強制連行され、戦後は特別在留許可が必要な外国人として扱われていた在日朝鮮人、金鐘甲(キム・ジョンカプ)さん(82)は北九州市門司区浜町、門司労災病院Ⅱが国を相手取って日本国籍確認と慰謝料など三千万円の損害賠償を求めた行政訴訟が二十九日、福岡地裁民事三部(谷水裁判長)で、提訴以来約九年ぶりに結審した。在日朝鮮人による日本国籍確認、強制連行など過去の政策に対する損害賠償の請求はいずれも全国初めてのケースで、判決は九月二十八日に言い渡される。

二十四回目の口頭弁論のこの日、金さん側は「国籍は本来、人間とその居住する土地との『きずな』を認めるだけ。国家が恩恵的に付与したり強制的にはく奪できるものではない。日本に居住する金さんの日本国籍確認は当然」

などと主張する最終準備書面を提出。国側もこれまでの主張をまとめ、請求には理由がないとする最終準備書面を提出した。

訴えでは、金さんは日本統治下の慶尚北道金泉郡出身(朝鮮籍)で、昭和十六年六月二十歳で日本に強制連行され北海道などで強制労働させられた。終戦でやっと自由の身になったが、退去強制処分、大村入国者収容所への収容、特別在留許可など、外国人とみなす国籍政策で抑圧と強制を受けてきた。

こうした半生を強いられる中「民族としては朝鮮人だが日本に居住せざるを得ない限り、日本国籍を有している」と日本国籍の確認を求め、さらに強制労働などで受けた虐待、苦痛に対して損害賠償を請求した。

金さん側は五十年八月の提訴以降、指紋押なつ拒否運動

に取り組み、崔昌華(チョエ・チャンホア)牧師(五七)を補佐人に、精力的な弁論を展開。①人権尊重の立場から国籍選択の自由が認められるべきの日本政府による一方的な国籍与奪政策は国際法上も国際②国籍取得に代わる「帰化」は日本名の強要など日本民族への同化に等しい——などにおよび「戦前は、皇國臣民」、戦後はめまぐるしく変わる法的地位(滞在資格)にほんろうされる「外国人」として扱われた金さんの安住と人権回復に、国は責任を取らなければならない」と主張。

これに対し、国側は、二十

七年のサンフランシスコ平和条約の独立が承認されたことから「在日朝鮮人も一律に日本国籍を失った、とみるべきだ」とし、日本への居住においては「帰化」の手段が法的に確立されている、と反論していた。

強制連行の在日朝鮮人

日本国籍確認また棄却

福岡地裁

「朝鮮民族だが、国籍は日本のはず」と戦時中に強制連行された在日朝鮮人、金鐘甲(キム・ジョンカブ)さん(81)北九州市門司区、門司労災病院内に

住む。金さんは大正九年、日本国民として朝鮮半島で生まれ、昭和十六年に日本に強制連行されてから北海道や宮城県内の建設現場で強制労働させられた。戦後は強制連行処分、特別在留許可による居住を繰り返して、大村収容所に収容されたこともある。事実上日本に

は、目に涙をためあきらめの表情。傍聴した支援者は口々に「話にならない」と不満をぶつけた。

提起以来、金さんを支え、在日外国人指紋押捺(おづなつ)拒否運動の先頭に立っている北九州市小倉北区小文字、在日大韓基督教小倉教会の崔昌華(チ・エ・チャンホ)牧師は「被告の国は今日の判決にも出延しなかった。これが我々に対する日本国の姿勢」と怒りを隠さなかった。

「朝鮮民族だが、国籍は日本のはず」と戦時中に強制連行された在日朝鮮人、金鐘甲(キム・ジョンカブ)さん(81)北九州市門司区、門司労災病院内に住む。金さんは大正九年、日本国民として朝鮮半島で生まれ、昭和十六年に日本に強制連行されてから北海道や宮城県内の建設現場で強制労働させられた。戦後は強制連行処分、特別在留許可による居住を繰り返して、大村収容所に収容されたこともある。事実上日本に

住む。金さんは大正九年、日本国民として朝鮮半島で生まれ、昭和十六年に日本に強制連行されてから北海道や宮城県内の建設現場で強制労働させられた。戦後は強制連行処分、特別在留許可による居住を繰り返して、大村収容所に収容されたこともある。事実上日本に

提起以来、金さんを支え、在日外国人指紋押捺(おづなつ)拒否運動の先頭に立っている北九州市小倉北区小文字、在日大韓基督教小倉教会の崔昌華(チ・エ・チャンホ)牧師は「被告の国は今日の判決にも出延しなかった。これが我々に対する日本国の姿勢」と怒りを隠さなかった。

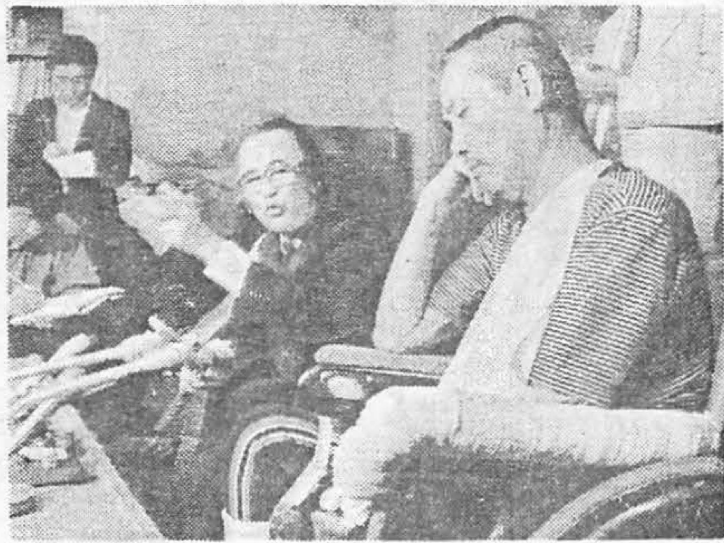
提起以来、金さんを支え、在日外国人指紋押捺(おづなつ)拒否運動の先頭に立っている北九州市小倉北区小文字、在日大韓基督教小倉教会の崔昌華(チ・エ・チャンホ)牧師は「被告の国は今日の判決にも出延しなかった。これが我々に対する日本国の姿勢」と怒りを隠さなかった。

「原告の請求をいざすれば却する」。日本国憲法の確認と強制連行の損害賠償を求めた金鐘甲さんの九年間の闘いは、わずか十秒で退けられた。裁判長の主文朗読だけで閉廷した法廷から、半身不図の体を重くすに埋めるようにして出てきた金さん

「原告の請求をいざすれば却する」。日本国憲法の確認と強制連行の損害賠償を求めた金鐘甲さんの九年間の闘いは、わずか十秒で退けられた。裁判長の主文朗読だけで閉廷した法廷から、半身不図の体を重くすに埋めるようにして出てきた金さん

提起以来、金さんを支え、在日外国人指紋押捺(おづなつ)拒否運動の先頭に立っている北九州市小倉北区小文字、在日大韓基督教小倉教会の崔昌華(チ・エ・チャンホ)牧師は「被告の国は今日の判決にも出延しなかった。これが我々に対する日本国の姿勢」と怒りを隠さなかった。

提起以来、金さんを支え、在日外国人指紋押捺(おづなつ)拒否運動の先頭に立っている北九州市小倉北区小文字、在日大韓基督教小倉教会の崔昌華(チ・エ・チャンホ)牧師は「被告の国は今日の判決にも出延しなかった。これが我々に対する日本国の姿勢」と怒りを隠さなかった。



判決後、記者会見する金鐘甲さん(右)と捕佐人の崔昌華さん(左) 28日午前10時10分、福岡地裁・司法記者室で

の話 最高裁の判例を踏襲した「せんせん通ってきている。それだけ。判例が出た時と現在ではを無視した今回の判決には不満。控訴する。

強制連行の在日朝鮮人

日本国籍認めず

福岡地裁判決

確認請求棄却 損害賠償も退ける

昭和十六年、日本人として従わねばならない」として日本に強制連行され、故国に帰れないまま、現在は特別在留許可の必要な外国人として扱われている在日朝鮮人、金鐘甲（キム・ジョンカプ）さん（北九州市門司区門司）が、国を相手取って日本国籍確認と強制連行・強制労働などに対する賠償を求めた行政訴訟の判決（月）を引用、サ条約二条a項が二十八日午前十時、福岡地裁民事三部で言い渡された。

谷水次裁判長は「二十七年発効のサンフランシスコ平和条約によって日本は朝鮮に対して統治権を事実上放棄すると同時に、朝鮮籍を有する人の日本国籍もまた喪失させた。この解釈は、すでに最高裁判例も認めており、これに

従わねばならない」として国の主張を全面的に認め、国籍確認の請求を棄却。損害賠償請求についても「日本国籍を前提としたもので、請求は失当」として棄却した。金さんはこの判決を不服として福岡高裁に控訴する。

（9面に関連記事）

に不合理な点があるなど特段の理由がない限り、判例を尊重して従わねばならない」と判断。

その上で、金さん側が主張した世界人権宣言にもとづいた国籍選択権について「正当な手続き、理由なく国籍変更の権利を否認されない」との趣旨であって、国際慣習法上確立された原則ともいえない」として採用しなかった。

さらに「日本領土に定住する在日朝鮮人の日本国籍喪失はありえない」とした金さん側の主張に対しても「日本国内に在住する者がいかなる国籍を有するかは一義的に明確である必要がある、サ条約の解釈通り在日朝鮮人も一律に日本国籍を喪失したと解するのは相当」とし「その他諸種の見解もいまだ最高裁判例を覆

すに足るものとは考えられない」と、金さんの主張をすべて退け「いずれにしても、原告は朝鮮籍を有する同胞の間に出生し、日本法制上朝鮮人としての法的地位を有していた。サ条約発効とともに日本国籍を喪失したといわねばならない」と結論づけた。

や宮城県で強制労働させられた。終戦でやっと自由の身になったが、仕事も金もなく日本に残留。二十六年、宮城県内で友人に頼まれて預かったクズ鉄が盗品だったため警察に逮捕され、一年二カ月の実刑判決を受けた。出所と同時に退去強制処分を受け、長崎県の大村入国者収容所に入所。三十三年、特別在留許可を受けて出所して以降、北九州市門司区で仲仕などしながら暮らしていたところ、四十六年、再び退去強制処分を受け、さらに収容された。その後、脳卒中で倒れて同病院に入院し、四十九年から毎年特別在留許可を更新する生活を続けていた。

こうした半生を強いられるなか「民族としては朝鮮人だが、日本に居住するしかない限り日本国籍を有している」として日本国籍を求めると同時に、強制労働や収容所生活などで受けた苦痛、虐待に対して損害賠償を請求して五十年八月、提訴。

審理は足かけ十年におよび、金さんは指紋押なつ拒否運動などに取り組む崔昌華（チャ・チャンホア）さん（在日大韓基督教小教会牧師）らを補佐人に、本人訴訟で

控訴する

原告・金鐘甲さんの話。われわれ朝鮮人は強制的に日本に連れて来られ、人間扱いされなかった。日本政府はその事実を少しもわかっていない。控訴する。

森脇勝・福岡法務局訟務部長の話。国の主張に沿った判決であり、現在の法制上当然の内容であるので妥当なものと評価している。

孤独な闘いに共鳴 補佐人の 兼崎医師

弁護士が付かなかった金さんの訴訟は実質上、補佐人の軍牧師と兼崎医師(この二人が進めた)。

兼崎さんは門司労災病院で、また金さんを診ることに。なった内科医師。提訴一年前の四十九年、赴任したばかりの同病院で、金さんが日本の国籍政策の矛盾に苦しみ、孤独な闘いに挑もうとしているのを知った時「治療だけに専念し、わずらわしい運動からは身を引こう」とすら考えたが「金さんを支援していく中で自らも変えていければ」と

決心した。

兼崎さんにそう決心させたのは金さんの突き刺さるような一言だった。

ある夜、金さんがこっそり病院を抜け出して飲みに出かけ、帰り道、こころでケガをした。電話で呼び出された兼崎さんは、金さんを見て思わすしかりつめた。「ぼくら金さんのために走り回っているのに、なんだ、酒なんか飲んで」。金さんは答えた。「どうもすみません。でもオレだってクニにいれば、妻も子供もいて普通に暮らしていたで

ろくに、今じゃ身寄りもなく、こんな暮らしをしている……」。その時の涙声は今も兼崎さんを打つ。

朝鮮人が日本国籍を求める——五十年の提訴以来、その不自然さをいふ声は金さんの周囲に飛び交った。無関心な同胞も少なくなく、十数人の支援者に囲まれて闘った九年間。「日本人いや」「皇國臣民」として日本に強制的に運行してきて、牛馬同然に働かされ、戦争が終わったら「お前は朝鮮人」。勝手すぎ。日本国に一言文句を言っ

てやりたかった」。

素朴だが、それだけに胸を打つ金さんの理念とこだわりは、在日朝鮮人・韓国人にも共感の輪を広げつつある。

現在、金さんは、門司労災病院二階端の個室で、日がな一日半身マヒの体をいたわりながら、なすすべのない毎日を送る。話をするが、日本語もハンゲルも読めず、テレビと唯一の楽しみというタバコだけが相手だ。

福岡地裁判決で請求を棄却された在日朝鮮人による全国初めての「日本国籍確認訴訟」の原告、金鐘甲(キム・ジョンカブ)さん(五二)北九州門司区浜町、門司労災病院内の補佐人、崔昌華(チ・オエ・チャンホア)さん(五二)在日大韓基督教小倉教会牧師は九日午後、判決を不服として、福岡高裁に控訴状を送付した。

この訴訟は、戦時中日本に強制連行されながら、戦後は特別在留許可の必要な外国人として扱われている金さんが、国を相手取って日本国籍確認と強制連行などで被った損失に対する損害賠償を求め提訴。審理は五十年の提訴以降、足かけ十年におよび、先月二十八日の判決で同地裁は「二十七年のサンフランシスコ平和条約で日本は朝鮮に対する統治権を事実上放棄すると同時に、朝鮮籍を有する人の日本国籍もまた喪失させた」として、国側の主張を全面的に認め、請求を棄却した。

取材前線

在日朝鮮人の日本国籍確認訴訟

が抱えているいくつかの問題点。点々浮き彫りにした。全国的な盛り上がりを見せる在日外国人の指紋押なつ拒否運動と同様、判決を超えた視野に立ってその実情を見据える意義がありそうだ。

戦後、在日朝鮮人、韓国人は二十七年のサンフランシスコ平和条約の締結で日本国籍を喪失した。その後、日本は韓国と七次にわたって(二十七年・四十年)在日韓国人の国籍、法的地位に関する会談をもったが、結果的には在日韓国人には国籍選択権を与え

るべきだ」と主張した韓国に、日本は「帰化」の促進し、原則として五年以上在日

という条件のほか「素行善う。」「確かに、日本国籍を求め良などの「資格」が求められる上、戦前の創氏改名政策と金さんの訴訟の補佐人である崔昌華(チ・オエ・チャ)政指導もあって「日本民族へする権利を否認されない」とい

こうした主張に対し国側はすでに、八割以上は日本で生まれ日本語しか話せない二世三世が中心で、崔牧師は「金さんの訴訟は、人権の拘束、侵害を被っている在日朝鮮人・韓国人の現実を、国籍という根源的なレベルで問いただした」と位置付けている。

指紋押なつ拒否運動はじめ「氏名人格権」訴訟(上告中)在日外国人の参政権獲得闘争など、日本の在日外国人対策を批判する動きが高まっている中、金さんは控訴してさらに闘うが、金さんの訴えはもう一度、とらえ直した必要があるが、金さんは



金 鐘甲さん

「国籍選択権」を強調

指紋押なつ拒否など 在日外国人の「現実」問う

二十八日の福岡地裁判決で退けられしもの、在日朝鮮人、金鐘甲(キム・ジョンカブ)さん(五二)北九州門司区門司労災病院入院中、IIが訴えた日本国籍確認訴訟は、改めて日本の国籍政策

の同化を強いる」としか受け取れない、と反発。民族と国

の同化を強いる」としか受け取れない、と反発。民族と国

の同化を強いる」としか受け取れない、と反発。民族と国

の同化を強いる」としか受け取れない、と反発。民族と国

— わずか数秒の判決言い渡し、むなしさを感じました。

金 判決の時は、いつ始まってどう終わったのかも、ようわからんでした。裁判所に入るまでは、なんぼかい判決が出るか、と思ったりしました。裁判の人の様子で(敗訴が)わかりました。胸がゆいです。

△昭和十六年、朝鮮・慶尚北道から日本に強制連行され、終戦後も故国に帰れないまま、在日四十三年。在日朝鮮人として初めての日本国籍確認と強制連行、強制労働などで被った損失に

言いたい 聞きたい

対する損害賠償を求める行政訴訟を起こしたが、福岡地裁は先月二十八日、被告・国の主張を全面的に認めて、訴えを棄却した。四十九年、脳卒中で倒れて以降、門司労災病院(北九州市門司区浜町)で療養生活を続けている。日本に家族はいない▼

— 二十歳で日本に強制連行された、と聞きました。

金 百姓の手伝いしている時、おやじのところに役所から警察が来て、むりやり引き立てられました。その後、三人一組で手足をくくられて、釜山か

ら下関、それから貨物列車で青森まで連れて行かれて北海道に送り、千島で飛行場か何かの建設をやらされました。ちよっとのメシが出るだけで、牛馬みたいにこきつかれました。

— 戦後は?

金 千島から宮城県の大賀城というところに移されましたが、終戦のころはたいぶ後になってわかったぐらいで……強制労働はなくなりましたが、まともな仕事も金もなく、クニに帰るキップもなかった。日本に居つき、大村収容所(長崎県)に入れた

れたりしました。クニの家族のことは全然わかりません。腹がいの妹や弟が何人か残っているはずですが。

— 訴えを起されたのが九年前。長い足取りだったろう、と思います。

金 国籍の裁判にしたのは、クニに在る時、日本人にさせられたからです。無理に日本に連れて来て「お前らは日本のために働けい」といふなら、戦争が終わったら「お前らは朝鮮人だ」とひっくり返されて……。勝手に日本人にしておきながら、大村収容所にぶち込んだり、入替(入国管理

「日本国籍確認訴訟」の控訴審にかかる在日朝鮮人

キム 金 チョンカブ 鐘 甲 (63)



強制連行の果てに...

局のわずらわしい手紙を押しつけたり。言葉はよくわかりませんが、どうせこのまま日本で死ぬのなら、死ぬまでになんとか……。

— 取材を通して、私も金さんの訴えを広く知らせたい、と思うようになりました。

金 はあ、そうですか。

△脳卒中による左半身マヒで、体の自由がほとんどきかない。時たま支援者が訪ねるだけの、病室暮らし。一日を

テレビとタバコだけでまぎらす。延べ二時間近くにおよぶインタビューで、たの一度も笑顔を見せなかった▼

— 判決後、控訴したいとおっしゃいましたね。高裁ではどんな主張を?

金 (目を大きくして) ぼくは言葉が分からないから。裁判のことは(訴訟補佐人の)崔昌順(チォエ・チャンホフ)さん(在日大韓基督教小教会牧師)や兼崎(あきら)先生(門司労災病院での主治医)に任せてるんで

すよ。崔さんみたいに、思ったことが全部しゃべりたいんですけど……。でも、あんな判決はいやだから、もう一回やりたい。体が弱くて、周りの人に迷惑をかけてしまうけど……。

— 金さんを、ぜひ一度お里帰りさせたい、という話もあるそうですね。

金 こんな体で動けるか、どうか。クニに帰れば、だれか知ってる人も残っているでしょうけど、地名もよう

で、四十年以上離れていて、どんなに変わっているのか。福祉のよいところに帰れたら、とも思うけど……。

— 北九州にいる同族は、面会に来ますか?

金 いや、ほとんど。こっちはこんな体です。北(朝鮮民主主義人民共和国)か南(大韓民国)か、どちらかの箱でおさまりたいという気も、余りないんです。

△金さんの法的地位は戦後、退去強制処分、仮放免、特別在留許可など転々と変わっている。現在、毎年、同許可を更新中。自ら拒否してはいるが「帰化」は、客観的にもむずかしい▼

「入国と帰化の心」

「日本国籍を回復したい」

「金銭的に困窮している」



「日本国籍を回復したい」



「日本国籍を回復したい」

「日本国籍を回復したい」

「入管と縁を切りたい」

— 日本国籍確認の闘い —

金鐘甲さんの裁判をすすめる会

バックナンバーあります。(一冊三百円)

No1 一九七五・八・九

目次

訴 状	1
金鐘甲氏の裁判をすすめるにあたって	3
— 金鐘甲さんの裁判をすすめる会 —	
裁判をおこすまでの経過	6
— 金鐘甲さんの裁判をすすめる会 —	
金鐘甲さんのこれまで — 金さんの話より —	11
金鐘甲さんの主治医としての僕	17
金鐘甲さんの裁判	20
日本国籍確認訴訟の意義	22
日本国籍のこと	30
会名の変更について	33
入会のよびかけ	34

No2 一九七六・六・一二

目次

金さんの経歴	1
三・一九裁判傍聴記	12
裁判終了後の集会での発言	

崔 昌 華

伊 藤 ル イ

宋 斗 会

大 西 正 之

金 得 三

G・デイビス

国会答弁書

金さんと酒

在日韓国、朝鮮人の参政権獲得斗争

「ビッコ」の表現について

「異邦人の河」上映運動の中で考えたこと

編集後記

佐 藤 勉

No3 一九七七・六・五

目次

私の経歴(金鐘甲さんの話のきき書きと補足)	1
-----------------------	---

4・8口頭弁論傍聴記	山田一男	9
------------	------	---

国側第一準備書面		11
在日韓国・朝鮮人の参政権運動Ⅱ		

崔昌華(チョエ・チャンホア)	14
----------------	----

関東―東京に運動の拡大をノ	関東支援グループ	24
---------------	----------	----

金鐘甲さんの裁判をすすめる会の活動	U・X	26
-------------------	-----	----

「全九州報告交流会」に参加して		
-----------------	--	--

金鐘甲さんの裁判をすすめる会	28
----------------	----

剥奪された国籍	崔昌華(チョエ・チャンホア)	30
---------	----------------	----

新聞資料		42
------	--	----

編集後記		44
------	--	----

No 4 一九七八・四・二八

目次

金鐘甲さんを取りまく運動と裁判の経過	1
--------------------	---

審証の紹介	山田一男	9
-------	------	---

在日韓国人朝鮮人の参政権運動Ⅲ		
-----------------	--	--

崔昌華(チョエ・チャンホア)	13
----------------	----

裁判資料(一九七七 七・一二―一一・七)	29
----------------------	----

原告第四ノ第六準備書面	
-------------	--

原告側証拠申請	
---------	--

被告第二ノ第三準備書面	
-------------	--

新聞資料	49
------	----

伊藤弘さんのこと	54
----------	----

編集後記	56
------	----

No 5 一九七九・四・二一

目次

この裁判のこれまでの経過とそこで考えること	1
-----------------------	---

裁判傍聴記 一九七八年二月七日	山田一男	4
-----------------	------	---

在日朝鮮人・韓国人の参政権獲得闘争	崔昌華	5
-------------------	-----	---

裁判資料(一九七八・四・二一―一九七八・一二・二)		
---------------------------	--	--

原告第七準備書面	44
----------	----

原告第八	47
------	----

原告第九	48
------	----

原告審証②宋斗会裁判における田中宏さんの証言	18
------------------------	----

宋斗会氏の最終陳述の要点と判決結果	52
-------------------	----

編集後記	
------	--

No 6 一九八一・七・八

目次

金鐘甲さんの日本国籍確認訴訟の経過	1
-------------------	---

資料1	
-----	--

第十準備書面 帰化について	9
---------------	---



第十一準備書面	国籍選択の自由について	14
第十二準備書面	日本と国籍選択	17
第十三準備書面	国籍とは何か	19
資料2		
証拠申請書類		20
資料3		
宋斗会裁判における大阪高裁判決		21
資料4		
国連人権委員会に差別の実態を提起	チオエチャンホア 崔昌華	26
国連人権委員会での日朝鮮人問題討議	崔昌華	31
指紋捺捺拒否斗争	崔昌華	34
新聞、ビラの切り抜きなど		41
あとがき		64



パンフレット案内

いづれも当会にあります。

「裁かれる日本人」

I 崔善愛さん意見陳述

(三〇〇円)

II 崔昌華さん意見陳述

(三〇〇円)

弁護人意見陳述

III 証人尋問

(三五〇円)

弁護人冒頭陳述書

北九州「指紋押捺拒否」裁判

闘争を支える会、発行

「宋斗会・小菅から」

(一、〇〇〇円)

冒頭意見陳述書

ブンカジンとその輩へ

小菅からの手紙

イレ一ヌとの往復書簡

宋斗会と、その友人たちの会、発行

編集後記

・ 6号を出して、7号を出すまで、あまりに時間がかかってしまった。三人の証人尋問と原告の証言と続き、切れ目がなく、もたもたしている内に、判決となって、もう遅れついでに、みんなまとめて、7号をやっと三年半ぶりにつくりあげた。お待たせしました。

・ 福岡高裁での控訴審の第一回は、一九八五年四月二五日(木)

一三時三〇分、五〇四号法廷と決った。あの判決の時のように多数の傍聴をおねがいします。

・ 控訴審の訴訟救助と、崔昌華、兼崎暉の補佐人申請は一審同様認められた。また、皆さんで弁護士なしで頑張ろう。

・ 但し、大変、心配な事がでてきた。一九八四年一二月、金さんが発熱して以来、右側の胸水がひかないで続いており、金さんが果して四月二五日に出廷できるかどうか見当がつかない。本人は比較的、元気なのだが。何せ、金さんはもう65才になるのだから。時に、金さん、今日は気嫌よさそうだなと思うことがある。たいてい、そんな日は誰かが見舞いにきてくれた時だ。

少し、あたたかくなったら、時々、病院に皆さんよって下さい。

一九八五、二、九 (K)

会の連絡先

